

EDI 法的问题調査研究報告書

— EDI に関する標準契約の検討 —

平成 8 年 3 月

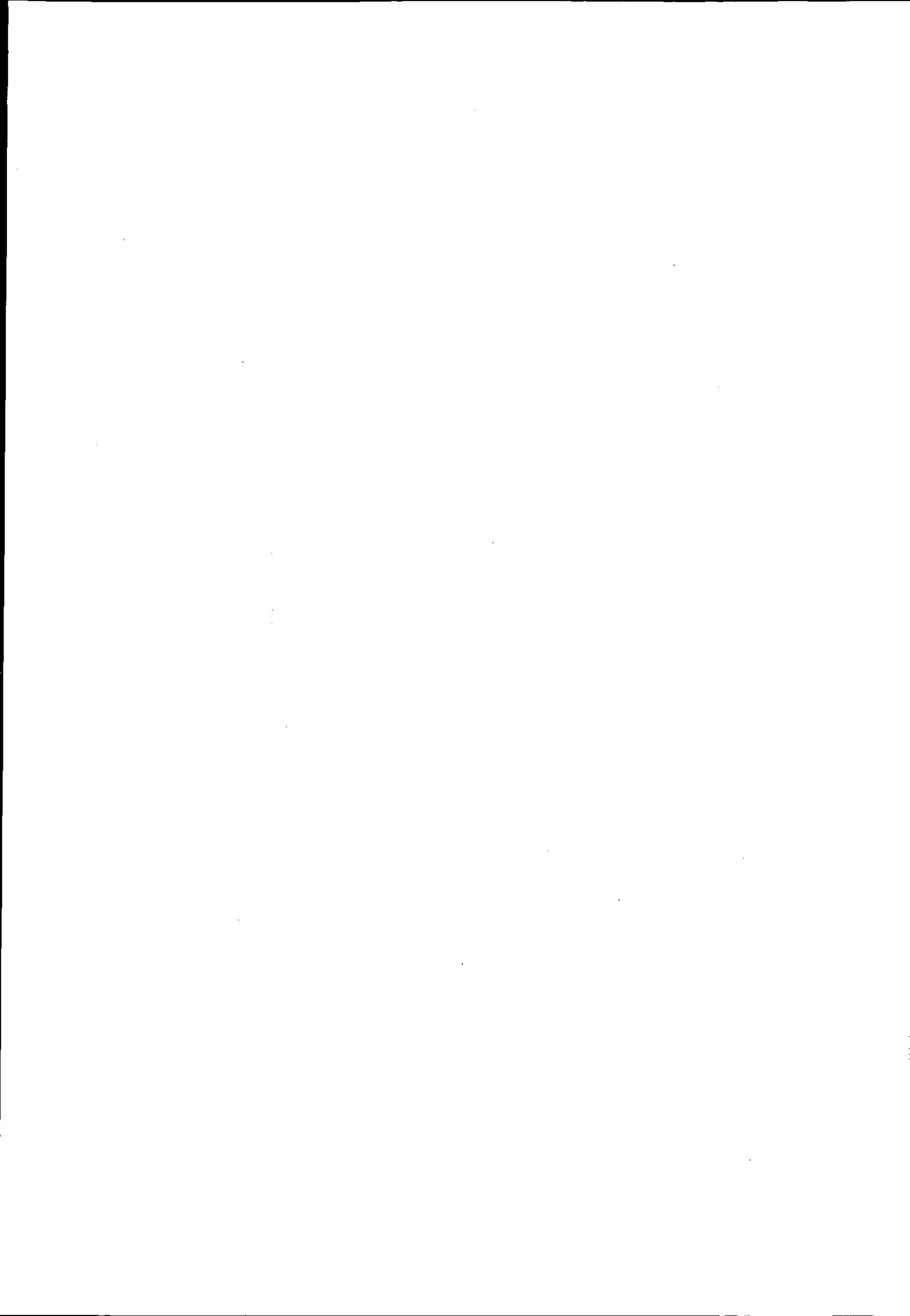
財団法人 日本情報処理開発協会

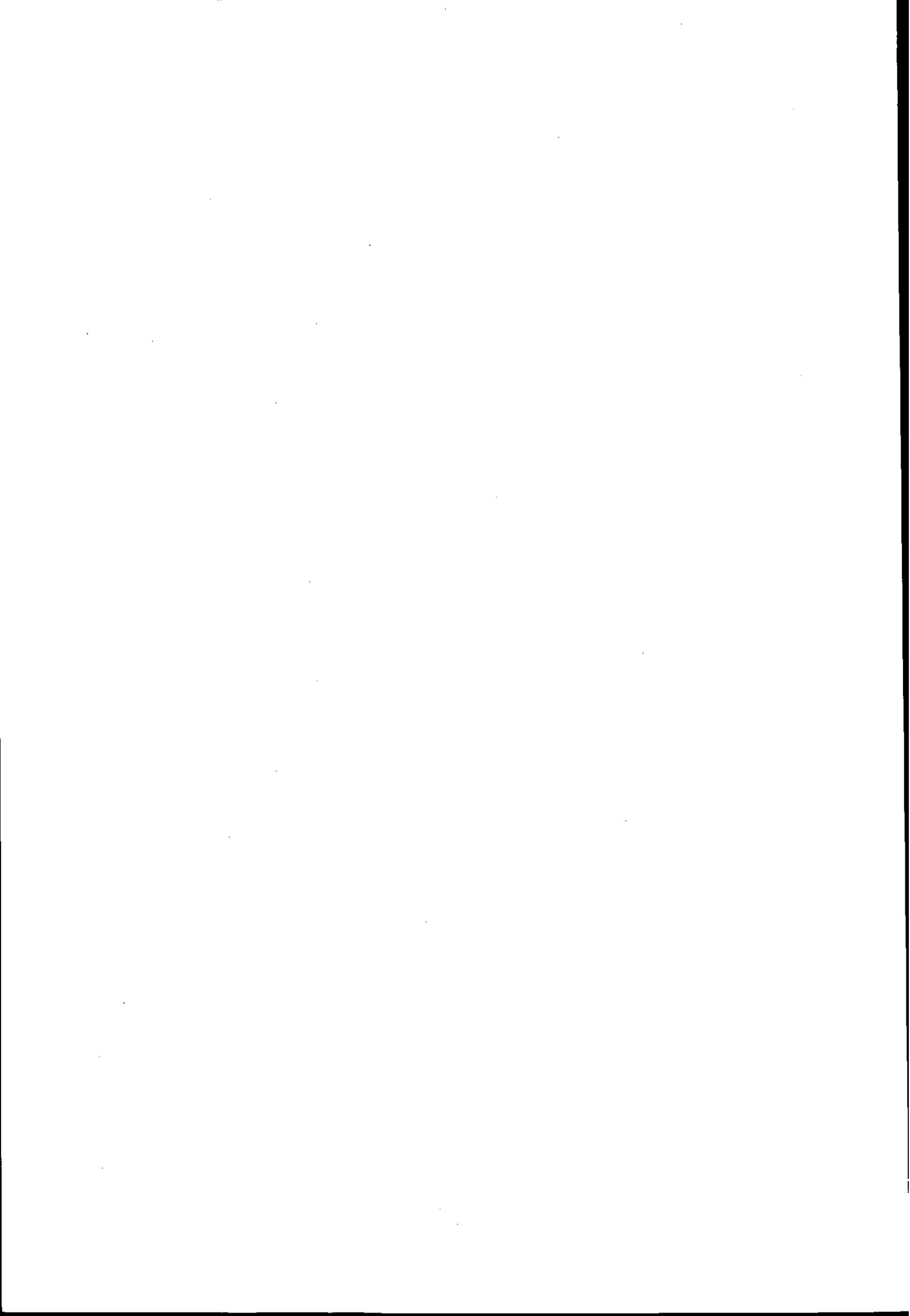
産業情報化推進センター

KEIRIN



この資料は、競輪の補助金を受けて作成したものです。





はじめに

我が国の産業界における情報化は、企業内利用にとどまらず産業間を横断的に網羅した企業間ネットワークの利用へと急速に拡大・進展している。

最近では、業界、業際にまたがる企業間において、これまでの書類を中心とした取引形態からネットワークを利用したE D I（電子データ交換）への動きが活発化している。今や、E D Iは、企業系列を越え、業種を越え、そして国境を越えてグローバルに自由に展開されようとしている。

E D Iを円滑に推進するに当たっては、通信プロトコル、ビジネスプロトコル等の各種取り決めについての標準化やルール化が必要不可欠であるとともに、法的諸問題への対処を検討、整備する必要がある。

当センターでは、昭和63年度以来、法律の専門家および企業等の実務家による「電子取引調査研究委員会」を設けて、主に法的側面から電子取引の実態把握と問題の分析、対策等の検討を行ってきた。その検討結果は、主に受発注業務を対象として、E D Iにおける取引契約を締結する場合に留意すべき基本的な事項や参考となる契約文例などを示し、紙ベースの取引とE D Iによる取引の相違点について検討し、平成5年度にその成果を「電子取引契約条項作成のポイント」としてとりまとめた。

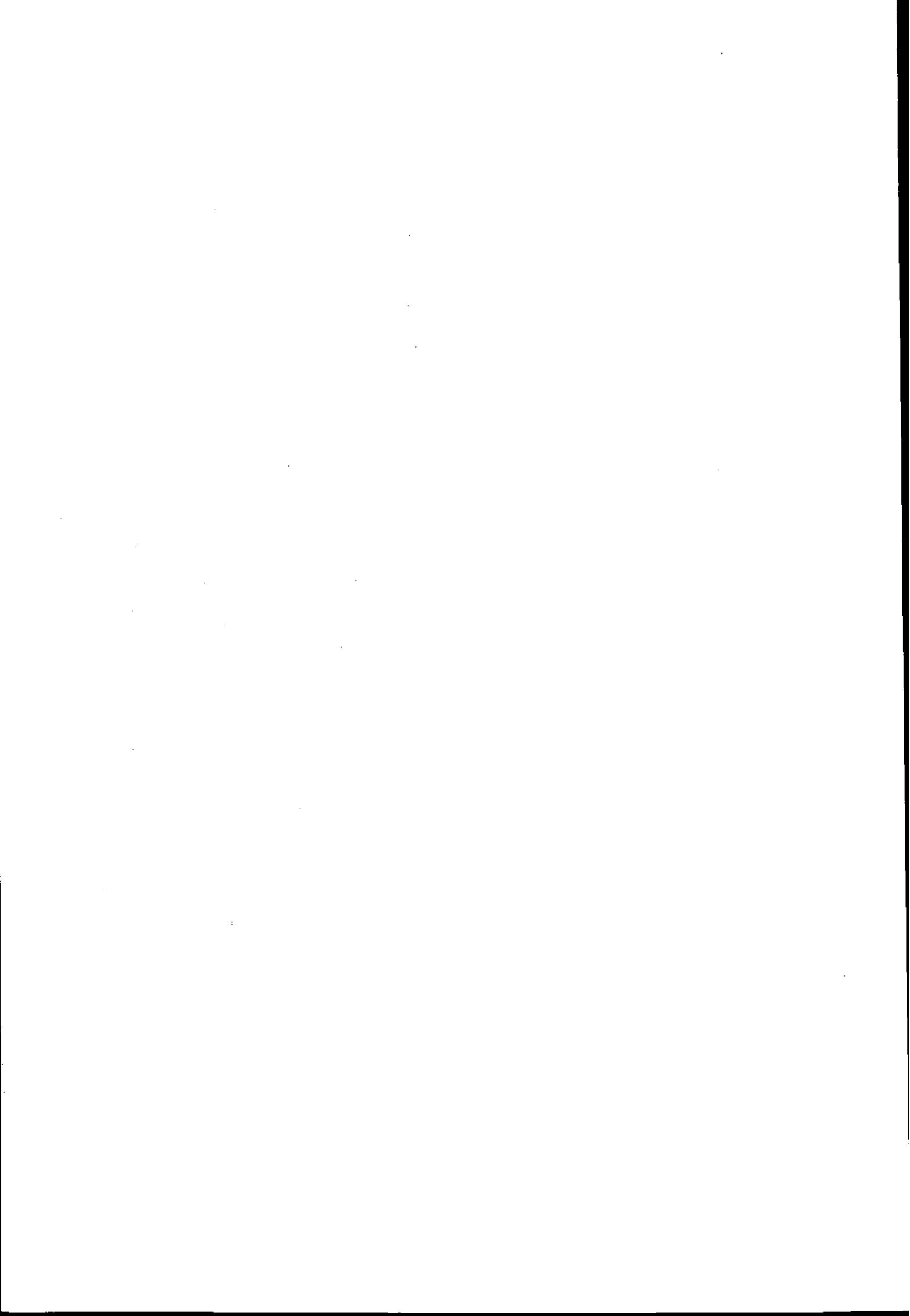
本年度は、海外の機関、国内の業界毎に作成されている標準契約書、モデル契約書を調査するとともに、業界や業種にとらわれない共通かつ普遍的に適用することが出来る標準契約書を検討し、「データ交換協定書（参考試案）」としてとりまとめた。

この協定書が、わが国E D Iの更なる発展に寄与すれば幸いである。

最後に、本調査研究の実施にあたってご協力を頂いた委員をはじめ、関係各位に対し、深く感謝の意を表する。

平成8年3月

財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

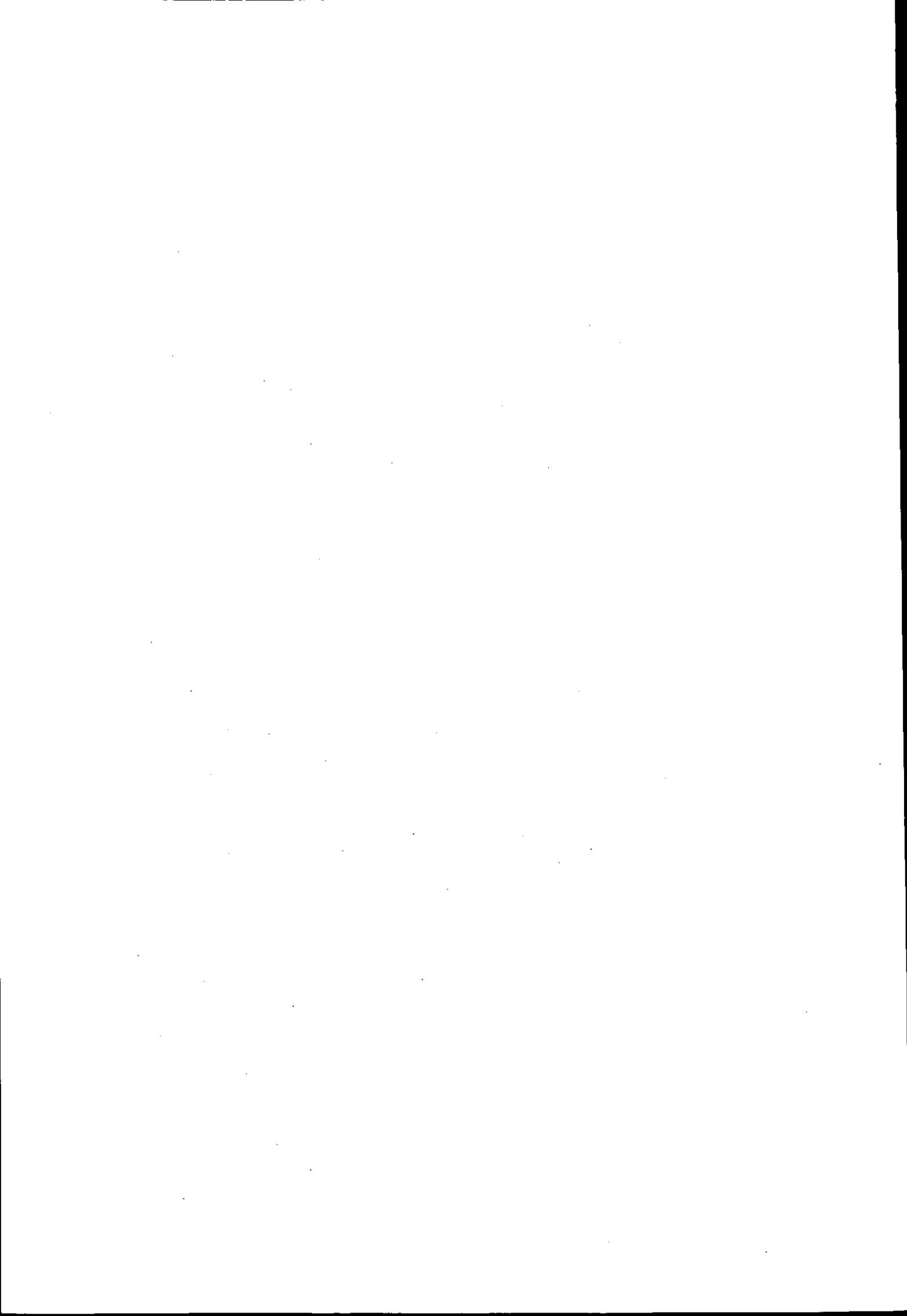


平成7年度 EDI法の問題調査研究委員会名簿

委員長	堀 部 政 男	一橋大学 法学部	教授
委員	上 濱 隆 一	(財)日本貿易関係手続簡易化協会	常務
"	梅 本 吉 彦	専修大学 法学部	教授
"	大 野 幸 夫	(株)日本総合研究所 法務部	部長
"	二 村 英 夫	(財)金融情報システムセンター 調査企画部	部長
"	小 野 耕 三	(財)流通システム開発センター 情報システム部	部長
"	梶 山 敬 士	原田・内田・梶山・堀井法律事務所	弁護士
"	曾 野 和 明	北海道大学 法学部	教授
"	種 部 信 夫	日本電子機械工業会EDIセンター	事務局長
"	永 田 眞三郎	関西大学 法学部	教授
"	野 村 豊 弘	学習院大学 法学部	教授
"	藤 田 潔	日本電信電話(株)	法務審査部長
"	松 尾 明	中央監査法人	公認会計士
"	松 本 恒 雄	一橋大学 法学部	教授
"	室 町 正 実	東京丸の内法律事務所	弁護士
"	村 上 統 英	住友化学工業(株)情報システム室	主席部員
"	吉 田 正 夫	三木・吉田法律特許事務所	弁護士

平成7年度 EDI法の問題調査研究作業部会名簿

主 査	野 村 豊 弘	学習院大学 法学部	教授
委 員	井 坂 光 明	小川総合法律事務所	弁護士
"	大 野 幸 夫	(株)日本総合研究所 法務部	部長
"	筒 井 邦 恵	(株)日本総合研究所 法務部	
"	加 藤 貞 晴	高石法律事務所	弁護士
"	梶 山 敬 士	原田・内田・梶山・堀井法律事務所	弁護士
"	永 田 眞三郎	関西大学 法学部	教授
"	室 町 正 実	東京丸の内法律事務所	弁護士



目 次

I 本 論

1. EDIに関する標準契約	
1.1 EDI標準契約の概要	1
1.2 データ交換協定書的前提条件	1
1.3 データ交換協定書の基本方針	2
1.4 データ交換協定書利用の留意点	4
2. データ交換協定書(参考試案)	5
3. データ交換協定書(参考試案)の逐条解説	9

II 参考資料

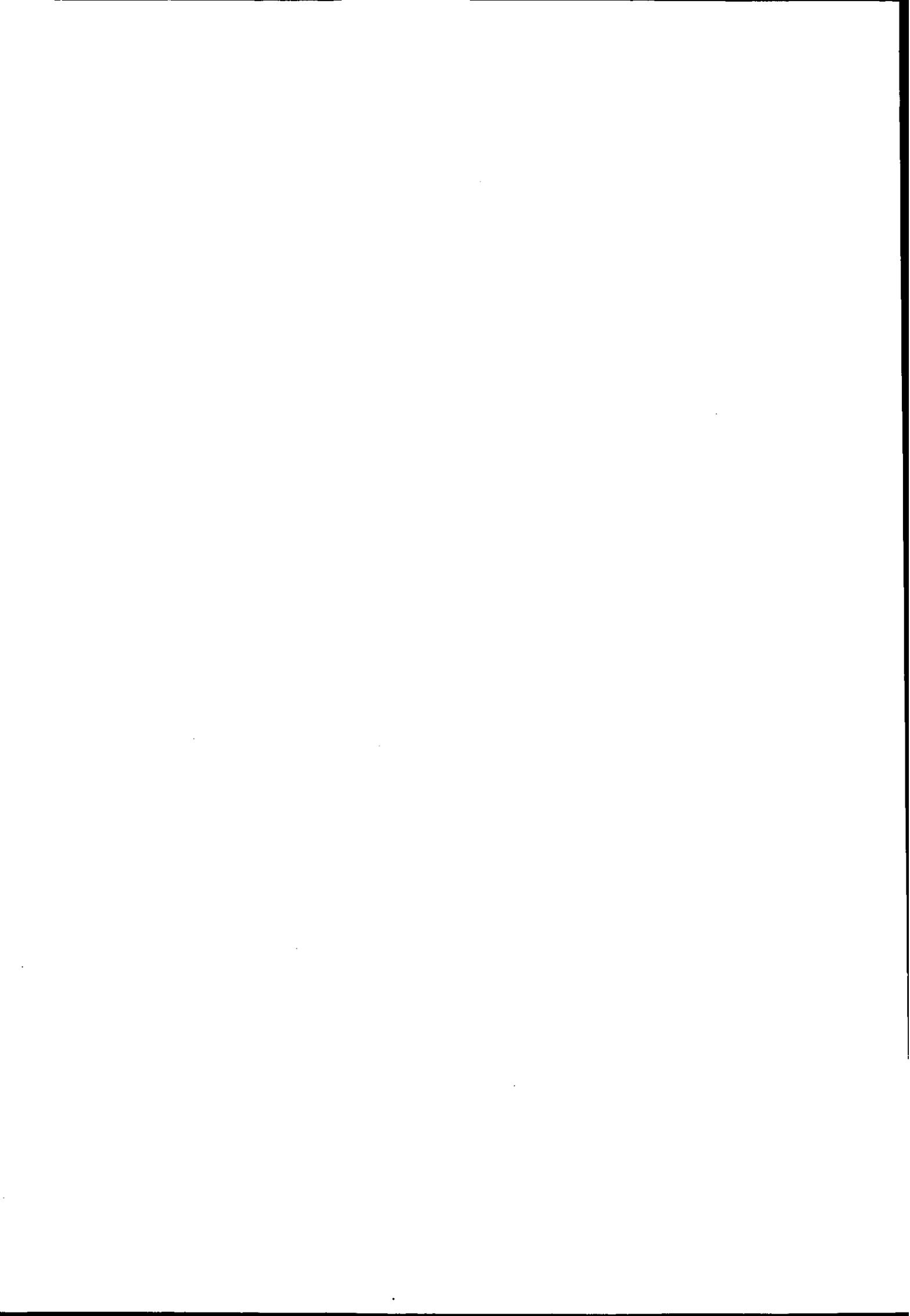
1 運用マニュアルの例	
(JPCA企業間売買取引データ交換に関するシステム運用規約)	27
2 日本国内の業界別EDI標準契約書の例	
2.1 EIAJ-EDI取引標準システム基本契約書	91
2.2 JPCA企業間データ交換に関する覚書	95
2.3 CI-NETによる	
電子データ交換(EDI)に関する標準契約書	102
2.4 HIIIS-NETオンライン取引標準システム	
基本契約書及びHIIIS-NET基本契約書	107
2.5 鉄鋼EDI標準企業間データ交換に関する覚書	115
2.6 電力EDI標準データ交換契約書	126
2.7 繊維業界オンライン取引基本契約書	131
3 海外におけるEDI標準契約書の例	
(ECE/WP.4電子データ交換に関する交換契約の取引使用)	137
4 海外におけるEDI立法例	
4.1 韓国のEDI法(和訳)	159
4.2 Draft UNCITRAL Model Law on Legal Aspects of Electronic Data	
Interchange (EDI) and Related Means of Communication	165



I. 本論



1. EDIに関する標準契約



1. EDIに関する標準契約

1.1 EDI標準契約の概要

我が国におけるEDIに関する標準契約やモデル契約については、日本電子機械工業界（EIAJ）の「オンライン取引標準システム契約書」、石油化学工業協会（JPCA）の「企業間データ交換に関する覚書」、その他いくつかの業界団体で、標準契約書、モデル契約書が公表されている（これらについては、本報告書に参考資料として収録されている）。ただし、これらの標準契約書、モデル契約書は、各業界ごとの商慣行や特性も加味して作成されているため、必ずしも、業界や業種を異にするEDI取引には適用しうるものとはいえない。すなわち、これらの契約書に含まれる条項は、既存のシステムを前提としたモデル契約であり、EDIの対象取引分野についても広範かつ多様な取引を対象としている。これらに共通かつ普遍的に適用することが可能な「標準契約書」を作成することは不可能である。

そこで、EDIに関する標準契約を策定するにあたっては、その前提として、どのような内容の標準契約を定めれば、それが有用なものとして、実務において採用されるのかを検討することとした。そのためには、EDI標準契約がどのような場所で利用されるのか、また、どのような標準契約書が望ましいか、などいくつかの基本的な要素について検討を行った。

その一方で、EDIに必要な契約事項を明確にすることなく、EDIを導入することは、いざ障害やトラブルが発生した場合に、法的な解決を困難にするおそれがあるばかりでなく、取引の公正や安全をはかるうえからも問題となる。また、EDIに特有な必要最少限の法的事項を記述した何らかの汎用的な参考契約を提示することは、法実務の観点からEDIについて検討する場合においても重要な課題である。このような問題意識のもとに、本調査研究委員会では、特定の取引分野を前提とすることなく、EDIに特有な必要最少限の法的な事項を定めたデータ交換協定書（参考試案）を作成することとした。このデータ交換協定書の作成にあたっては、以下のような事項を前提としている。

1.2 データ交換協定書の前提条件

現実に行われているEDI取引では、契約当事者間において取引の様々なレベルにおいて合意が形成されており、これらの合意によって取引の内容、データ交換に伴う各種の技術的事項などを具体的に定めている。このような様々なレベルの合意（契約）は、次の3種類に整理することができ、これらの合意（契約）が一体となって継続的な取引

契約の仕組みを構成するものと考えられる。

① 背景となる取引契約（基本契約）

それぞれの継続的な取引の実体的な契約内容を定める契約であり、取引に応じて基本的に定める必要のある各種の事項を定めるものである。例えば、受発注の方法、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項が定められる。すなわち、従来の継続的取引契約と呼ばれてきた契約そのものといえる。

② データ交換協定

データ交換協定は、電子的な手段によって取引にかかわるデータの交換を行う場合に、そのような手段を取ることに特有な法的問題について基本的な事項を規定するものである。この協定では、必要最少限の基本的な原則を定め、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は、運用マニュアルで別に定めることとしている。したがって、運用マニュアルに定める技術的合意に基づいてデータの交換が行われた場合に、そのデータ交換の効果等に関する合意などがこの協定に定められることになる。

③ 運用マニュアル

運用マニュアルは、E D Iにおいてデータ交換を行うために必要な技術的な諸事項（メッセージの受信処理方法、システムの運用時間、セキュリティに関する事項等）を具体的に定めるものであり、従来の運用規約などと呼ばれていたものに相当するものである。すなわち、運用マニュアルでは、データ交換を行うために必要な技術的および手続的要件をすべて規定することになる。また、データ交換協定に規定すべき事項と、運用マニュアルに規定すべき事項とは必ずしも厳密に区別されるものではない。そこで本来ならデータ交換協定本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である運用マニュアルに記載することも考えられる。特にデータ交換協定に規定されていない事項について、運用マニュアルで追加すること、あるいは、データ交換協定に規定されている事項について、運用マニュアルで変更することも考えられる。

1.3 データ交換協定書作成の基本方針

このデータ交換協定書作成にあたっては、次の事項を基礎としている。

① 継続的取引に関する基本契約の存在

本データ交換協定書においては、当事者間に「継続取引基本契約」、「取引基本契約」等のいわゆる基本契約（背景となる取引契約）が締結されていることを前提としている。このような取引基本契約が締結されていない場合には、納品、検収、代金決済、担保責

任その他各種の取引において必要な条項をデータ交換協定書に付加して使用する必要がある。要するに、本データ交換協定書を利用するにあたっては、現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。

② 中立性の確保

現実のE D I契約においては、他の契約における場合と同様に種々の事情から、取引当事者の一方に有利な事項が定められることがある。しかしながら、データ交換協定書作成の基本においては、このような一方の利益に偏る契約条項は必ずしも適切ではないと考えられる。したがって、本データ交換協定書作成にあたっては、できる限り、当事者間の中立・公正を保つ方針をとった。

③ 汎用性の確保

E D Iの対象となる取引は、例えば契約の成立時期一つを取り上げても、すべての取引に共通に適用される「標準」を作成することは不可能である。また、システムによっては、契約の成立にいたる以前の「商談情報」を伝送する場合も有りえ、これらのヴァリエーションを網羅的に記述することは不可能である。

これらの事情にてらし、本データ交換協定書作成にあたっては、取引のE D I化に伴って、当事者間で定めるべき必要最低限の事項を取り上げることにより、ある程度の汎用性を付与することを意図した（ただし、後述するように、継続的な取引の中で商品の受発注を電子的データ交換によって行うことを前提としている）。したがって、本データ交換協定書を利用する場合には、現実の取引の特性、利用するシステムの種類、伝送する情報の種類に応じて、これを適宜修正する必要がある。

④ 想定したシステム

本データ交換協定書作成にあたって想定したE D Iシステムの枠組は、主として、物品売買に関する取引当事者が、V A N事業者を介在させず、発注データおよび受注データの双方を伝達する場合であり、かつ、送信者がデータ伝送を起動し、相手方の指定されたメールボックスに当該のデータを書き込むいわゆる双方向型の場合を想定している。

⑤ 運用マニュアルとの関係

本データ交換協定書は、ある程度の汎用性があるものとするため、取引のE D I化に伴って必要と思われる最低限の事項にとどまっている。この汎用性を確保する上では、本来ならば協定書本文中に記載すべき事項も、いわば下位規範である「運用マニュアル」に記載してある事項がある。この代表的なものは、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する事項であるが、各取引においては、必要とされるデータ交換の安全確保のための手段・手順は異なるであろうことが前提にあるためである。

⑥ 既存の取引契約との関係

本データ交換協定書は、それがすでに当事者間に存在している「背景となる取引契約（underlying commercial contract）」に影響を与えないとの方針のもとに策定している。したがって、可能な限り継続的取引契約、商品売買契約等の名称で締結される既存の継続的な取引の基本契約に影響を及ぼさないようにデータ交換協定を定めるべきである。データ交換協定に伴って基本契約の内容を変更する必要がある場合には、基本契約を改定することが望ましいであろう。

⑦ 各種の法規制との関係

取引分野によっては、各種の業法による規制がある。また、取引が下請法の適用を受けるものである場合には、書面交付義務やその記載事項が定められており、その条項を遵守しなければならない。しかしながら、これらの法規制を網羅的に包含する標準契約を作成することは不可能であり、本データ交換協定書においては、これらの法規制を考慮することなく試案を作成している。そこで現実には本データ交換協定書を利用して具体的なデータ交換協定書を作成するにあたっては、これらの法規制に適合化させる必要がある。

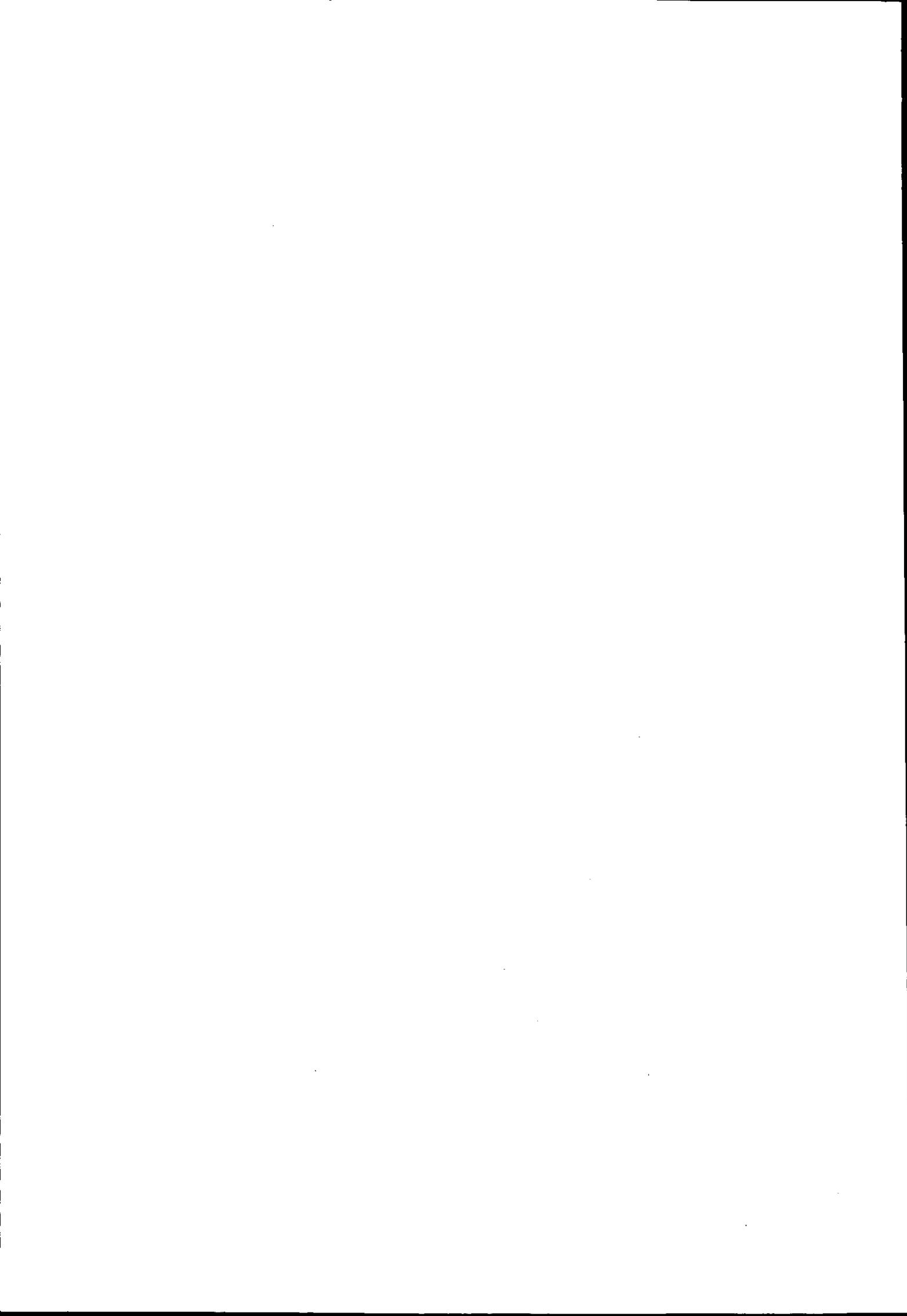
⑧ 国際的な視野

本データ交換協定書は、国内取引に適用されることを前提として作成されている。しかし、EDIには国境がなく、国際取引に適用されるデータ交換協定との整合性を図る必要がある。そのため、署名・原本など文書に特有な問題について電子データの場合にどのように扱うかなど我が国の制度上必ずしも必要でない事項は規定していないが、UNCITRALのモデル法案やECE/WP. 4のモデルデータ交換協定書等を参考にし、国際的な動向もある程度視野に入れた契約条項となっている。

1.4 データ交換協定書利用の留意点

本データ交換協定書は、全13条から成り、各条項に関する詳しい解説については、3の「データ交換協定書（参考試案）の逐条解説」を参照されたい。なお、これまで述べてきたところからもわかるように、本データ交換協定書は、上述の基本方針に基づいて作成したものであり、具体的な取引にそのまま適用できるわけではない。すなわち、本データ交換協定書を利用するにあたっては現実の取引の特性を考慮した修正を行うことが極めて肝要である。本データ交換協定書では、立案の趣旨や問題点などについては「コメント」で解説しているので、その意図を十分に理解した上で、各業界にとって適切な標準協定書を作成する必要がある。

2. データ交換協定書（参考試案）



2. データ交換協定書（参考試案）

以下に、作業部会を中心に作成した「データ交換協定書（参考試案）」を示す。

データ交換協定書（参考試案）

ver.1.0

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めるこ

とに合意する。

- (1)発信者の同一性の確認手順
- (2)発信者の作成権限の確認手順
- (3)データ入力誤りの確認手順
- (4)伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5)その他甲および乙が合意する事項

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

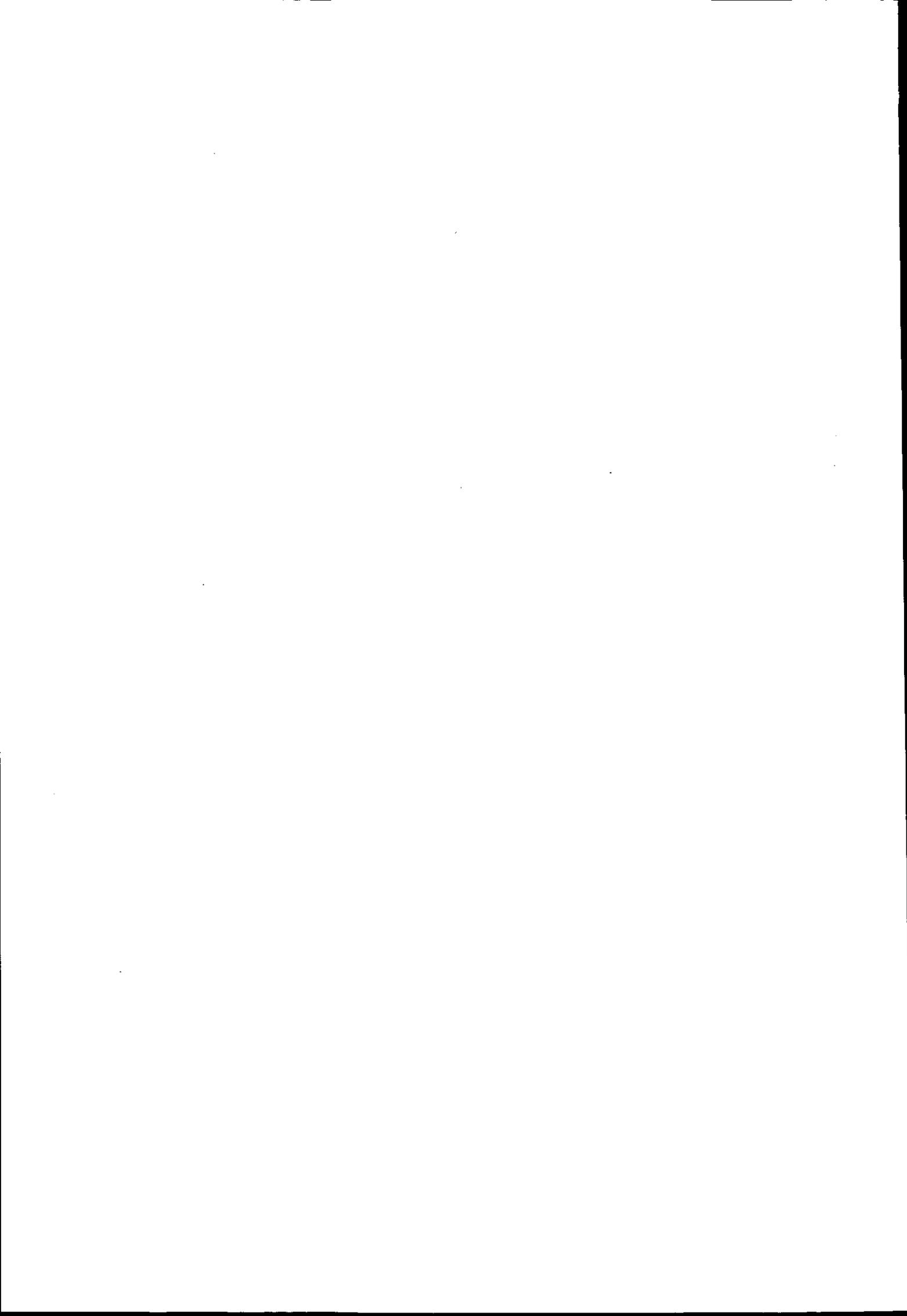
この協定の有効期間は__年__月__日から__年__月__日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に__年継続するものとし、事後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

3. データ交換協定書（参考試案）
の逐条解説



3. データ交換協定書（参考試案）の逐条解説

「データ交換協定書（参考試案）」の条文だけでは使用者に作成意図が正しく伝わりにくい点もあり、また、データ交換協定書は各種業界・業態に共通して参考になるように作成されているが、実際に使用する際には、それぞれの業界、業態に合った内容に修正する必要がある。そのため、それぞれの条文の意図するところおよび使用するための留意点などについてここで解説する。

前 文

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり、協定を締結する。

（コメント）

(1) 協定の対象

このデータ交換協定書は、すでに継続的な商品の売買について基本的な契約を締結している当事者間において、個別的な受発注を電子データ交換によって行う場合を想定している。

(2) 協定の位置づけ

データ交換協定書では、電子的な手段によってデータ交換を行うことから生ずる問題に限定して規定している。例えば、商品の引き渡し、検品の有無、その方法、代金の決済時期、その方法など本件取引に関わる基本的な問題については、基本契約で定められていることを前提としている。また、システムの運用方法、電子データの内容など細部に関する合意は運用マニュアルで別に定めることにしている（第2条参照）。

(3) 取引の内容

前文は、電子データ交換協定の目的を明らかにするとともに、協定の対象となる取引を明らかにするものである。

協定の対象となる取引を別紙に記載することとしている。対象となる取引の表示があまり複雑でなければ、別紙とせず、前文に書き込むことあるいは取引の対象に関する条項をおくことも考えられる。例えば、後者の場合には、「第1条 本協定は、以下の商品の受発注に適用される。…」というような規定が考えられる。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

(コメント)

当事者の合意

継続的取引関係にある甲と乙とが個別的な受発注を電子データ交換によって行うことに合意したことを明文で規定するものである。前文があれば、特に本条の必要はないようにも考えられるが、当事者が合意したことを明確にするために本条を置いている。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

(コメント)

(1) 運用マニュアルで定める事項

協定書では必要最低限の事項のみを取り決めているため、データ交換システムの構成を含め、実際にデータ交換を行うのに必要な技術的および手続的要件はすべて運用マニュアルで定めることとなる。もっとも、データ交換の運用前に必要事項をすべて網羅することは無理があるかもしれない。また、運用マニュアルを定めるにあたり前提としていた事項が変更されれば、運用マニュアルも変更する必要がある。運用開始後も、運用マニュアルを追加・変更ができるようにしておく必要がある。

1) 運用マニュアルにおいて定めるべき事項

以下には最低限取り決めておくべきと思われる事項を列举した。実際に行われるデータ交換に応じて項目を追加・変更する必要がある。

● データ交換協定書および運用マニュアル上使用する用語の定義

E D Iに関する契約上使用する用語は、まだ国際的にも国内的にも統一した定義がないものが多く、誤解をさけるため、当該契約で使用する用語について、明確な定義を設ける必要がある。

- システム構成
 - 使用するハードウェア、ソフトウェアその他設備
- 通信
 - 通信回線、通信手順、VAN事業者の利用の有無その他通信方法
- データ交換において対象とするデータ
 - 受発注データ（個別契約の締結を発注データのみで行うこととした場合（単方向型）、発注データのみとなる。）、場合によっては受信確認データやその他、見積、納品確認、請求等もデータ交換システム上で行うことが考えられる。
- データに書き込む内容
 - 発注データであれば、発注する物の種類、数量、納期、納入場所等、
 - * 下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる場合には、発注内容が「磁気記録媒体等」に記録され、明確に書面に表示されるようにしておかなければならない。
 - その際の発注内容についても記載すべき事項が定められているので、当該法令に沿った対応が必要となる（下請法第3条および関連規則）。
- データ内容の誤りが発生した場合の措置
 - 記載すべき事項が記載されていなかった場合等の相手方への通知義務の有無、通知手段、通知がなかった場合の当該データの効力等
- 読み出し不能データの取扱方法（第5条コメント参照）。
- データ交換の運用
 - データ交換の運用にかかる費用負担（第10条コメント参照）、運用日、時間、運用時間外に受領したデータの取扱い等、
 - 発注データ受信後受注データ返送までの期間、返送がなかった場合の効果等（受注データが定めた期間内に受信されなければ発注を拒否したとみなすなど）、
- データ交換の安全確保のための手順（第3条コメント参照）。
- データの伝送
 - 技術的な伝達方法に関する定め（第4条コメント参照）。
- 受信確認の方法および形態、受信確認受領までの期間
 - 第6条により受信確認が必要な場合の方法の詳細（第6条コメント参照）。
- データの保存
 - 方法・範囲・期間等および相手方への交付方法（第9条コメント参照）。
- システムの管理および保守の方法・手順、異常時の措置
 - 双方の管理責任者、相手方への連絡方法、日常の管理・保守方法、異常発生時の

具体的な措置およびその間のデータ交換の代替手段とその効果（第11条コメント参照）。

(2) 運用マニュアルの効力およびその変更

運用マニュアルは協定書と一体となり法的拘束力をもつ。運用マニュアルは記載事項の変更は協定書の変更と同様の効力を有するため、書面（覚書等の契約）による必要がある。もっとも、変更内容により相手方への通知で足りるものと、変更契約が必要なものが考えられる。なお、運用マニュアルの変更により、協定書の内容と矛盾が生じるときには、協定書の変更も必要となる。また、基本契約との整合性も注意しなければならない。基本契約と矛盾が生じる場合、第12条で、基本契約より運用マニュアルおよび協定書が優先すると規定している。

協定書と運用マニュアルの間に齟齬が生じた場合の優先順位についても協定書あるいは運用マニュアルに規定する必要がある。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) データ入力誤りの確認手順
- (4) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (5) その他甲および乙が合意する事項

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条はデータ交換の安全および信頼確保のための手順を定めた規定である。EDIにおいては取引が電子化されるために、紙ベースの取引に比べ、受信したメッセージ上で相手方の同一性やその権限について確認することが困難となる。そこで伝送されたデータの発信者の同一性の確認（identification）、発信者の作成権限の確認（authorization；ここでは当該データ発信に関する決済権限の意味で用いる。）、伝送途上でデータの変質がないことの確認（data integrity）、データ入力の誤り（data entry error）がないこと等の点について、予め確認の手順を定めておく必要性も生ずる。このような確認のための手順を定めておけば、受信したメッセージがこの手順にしたがって作成、伝送されていることを確認することにより、無権限者による発信やデータの改竄、入力の誤り、伝送途上におけるデータ変質などに対応することができ、受信したメッセージに対する受信

者の信頼を保護することも可能になる。もしこのような手順が定められていないと、例えば無権限者がデータを作成・伝送した場合や伝送途上でメッセージが変質した場合の処理は民法の一般原則によることとなり、表見代理、錯誤等の困難な問題を生じ、電子取引の迅速・円滑を阻害するおそれもある。

(2) 各手順の具体例

第1号の発信者の同一性の確認手順としては、パスワード、電子署名、暗号化等がある。

第2号の発信者の作成権限の確認手順としては、データ発信可能な端末を権限者でなければ使用できないように制限すること、メッセージ上に作成権限者の電子署名を付する等の方法がある。

第3号のデータ入力の際の誤りの有無に関する確認手順としては、入力されたデータ値の異常性を排除するような仕組みを用いるものがあり、値の上限・下限を設定し、この範囲を外れたものは異常データとして排除する、商品コードと商品名の双方を送信するようにしてこれらが一致しない場合にエラーデータとする等がある。これらの手順の採用により、一定程度、商品の数量、種類に関するリスクを軽減することも可能になる。

第4号の伝送途上におけるデータ変質の確認手順としては、パリティチェックや暗号化が挙げられる。後者では、暗号化されたデータが伝送途上で変質した場合、これを所定の鍵によって復号しても意味をなすメッセージが再現されないこととなり、これによって変質が判明する。

(3) 各手順の選択基準等

本条では、以上の項目を例示しているが、多くの場合、これらの安全対策（トランザクションセキュリティ）を講ずるためには費用が必要になる。また取引の種類や実態により、必要とされる安全対策の種類や程度も異なると考えられる。したがって、現実に適用されるデータ交換協定を作成する場合には、これらの安全対策のうち必要な手順を選択し、また業種の特殊性に応じ、第5号に掲げているように他の手順を加える必要もあろう。この例としては、特に慎重を要するシステムの場合の、申込みに対して単に諾否を通知するのではなく、申込の内容を繰り返した上で承諾する旨のメッセージを送ることとし、この両者が一致してはじめて個別契約が成立するという一連の手段を採用すること、などが考えられる。

いずれにしても各手順の詳細は運用マニュアルで定め、これが履践されているかどうかは事後的にも確認できるようにする必要がある。

なお、上述のように、実際の協定においてどのような安全対策のための手順を採用するかは、伝送されるデータの重要度を勘案して、ある手順を採用した場合に要する費用

(ハード・ソフトのコスト等)とこれによって得られる効果を考量して決定することとなる。

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

(コメント)

具体的な伝達方法については、運用マニュアルで定める。

ここでは、発信者がデータを発信して、相手方のメールボックスにデータが到達し、読み出し可能な状態になったときをデータの伝達としている。間にVAN会社が介在する場合のように、具体的なデータ交換システムの構成により、定め方が異なることとなる。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

(コメント)

(1) 読み出し不能データの取扱い

本条は、発信者から受信者に伝達されたデータ(発注データ)が、受信者の責に帰すべき事由によらない何らかの原因(技術上の原因)によって、読み出し不能となった場合の取扱いを定めている。注意しなければならないのは、ここでの発信者・受信者は、発注者・受注者と読みかえてはならないという点である。見方を変えれば、発注者・受注者はいずれも発信者・受信者になりうるので、当事者の公平性が強く要請されるところである。かかる場合、受信者は、発注データが読み出し不能であることの通知義務を課すことが求められている。ただし、読み出し不能という事実は、第8条における契約の成否とも直接関わり(原則として「受注データ受信の時点」に個別契約は成立する。第8条参照)、様々な具体的状況が想定されるため、発信者・受注者いずれにも不利にならないよう、単方向・双方向型共に場合を分けて具体的な取り決めをする必要がある。例えば、

- 1) 伝達されたデータが受信者側に到達した痕跡は認められるが読み出し不能の場合
原因として人為的な操作ミス(暗号化処理の誤り)、ソフト・ハード的なトラブル、

第三者の介入（ハッカーによる発注など）が考えられる。この場合、本条に従った対応で足りるが、あくまでも伝達データ内容が読みとり可能な状態で伝達され、発信者が確認できることが原則となる。受信者側に過大な通知義務（誰が発信者であるか、あるいは伝達内容を定期的に確認すべき義務を負担させるなど）を負わせないよう配慮が必要である。受信者側に到達した痕跡のみによっては、発信者すら確認できない場合には、本条の予定している「通知」そのものの対象となる前提が欠けるため（すなわち、読み出しそのものできない）、受信者は本条の通知義務を免除され、当該データは伝達されなかったものとするべきであろう。

第6条によって、受信確認手段が定められている場合にも、伝達されたデータ内容そのものが読み出し不能にもかかわらず、システム上の自動的に受信確認がなされることも多いとみられるが、この場合には、第6条2項ではなく本条によって発信者はデータを撤回したものとみなされる。

2) 読み出し可能であるが内容に誤りがある場合

読み出し可能なデータに対して内容に誤りがある場合を本条では対象としていない。しかし現実には、データ内容の全部または一部に明らかに動機の錯誤や操作上のミス（キーボードの打ち間違いなど）がみられる場合、受信者に通知義務がないとすることには、継続的取引などを前提とすると、疑問の余地がある。この場合にも、当事者の公平に配慮しつつ妥当な対処方法を運用マニュアルで定めるべきであろう。

なお、入力データの誤りの有無の確認手段（第3条3号）との関係でも、受信者の負担が大きくなるように、一定の基準によってシステム上で自動処理ができるような合意をなすことが望ましい。

(2) 読み出し不能の通知

伝達されたデータが読み出し不能である場合の通知方法（手段、通知時間等）についても取引のタイミングを失わせないように配慮して（迅速性が要求されることが多い）、具体的に運用マニュアルで定めておく必要がある。この場合の通知方法としては、電子メール・FAX・電話・郵便等の方法が考えられるが、できれば電話のように口頭による通知ではなく、後に証拠が残せるような方法で行うことが望ましい。

(3) 読み出し不能通知の効果

受信者から前項の読み出し不能の通知がなされた場合には、発信者が当該発信データを撤回したものとみなされる。場合に応じて、当該発信データを撤回した上で、発信データの再送を義務づけるなどの取り決めにする事も考えられる。取引内容によっては、読み出し不能の通知について一定の通知期限を設け、期限が過ぎた場合は、リスクの負担

は通知をしなかった側が負うなどの取り決めをすることも考えられる。なお、単方向型で発注のみで契約が成立する場合には（受注者の承諾につき包括的合意ある場合）、受信者の立場の保全を考慮し、あらかじめ運用マニュアルに基づき発注データが伝送されたことを証明する手順の合意が必要であろう（第8条コメント末尾参照）。

(4) VAN会社のシステムを介したデータ伝達

VAN会社介在型の双方向システムを前提とし、情報処理の一環として第6条の受信確認が行われる場合にはどのように考えるべきであろうか。個別の約定による受信確認が本条に優先するものとし、読み出し不能の場合でも、撤回とみなさないようにすることも考えられよう。例えば、VAN会社が発注者受注者間の媒介責任を負担する約定に基づき、発信者受信者間の意思伝達について、FAX、電話その他の手段により運用マニュアルで定められた受信確認を代行する場合である。すなわち、前もって定められた頻度でVAN会社が発注者受注者のメールボックスにアクセスして受信確認を代行するシステムを前提とすれば、読み出し不能という事態は大事故によって通信途絶でも起きない限り想定しにくいからである。すなわち、この場合には本条（第5条）並びに第6条、第8条における意思確認手段によることなく、VAN会社自身が当事者との個別契約に基づく代行責任を関係当事者に対し負担するものといえよう。

第6条 受信確認

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定のない限り_____の方法によるものとする。2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。 |
|--|

（コメント）

(1) 受信確認の意味

受信確認とは、伝達されたデータが到達したという事実を通知することである。これは、伝達されたデータの内容を了知したことを意味するものではない。また、それ自体は、伝達されたデータの内容に対する受信者側の意思表示（例えば、申込に対する承諾）を意味するものでもない。

この受信確認は、データが到達したという事実の証明に際しては決定的な意味を有するが、それ以上に受信確認にどのような法的効力をこれに持たせるかについては、当事者間の合意によることになる（例えば、本条2項、8条ただし書）。

(2) 相手方に対する受信確認の要否

第1項では、受発注の当事者である甲または乙は、その相手方に対して「受信確認を求めることができる」と規定している。これとは異なり、データの伝達があれば常にそれに対する受信確認を行うものとする、と定めることも考えられる。しかし、それは、そのための通信コストの負担を考えると必ずしも合理的ではない場合があり、また、取引の種類によっては、受信確認を必要としないとするほうが妥当な場合もある。

(3) 受信確認の方法

① 受信確認の方法の選択

受信確認の方法については、その伝達の手段、内容および時期等につき種々のあり方が考えられ、それらをあらかじめ約定しておく必要がある。例えば、手段についていえば、受信確認も受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合が多いであろうが、電話やファクシミリ等によることも考えられる。したがって、その方法の詳細については、運用マニュアルに譲るという規定の仕方も考えられる。そこで定めた受信確認の方法が著しく信頼性を欠くものであるような場合には、第2項に定める受信確認の効力が認められないことになり、その方法を定めるにあたってはその内容に十分留意する必要がある。

② VANシステムを介したデータ交換と受信確認

本協定書では、データの伝達については、相手方のメールボックスにデータを書き込むという方式のシステムが前提となっている（第4条）。これとは異なり、データ交換がVAN会社を介して行われ、VAN会社に伝送された受発注データがそこに置かれたメールボックスに仕分けされ、受信者がそれにアクセスするという方式がとられる場合も少なくない。この場合も、受信者側が電話やファクシミリで直接に受信確認を伝送するものとするときには、本条にしたがって処理することができる。しかし、例えば、VAN会社によってこれを代行する方法がとられることもあり、この場合の受信確認については、両者の関係に応じて種々の態様が考えられ、本条がそのまま妥当しないことが多い。甲・乙双方とVAN会社との関係やそこでのネットワーク利用に係る契約・協定に則して、受信確認の方法やその効果を規定することが必要となる。

(4) 受信確認の法的効果

① データ伝達の完了

第2項では、受信確認の効果として、「受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。」というみなし規定をおいている。

これによって、甲が乙に受信確認を請求してそれを受領したときには、甲の申込みは到達したことになり、乙はこれに拘束されることになる（民法521条1項、524条参照）。逆に、乙が甲に受信確認を請求してそれを受領したときには、乙の承諾は到達

したことになる。本協定書では、契約の成立につき発信主義による民法の規定（526条1項）とは異なり、受注データが伝達されたときに成立するとする立場を採用されている（第8条本文）。それを受けて、乙が甲に対して受信確認を求めた場合には、受信確認の受領の時に個別契約が成立するものとする、という条項が置かれている（第8条ただし書）。

なお、受信確認の受領には、データ伝達の完了の効果が与えられるだけで、それ自体は、伝達されたデータの内容を了知したことないし了知可能となったことを意味するものではない。したがって、受信されたデータの読み出しができないことが判明したような場合には、その場合の受信確認には、上記のような契約の申込みや契約成立の効果は生じない。

また、本条によれば、逆に受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。受信確認を求めた場合には、実際には受信がなされていても、本条1項所定の方法による受信確認が伝達され請求した者によってそれが受領されない限り、伝達されなかったことになる。すなわち、この場合には、甲の発注データ（申込み）は伝達されなかったことになるから、甲は申込み拘束されないし、乙の受注データ（承諾）は到達しなかったことになるから、契約は成立しない（第8条参照）。

このような規定の仕方（みなし規定）のほかに、受信確認があれば、データの伝達の完了が推定されると規定して、データ伝達の相手方に反証を認めるという規定の仕方も考えられる（推定規定）。

② 受信確認を受領する前の履行準備等

受信確認を求めた場合、受信確認の受領がない場合には、伝達がなかったものとみなされる。したがって、受信確認を受領するまでは、当事者が契約に係る種々の処理を行う場合、それは、それぞれの費用と責任において行われることになる。例えば、乙が甲に対して受注データの受信確認を求めながら、それと併行して履行の準備等をした場合、甲からその受信確認が伝達されなかったときには、それに係る費用等のリスクは乙が負担すべきことになる。当事者間の事情によっては、その趣旨を明文化した条項を置くことが望ましい場合もある。

(5) 受信確認の伝達の安全および信頼確保

受信確認は、受発注のデータ交換と同様のシステムを使って電子的に伝達される場合も少なくない。その場合、伝送に際してのデータの食い違いや無権限者による伝送等に対する安全および信頼確保のための配慮が必要となる。それについては、本協定書による場合には、第3条で定めるデータ交換の安全確保のための手順を履践して受信確認を受領すれば、受信確認がなされたものと解される（第7条参照）。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順にしたがって作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は第3条の規定を受けて、安全および信頼確保のための手順が履践された場合の効果を規定する。すなわち、第3条で規定する手順が履践されていることが確認された場合にそれぞれ確認された内容についてデータが確定するという効果が発生することを定めている。例えば、第3条の発信者の同一性の確認手順の履践（決められたパスワードの使用等）が確認された場合に、データ発信者がデータ上に表示された名義人と同一であることに確定するということである。

(2) 主張立証責任との関係

本条の規定は、訴訟における主張立証責任と関連する。例えば、EDIによる契約の申込がなされ受信者がこれに対し承諾した場合に、これによって成立した契約に基づく請求をするときの主張立証責任は、当該契約による法律効果の発生を主張する者、すなわち原則として受信者が負担することとなる。したがって、受信したメッセージが真に相手方が作成したものであるかどうか、発信者がデータの作成・伝送権限を有するかどうか、データが伝送途上において変質しているかどうか、などについて争いがある場合には、受信者は、これらの事項を主張・立証しなければならないことが多かるう。ただ、EDIにおいては、こうした立証は一般的には困難である。

本条の規定によって、第3条に基づいて定められた手順の履践、すなわち定められたパスワードの使用、暗号鍵の使用等の事実を受信者が証明すれば、これに対応するデータであることが確定されることになるが、これらの事実の証明は比較的容易である。例えば、パスワードの使用であれば受信者に送信されたパスワードを確認すればよく、また暗号鍵の使用の事実は、意味あるデータとして復元されることから証明される。

(3) データの確定の意味

本条ではデータの確定という用語が使用されているが、その意味に注意する必要がある。

第3条の手順の履践の効果に関する定め方としては、一般的には、確認された内容の事実を推定するとするという方法と、これを見做す（擬制）という方法がありうる。この両者の相違は、前者であれば反証が許されるのに対し、後者ではこれが許されないと

いうところにある。しかしながら、第3条の手順を履践した場合の効果として、この両者のうちいずれを採用すべきかを一律に論ずることは困難であろう。なぜならば、例えば同一性確認のための手順として暗号システムを採用した場合であっても、その強度には高低があり、また安全対策に関する技術の進展に伴い、これを阻害する技術もまた進展することも予想され、推定的効果に留めるのが妥当か、擬制的効果まで認めるかを一律に決定することには問題があるからである。参考試案では、とりあえず第3条の手順を履践した場合の効果として「確定」という文言を使用しているが、もし、この効果がいずれであるかを明確にしたい場合には、上記の問題も考慮したうえ、その趣旨を文言上も明らかに規定する必要があるだろう。

(4) 確認手順と効果の対応

採用された確認手順と効果が対応していない場合、場合によってそのような効果が認められないことがありうるので、この点留意が必要である。これに関しては米国の統一商法典第4 A編の電子資金移動に関する規定で用いられる「安全保護手続き (security proceduer) における「取引上の合理性 (commercial reasonableness)」の概念が参考となる。

この概念は、必ずしも技術上の観点だけから安全対策に伴う効果を定める規定ではないが、例えば、採用された確認手順が高度の安全性を保證するもの（強度の強い暗号による暗号化が採用されている場合等）である場合には、単に固定的なパスワードのみを採用しているような場合に比べて、同一性の確認についてのメッセージに対する信頼がより強く保證されるという考え方である。このような考え方は、当事者間において見做し規定をおく場合の参考になろう。

なお、第3条の手順の定め方によってはその履践を受信者が知り得ないことがある。そのような手順の履践を要件としても、受信者は手続きが履践されたことを立証できないため、法律的には、本条による効果を受け得ない場合もあることには留意する必要がある。本条の規定は、諸外国・諸国際機関が作成発表しているEDIモデル契約に比べて、データ交換の安全および信頼確保のための手順に関する規定に加えて、これを履践した場合の効果についても規定した点に特徴がある。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

(コメント)

(1) 本条の趣旨

本条は、第7条でデータの内容が確定する旨を定めていることを前提として、個別契約の成立時点を明らかにするものである。

データ交換協定においては、データの交換にかかわる問題についてだけ規定するという考え方からすれば、個別契約の成立時点については取引の基本契約の中で規定すべきであるということも考えられる。しかし、ここでは、継続的な取引契約の中で、電子的なデータ交換による個別的な受発注を対象としているので、特に個別契約の成立時点を定める明文規定を置くこととしている。したがって、基本契約の中で個別契約の成立時点についての規定が存在する場合には、本条は必ずしも必要ないであろう。

継続的な商品の売買契約において、個別的な受発注を法的にどのように構成するかについてはいくつかの考え方が可能であるように思われる。商品の売買については、すでに基本契約で合意されていて、1回1回の受発注を出荷指図とそれに対する応諾と構成することも可能であるが（そのように理解している業界もあるようである）、継続的な売買を成立するものと理解するのが一般的であるように思われる。

(2) 個別契約の成立時期

個別的な売買契約の成立時点を定めることの意義は、それによって個別的な契約が確定し、売主または買主としての権利義務関係が発生する時点を明らかにすることである。

民法では、隔地者間の契約の成立時点を申込に対する承諾が発信された時と規定している（526条1項）。このような隔地者間の契約の成立に関する民法の原則である承諾の発信主義によれば、電子データ交換による個別契約は、法的に承諾と評価される電子データの発信時点において成立することになる。買主の発注データに対応して売主の受注データが伝送される場合には、前者を申込、後者を承諾と解することができるから、受注データが発信された時点で個別的契約が成立することになる。本条は、このような民法の原則を修正し、受注データの受信時に個別的な契約が成立するものと定めている（到達主義）。周知のように、民法における承諾の発信主義は、イギリス法に由来するものであるが、契約が成立するためには承諾の効力が存在することが必要であるという論理的な前提と必ずしも整合性がなく、その両者をどのように理論構成するかについて、停止条件説、不確定効力説などいろいろの学説が主張されている。例えば、発信された承諾が相手方に到達しなかったときに、承諾の発信によっていったん成立した契約が結局効力を生じないことになるのであるが、それをどのように説明するかなどの問題が生ずるのである。本条では、このような民法の原則によらず、承諾に当たる受注データが伝達さ

れた時点に個別契約が成立するとしたものである。UNCITRALのモデル法案においてもとられている考え方である。隔地者間の取引といっても、コンピュータを利用した通信システムによって電子データが交換される場合には、特殊な場合を除いて、データの発信時点と受信時点との間にはほとんど時間差はなく、発信されたデータが何らかの事由によって受信されなかったときのことを考えると、発信主義をとるよりも到達主義による方が合理的であろう。

(3) 受信確認との関係

なお、受注者が発注者に受注データの受信確認を求めたときには、受注データの伝達時ではなく、受信確認データの受領時に個別的な契約が成立するとしている。すなわち個別契約は、受注データの伝達時よりも遅い時点である受信確認の受領の時に成立することになる。受注者が受信確認を求めるのであるから、契約の成立時が遅くなることも許されるであろう。

(4) 双方向システムと単方向システム

本条は、発注データに対して受注データが送信されることを原則としている。UNCITRALのモデル法案でも同様である。現実に行われている受発注システムにおいては、発注データのみが送信され、それを応諾する旨の受注データが送信されないことも少なくないようである。システム全体の安全性の観点からすると、受注データが送信される方（双方向システム）が望ましいといえよう。しかし、日用雑貨のように比較的単価が低く常に在庫があって発注にいつでも応じられるような商品の受発注などにおいては、通信コストの節約などの理由から発注データのみで個別的な契約が成立するというシステム（単方向システム）にも十分な合理性があるといわなければならない。本条は、このような単方向システムの存在を否定するものではない。この場合には、発注という一方的な意思表示だけで個別的な契約が成立するというのではなく、基本契約において、発注者からの発注があれば、受注するという受注者の承諾があらかじめ包括的に与えられていると解することができる。このような単方向システムの場合にも、個別的な契約の成立時点を契約で明らかにしておく必要がある。発注者の発注データが受注者によって受信された時点において個別的な契約が成立するとすべきであろう。例えば、データ交換協定では、「本件取引に関する個別契約は、発注データが伝達された時点に成立するものとする。」と規定することが考えられる。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする
2. 保存および交付の細目にしては運用マニュアルに定める。

(コメント)

(1) 総説

わが国においては、電子取引において作成・伝送・保管される発注データや受注データが、プリントアウトを要さずに、データのままの形態で、税務上の資料となりうるかどうかについては明確ではない。しかしながら、これらのデータは、一般的な取引における紙ベースによる取引資料と同様に保管されるのが通常であろう。

(2) 第2項の問題点（運用マニュアルで定まる細目）

本条は、これらのデータの保存および交付に関する細目を運用マニュアルにおいて具体的に定める旨が規定されている。運用マニュアルにおいては、例えば保存に関する事項としては、保存するデータの種類、保存の方法（使用するシステムなどに関する事項が含まれることもありうる）などについて定めることになり、相手方が保存しているデータの交付については、交付の方法（オンラインによる引き渡しを行うのか、磁気媒体による引き渡しの方法をとるのか、記名捺印を伴う文書の形式での引き渡しを行うかなど）、交付するデータの作成形式などの諸事項が定められることになろう。

(3) 「交付」についての問題点（交付請求の負担費用の範囲）

なお、本条は、相手方に対してデータの交付請求ができる旨を定め、かつ、データ交付に要する費用は、交付請求を行った当事者の負担とする旨が定められている。周知のように、民事訴訟法においては、挙証者と文書所持人との間の法律関係について作成された文書については文書提出命令を拒むことができない旨を規定するが（同法312条）、文書種類によってはそれが「法律関係について作成された」かどうか争いとなる場合もある。他方、同条は、挙証者が当該の文書について引き渡しまたは閲覧を請求しうる場合には文書所持人は文書提出は拒絶しえないことになっており、参考試案第7条の規定を設けることにより、このような争いをあらかじめ回避することが可能となる。また、データの交付請求の費用に関しては、公平の見地から交付を請求する者が費用を負担する旨明定している。ただし、データを書面化した場合にはケースによっては印紙税の負担が発生することもあるが、参考試案における交付費用には、書面化に伴う印紙税の負担までは考えてはいない。書面形式による交付を行う場合にこのような印紙税負担が発

生しうることには留意すべきであり、現実にデータ交換協定、運用マニュアルを作成する場合には、どのような処理をするかを検討すべきであろう。

(4) 電子データの証拠法での位置付け

また、民事訴訟法上、電子データ（電磁的記録）の証拠能力（形式的証拠力）に関する明文の規定はないが、下級審判例においては、電磁的記録媒体を準文書であるとして文書提出命令を許容したものもあり、民事裁判においては、プリントアウトされた書面が書証として採用することも多い（*）。ただ、電子データはこの証明力（実質的証拠力）については、例えば改ざんが容易でしかも改ざんの痕跡を全く残さない場合もあるなどの問題点もある。このことに照らすと、保存方法について合意する場合には、どのような保存方法をとれば十分な証明力を有するか、証明力に関する補強証拠としてのどのような立証が可能か、などの事項を検討することには意味がある。

（*）UNCITRALやECE・WP4のモデルEDI協定においては、交換されたデータを証拠とするための合意が存在する。これは、コンピュータ・データに証拠能力を認めない法域もあることを前提としているためと考えられるが、コンピュータ・データの証拠能力が認められるわが国においては、さしあたり、データ交換協定にかかる合意までを規定する必要は乏しいように思われる。ただ、特定のデータのみをある事実に関する証拠とする合意、すなわち証拠契約を締結する場合には、参考試案第9条とは異なる規定となる。証拠契約条項を置く場合には、その法律的有效性を含めた検討が必要となろう。なお、コンピュータの「原本性」に関する問題は、参考試案においては特に触れていない。

第10条 費用負担

この協定に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

（コメント）

データ交換の運用に当たり発生する費用について具体的にどの費用をどちらが負担するか、別途定める旨を規定している。これについては運用マニュアルで定めることとしてもよい。どちらか一方が過大な負担を負うことのないよう甲乙間の公平に注意して定める必要がある。

費用負担については書面（契約）により定めるべきであろう。いったん定めた事項の変更も同様である。相手方に費用負担の変更を求めることができる場合、例えば、データ交換の規模が増大した場合や、システム構成に変更が生じた場合には、見直しができ

るようしておくことが当事者の公平という点から望ましい。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

(コメント)

(1) システムの管理

日々のシステム管理および保守方法も運用と併せて運用マニュアルで定めるべきであろう。各々が保有するシステムの管理・保守にかかる費用は通常各々で負担すると思われるが、別段の取り決めをすることも考えられる。第3条の安全および信頼確保のための手順と同様、これらの管理を行っていた場合には、異常等の発生により生じる損害について危険を負担しないといった定めをすることも考えられる。

(2) 異常等の発生時の措置

異常等が発生した場合、速やかに対応策をとらなければならない、異常等を発見した者に、相手方に対する速やかな通知義務を課す必要がある。その際の通知方法、通知後の対応の協議、どちらが危険を負担するか、異常継続中の代替措置、復旧後の措置等についても可能な限り詳細に定め、異常等の影響を最小限に抑えられるようしておく必要がある。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する__年__月__日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

(コメント)

電子取引は、背景となる取引契約、データ交換協定、技術・運用マニュアルの三者により一体を構成する。いうまでもなく、参考試案は、このうちのデータ交換協定にあたるが、背景となる取引契約・取引関係に関連する内容にはほとんど触れておらず、取引の実施に必要な諸々の事項、例えば、検収の時期および方法、瑕疵担保責任、代金の支払方法および時期その他の事項は、背景となる取引契約によって支配されことになる。

このような背景となる取引契約は、いわゆる「基本契約」によって規律されることになるが、紙ベースの取引を前提とする「基本契約」においては、例えば、「個別契約は、

注文書と注文請書の交換によって成立するものとする。」という条項のように、必ずしもデータ交換を前提にしない条項も存在する。本条は、データ交換の当事者間において「基本契約」が締結されていることを前提とし、基本契約とデータ交換協定の間に齟齬がある場合には、データ交換協定が優先的に適用されることを明文化した。なお、基本契約とデータ交換協定に齟齬がない場合には、基本契約の定めが適用される。仮にデータ交換協定の導入によって背景となる取引関係自体が変更される場合には、当然のこととして、基本契約またはデータ交換協定において必要な手当てをしなければならない。参考試案においては規定を設けていないが、データ交換によって決済を行う場合、請求・支払処理をデータ交換によって行う場合などには、ある程度詳細な規定（マニュアルにおける規定を含む）を設ける必要があるだろう。

いずれにせよ、データ交換システムの導入にあたっては、その大小は別として既存の基本契約は何等かの影響を受ける可能性がある。このような点に配慮し、基本契約、データ交換協定、運用マニュアルの整合性を保つ必要があることには留意すべきである。

第13条 有効期間

この協定の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申出のない限り同一条件をもって更に 年継続するものとし、事後も同様とする。

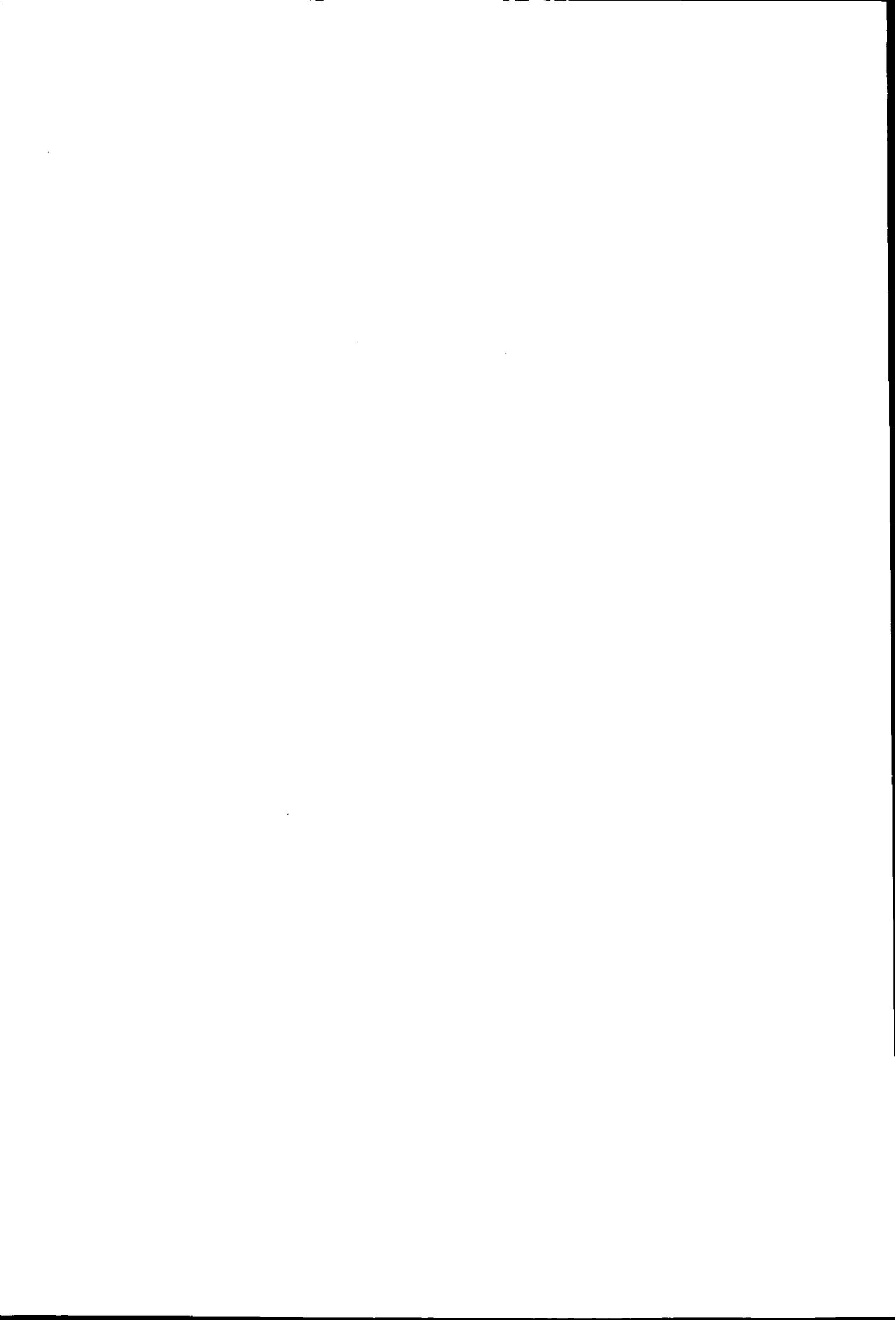
(コメント)

データ交換協定についても一般の継続的契約同様に存続期間を定めることが考えられ、「基本契約」の存在を前提とする参考試案については、本条のように協定上でその存続期間を定める方式と、例えば「この協定の有効期間は、基本契約の有効期間と同一とする。」という方式の二通りの方式がありえよう。そのいずれを採用するかは当事者の合意によるところによろう。ただ、基本契約が終了して継続的取引自体も終了した場合にデータ交換協定のみを存続させることはあまり意味が無い。取引を継続しつつ、データ交換方式のみを廃止するという希な場合には、この変更処理のために必要な期間に配慮する必要がある、参考試案において3か月というやや長めの予告期間をおいたのはこの点を考慮したためである。もちろん、具体的な状況においてこの予告期間を修正することは可能である。

なお、データ交換システムの変更はマニュアル等の変更手続（第2条）によって行うことになるから、必ずしも、本条の適用は必要としない。ただ、システム等の変更処理に要する期間について配慮する必要は、上述のデータ交換方式廃止の場合と同様である。

Ⅱ. 参 考 資 料

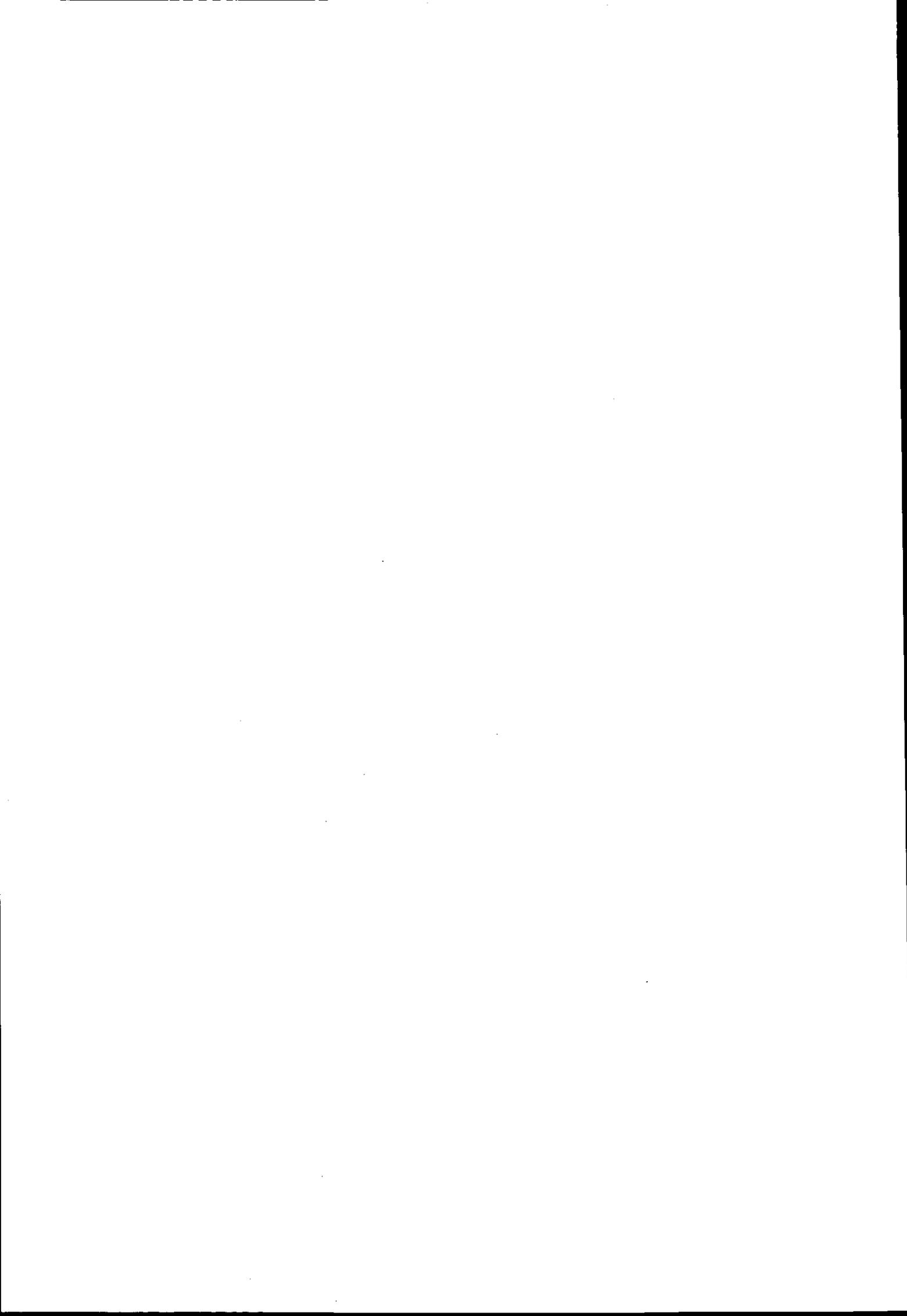
- 1 運用マニュアルの例
（JPCA企業間売買取引データ交換に関するシステム運用規約） …… 27
- 2 日本国内の業界別EDI標準契約書の例
（電子部品、化学、建設、住宅産業、鉄鋼、電力、繊維） …… 91
- 3 海外におけるEDI標準契約書の例
（ECE/WP.4 電子データ交換に関する交換契約の取引使用） …… 137
- 4 海外におけるEDI立法例
（韓国のEDI法、UNCITRAL Model Law） …… 159



1 運用マニュアルの例

JPCA企業間売買取引データ交換に関するシステム運用規約

(石油化学工業協会 情報通信委員会・ビジネスプロトコル小委員会のご協力で掲載しました。)



企業間売買取引データ交換に関する
システム運用規約

Ver1.0 1995年12月作成

甲：[メーカー]

乙：[商 社]

企業間売買取引データ交換に関するシステム運用規約確認書

EDI 規約に於ける当運用規約の位置付け

EDI システムドキュメント体系

システム運用規約変更履歴

1. 基本的な考え方

- 1. 1 経緯
- 1. 2 設計指針
- 1. 3 対象範囲
- 1. 4 費用負担
- 1. 5 今後の課題

2. システム概要

- 2. 1 システムの特徴
- 2. 2 システム概念図
- 2. 3 ネットワーク図 [メーカー]
- 2. 4 ネットワーク図 [商社]
- 2. 5 業務処理の概要
- 2. 6 標準業務処理フロー (全体)
- 2. 7 個別業務処理フロー [メーカー]
- 2. 8 個別業務処理フロー [商社]

3. 運用規則 1 (通常運用)

- 3. 1 交換データの取り決め
- 3. 2 データ伝送仕様
- 3. 3 テストデータの伝送方法
- 3. 4 ユーザー ID 対応表
- 3. 5 基本伝送スケジュール
- 3. 6 注文データ受付時間
- 3. 7 注文での特殊対応
- 3. 8 X 日、Y 日
- 3. 9 赤黒訂正の期間について
- 3. 10 0 件識別データの送信について

- 3. 11 EDIデータの保存

- 4. 運用規則 2 (障害対応)
 - 4. 1 想定される障害の発生場所
 - 4. 2 取引条件データが送受信できない
 - 4. 3 注文エントリーができない
 - 4. 4 注文データが送受信できない
 - 4. 5 注文データが確認できない
 - 4. 6 その他データが送受信できない

- 5. 運用体制、連絡方法
 - 5. 1 システム運用基本体制
 - 5. 2 システム運用体制 [メーカー]
 - 5. 3 システム運用体制 [商社]
 - 5. 4 システム運用規約変更手続き
 - 5. 5 別途連絡事項一覧

- 6. 組織変更への対応
 - 6. 1 基本的な考え方
 - 6. 2 メーカー側の組織変更
 - 6. 3 商社側の組織変更

- 7. 各種連絡用紙
 - ・注文依頼用紙
 - ・運用規約変更履歴用紙
 - ・システム、コンピュータ稼働時間帯 [メーカー]
 - ・システム、コンピュータ稼働時間帯 [商社]
 - ・X日、Y日連絡表
 - ・運用窓口連絡表 [メーカー]
 - ・運用窓口連絡表 [商社]
 - ・組織コード表 [メーカー]
 - ・組織コード表 [商社]

企業間売買取引データ交換に関する システム運用規約確認書

[メーカー]（以下甲という）と[商 社]（以下乙という）の間で進めてきた『企業間売買取引データ交換システム』が○年○月○日から本稼働するにあたり、『企業間売買取引データ交換に関するシステム運用規約』に基づく管理を両者でおこなっていくことをここに確認する。なお、当システムの変更がおこなわれた場合、運用規約の変更履歴に銘記し、両者が重要と認識した要件については、当運用規約のバージョンを更新するものとする。

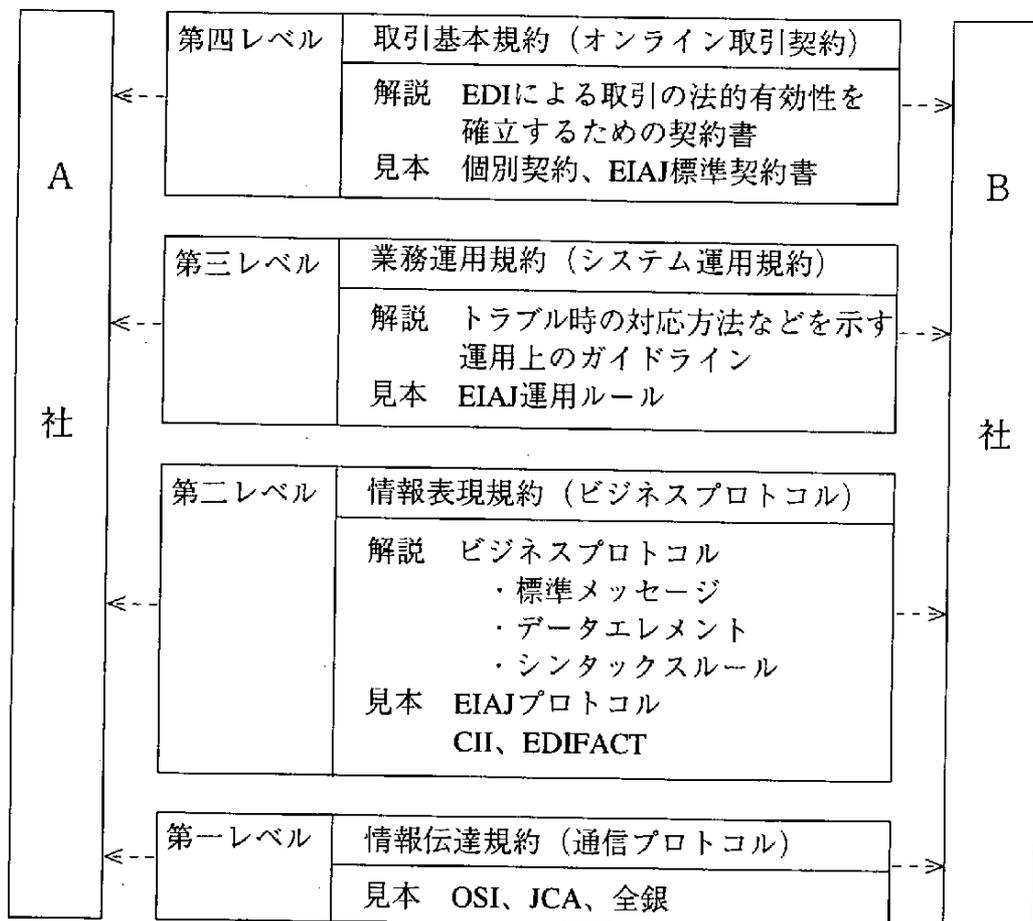
○年○月○日

甲： [メーカー]

乙： [商 社]

EDI規約に於ける当運用規約の位置付け

1. EDI規約標準4階層概念図



2. 当システム運用規約の位置付け

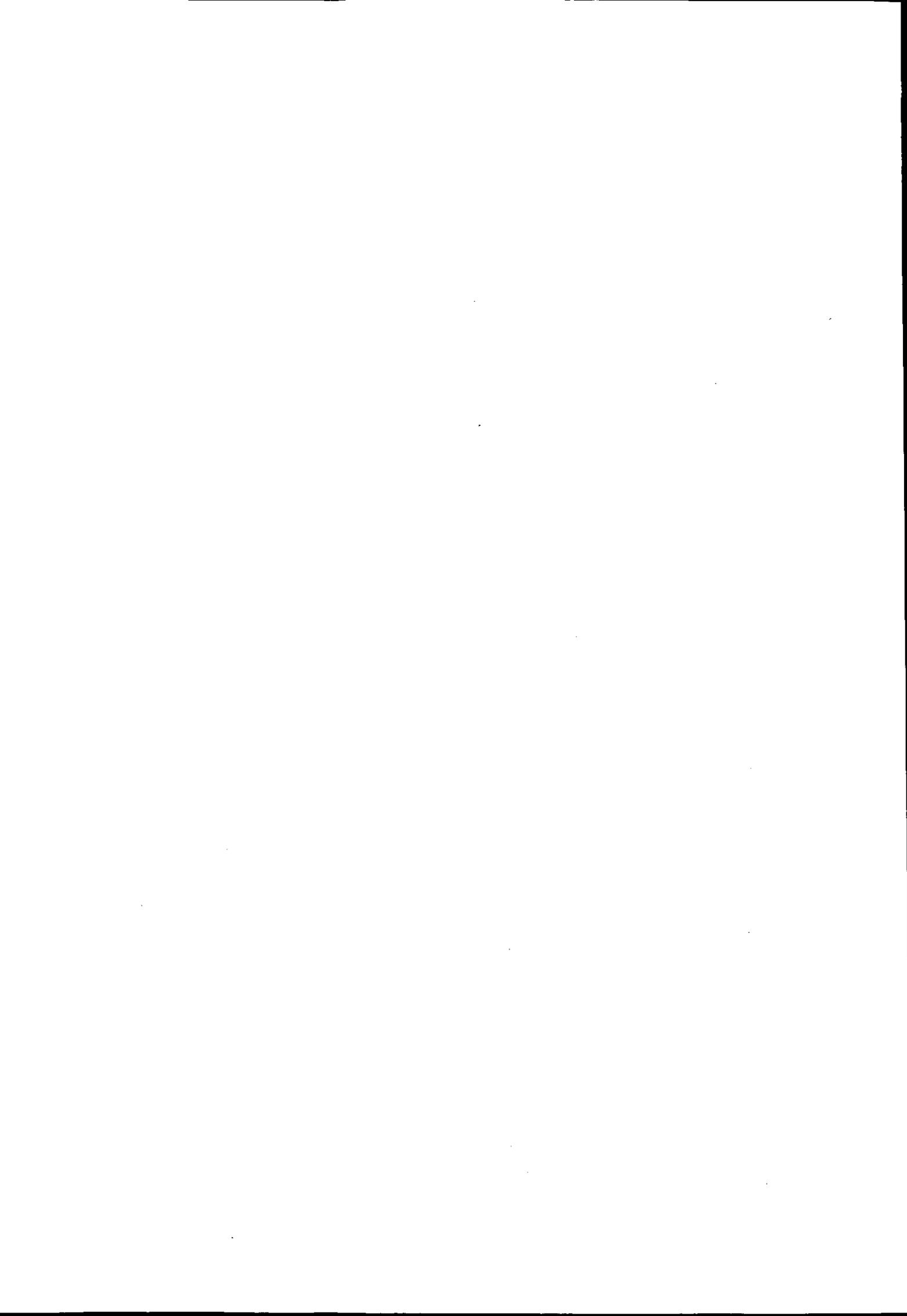
- | | | |
|-----|--------|----------------------------|
| L 4 | 取引基本規約 | 企業間売買取引データ交換に関する覚書 |
| L 3 | 業務運用規約 | <u>同システム運用規約</u> |
| L 2 | 情報表現規約 | 標準メッセージ JPCA-BP |
| | | データエレメント JPCA-BP |
| | | シンタックスルール CII |
| | | JPCA-BP補足プロトコル 同システム仕様書 |
| L 1 | 情報伝達規約 | [メーカー] : VAN間 SNI (LU6. 2) |
| | | [商社] : VAN間 SNI (LU6. 2) |

EDIシステム・ドキュメント体系

両社間で基本設計以降、各種ドキュメントの交換をおこなってきたが、実運用にあたり、正式ドキュメントの体系を次のように定める。

運用段階	1. 企業間売買取引データ交換に関する覚書	締結
	2. 「企業間売買取引データ交換に関する覚書」に基づく 適用範囲の取決事項	締結
	3. 企業間売買取引データに関するシステム運用規約	締結

注) 上記以外の検討会議事録、調査資料などは全て参考資料と取り扱う。



1. 基本的な考え方

1. 石油化学工業協会におけるEDI活動の経緯

1. 昭和60年8月

ビジネスプロトコル（BP）小委員会設置。標準化活動開始。

2. 平成2年2月

「石化協標準ビジネスプロトコル（JPCA-BP）」初版発表。

3. 平成3年5月

日本貿易会の賛同を得て、両者代表（石化協側7社、貿易会側7社計14社）からなる合同作業部会を発足。検討開始。

4. 平成3年9月

検討の結果、基本的問題なし。試行チームによる検証、確認。

試行チーム結成。

- ・ 日本触媒：トーマン、伊藤忠商事、日商岩井
- ・ 昭和電工：丸紅

5. 平成4年7月

両試行チームにてEDI本番スタート。

6. 平成4年8月

「石化協標準ビジネスプロトコル」（JPCA-BP）第2版発表。

2. [メカ]：[商社]間のEDI活動の経緯

1. 平成5年11月

検討スタート。

2. 平成6年7月

本番スタート。

基本的な考え方

1. ビジネス・プロトコル J P C A - B P

2. シンタックス C I I シンタックスルール
 タイプ 1 2 通常モード (可変長)

3. 通信手順 V A N (I B M - N M S) を利用
 [商社] : V A N 間 S N I 手順
 [メーカー] : V A N 間 S N I 手順

4. 対象データ 『取引条件』から『支払』までのすべてと『組織変更』

5. 製品範囲 化学品全般
 当事者間における国内取引の内、化学品・合成樹脂製品。
 輸出取引、住設建材製品を除く。

6. 対象部門 [商社] : 住設・成形品関係を除く全営業部
 [メーカー] : 住設・成形品関係を除く全営業部

7. 開始目標 注文開始日 ○年○月○日

8. 伝送タイミング 注文系についてはできるだけリアルに近い形で送受信する。

対象範囲については、「[「企業間売買取引データ交換に関する覚書」に基づく適用範囲の取決事項]」に定めているが、ここで内容につき補足する。

1. 対象製品

当事者間における国内売買取引の内、化学品・合成樹脂製品。
輸出取引、マーベシートなどの住設建材製品を除く。

2. 対象部門

[商社]：住設・成形品関係を除く全営業部
[メーカー]：住設・成形品関係を除く全営業部

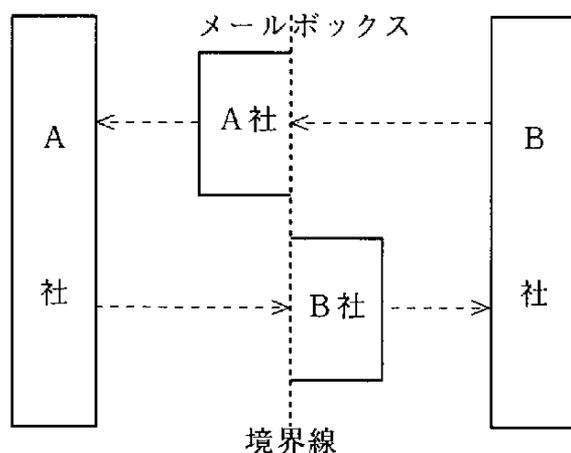
3. 対象データ

契約、発注から代金回収までの一貫したサイクルについての取引を対象とし、見本、サンプルなどの代金決済のない取引を除く。

- 1) 契約……………取引条件データ、単価データ
- 2) 注文……………注文データ、注文確認データ（省略型）、注文エラーデータ
- 3) 出荷請求………出荷請求データ、請求確認データ
- 4) 支払……………支払明細データ、支払データ
- 5) 組織変更………組織変更データ

1. 基本的な考え方

- 1) 開発費などのイニシャルコストは当事者側の負担とする。
- 2) ランニングコスト中、VANの通信費用負担の境界線はメールボックスとする。



2. 費用項目

1) イニシャル・コスト

1. コンピュータ及び通信制御機器
2. 自社業務プログラム
3. プロトコル変換ソフト
4. VAN初期登録費用
5. 回線開設費

等

2) ランニングコスト

1. 回線利用料
2. VAN利用料 (基本料、メールボックス使用料、通信費等)
3. コンピュータ運用経費

等

- 1) 決済手段の期日現金化

2. システム概要

1. 業界間のEDI（産業情報化推進センター用語では業際EDI）

当EDIは石油化学メーカーと商社の業界間EDIである。

2. 両業界の賛同のもとでの共同プロジェクト

石油化学工業協会と日本貿易会の共同プロジェクトの一環として実現した。

3. 業界標準に準拠

石油化学工業協会が作成し、共同プロジェクトで日本貿易会から承認をうけた「石油化学工業協会ビジネスプロトコル標準書（第2版）JPCA-BP」に準拠している。

4. 対等のEDI

双方に業務運用の効率化が実現できる基本仕様であり、対等のEDIである。また、個々の企業の立場を尊重し、各社固有のシステムを否定するものではない。

5. 国内標準トランスレータ（CIIトランスレータ）採用

平成3年8月に産業情報化推進センターから発表されたCIIシンタックスルールに準拠したトランスレータを採用している。

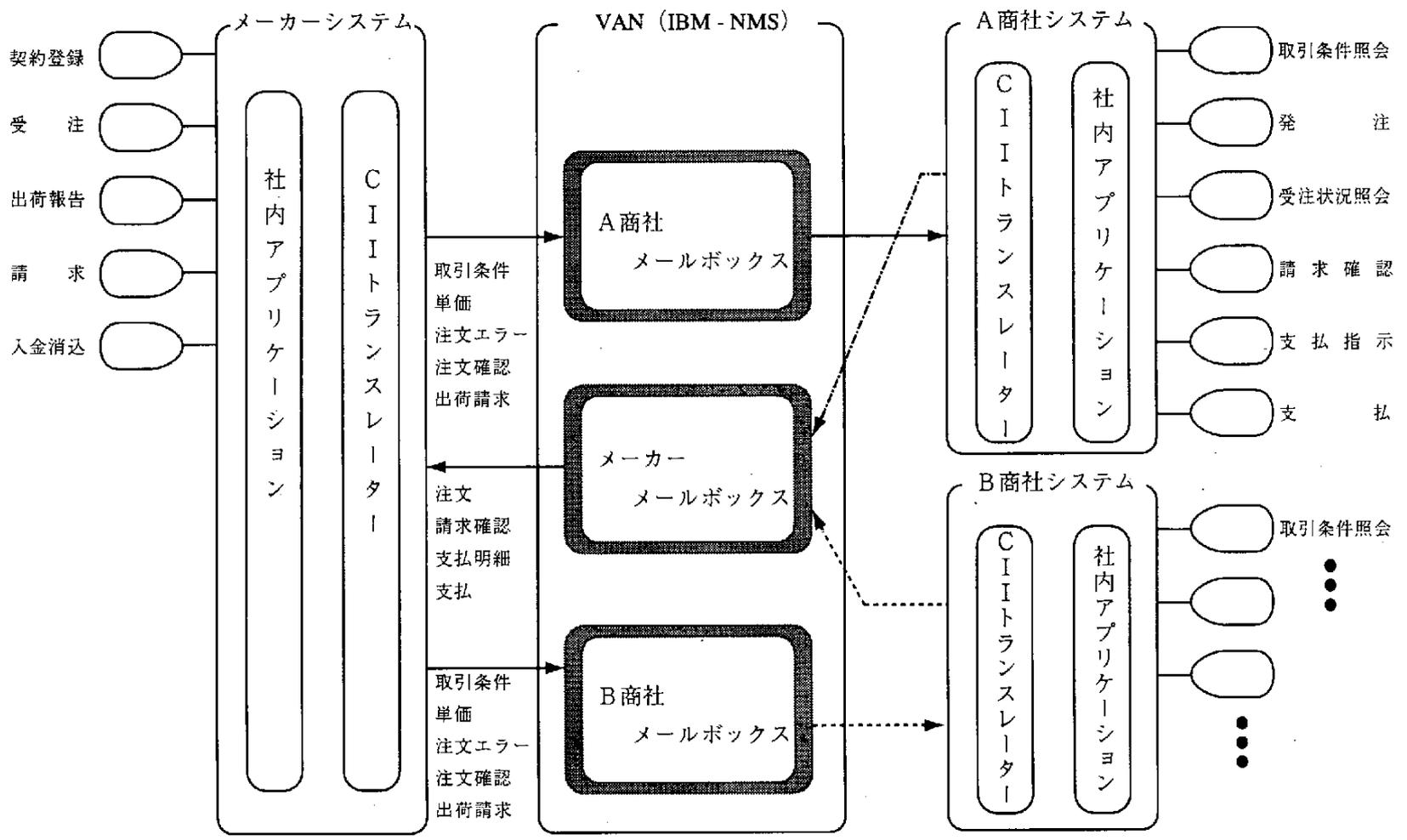
6. 両者間の売買取引き業務の前範囲を網羅

契約から支払までの全プロセス対象のEDIである。

7. VANの利用

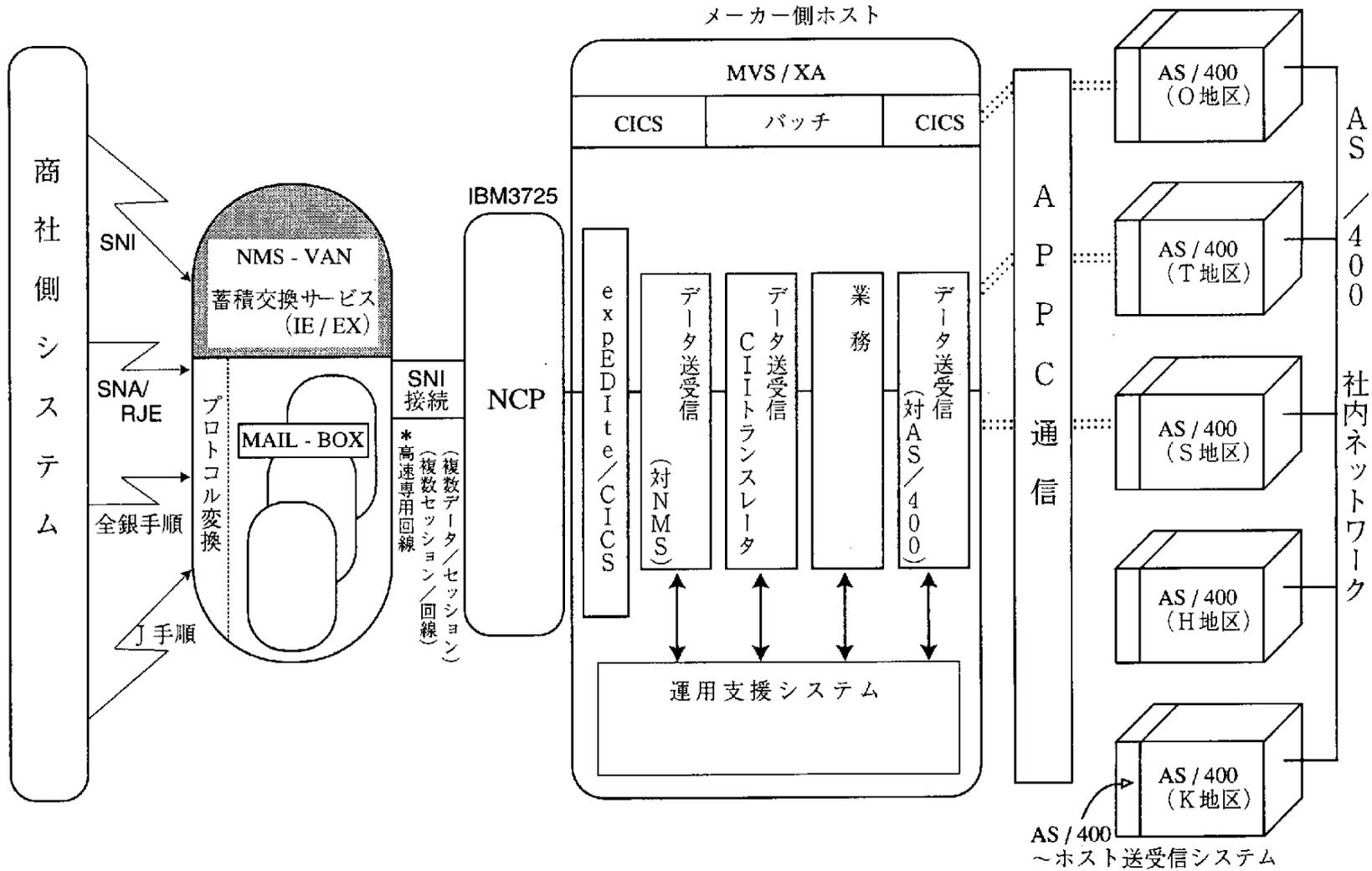
双方の運用上の独立性、通信手順の相違の調整などを狙って、VANを利用している。

システム概念図

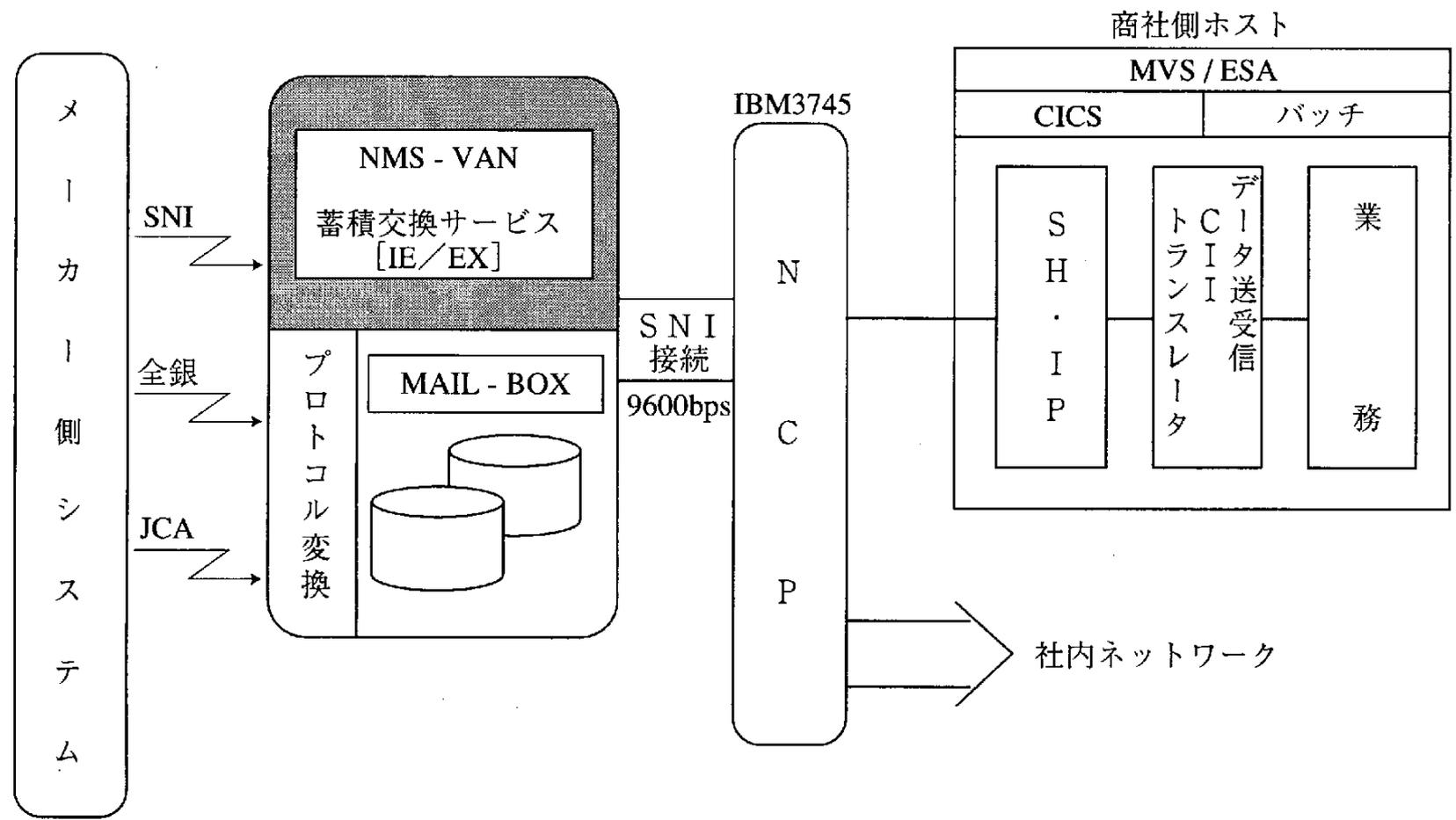


ネットワーク図 ([メーカー])

2.3



ネットワーク図 ([商 社])



1. 契約

1) 取引条件

販売条件が決まると、[メーカー]の営業担当者はその販売条件を販売契約マスターに登録し、同時に商社へは、取引条件データとして送信する。内容は、商社情報、需要家情報、納入先情報、品名情報などである。

2) 単価

単価は一般的には販売契約マスターに登録し、承認された時点で商社に送信する。また、単価改訂時には『受注者企業コード+契約番号+実施日』をキーに変わったデータだけを送信する。

3) 納入先

[メーカー]からは、納入先データはこのデータ種別では送信せず、納入先情報は取引条件データとして送信する。

2. 注文

1) 発注

商社の発注担当者は事前に登録された取引条件データの選定を行い、発注DBに発注内容（数量、納期など）を登録するとともに注文データを送信する。

2) 注文エラー

[メーカー]では注文データをコンピュータでチェックし、誤りまたは不備が判明した場合は受注DBには取り込まず、エラー理由をつけ注文エラーデータとして返却する。商社の発注担当者は発注DBを修正のうえ、修正した注文データを[メーカー]へ送信する。

3) 受注確認

イ) 未処理

注文エラーとならず、受注DBに記録されたデータについてはそのタイミングで受信確認の意味で、注文確認データ（受注者処理区分：未処理）を送信する。

ロ) 確定

受注DBに取り込まれたあと、[メーカー]では営業担当者がその注文データを指図データに加工する。その時点で、注文確認データ（受注者処理区分：確定）を送信する。このとき、注文データを複数に分割（分納）することがあり、その場合は、複数の注文確認データを送信する。

ハ) 保 留

生産手配その他の理由で受注保留にする場合は、注文確認データ（受注者処理区分：保留）を送信する。

ニ) 無 効

処理や伝送のタイミングのズレにより出荷指図の変更ができない時点で、商社から注文変更・削除データを受信した場合は、注文確認データ（受注者処理区分：無効）を送信する。

3. 出荷請求

1) 出荷請求

[メーカー] では、出荷現場からの出荷報告に基づき、受注DBを更新する。受注DBと販売契約マスターを参照して売上計上処理を行い、売掛金DBを作成し、それに基づき出荷請求データを送信する。[メーカー] では、出荷請求データ送信分については、あらかじめ請求書は発行しない。

2) 請求確認

商社は出荷請求データと発注DBとを照合する。一致の場合は、請求確認データ（請求確認区分：一致）を送信する。また不一致の場合は、差異の生じたデータに対する商社のデータ内容及び原因を付加して請求確認データ（請求確認区分：不一致）を送信する。不一致データに対しては、[メーカー] 訂正の場合、赤黒方式でデータが作成され、あらかじめ出荷請求データを送信する。

4. 支 払

1) 支払明細

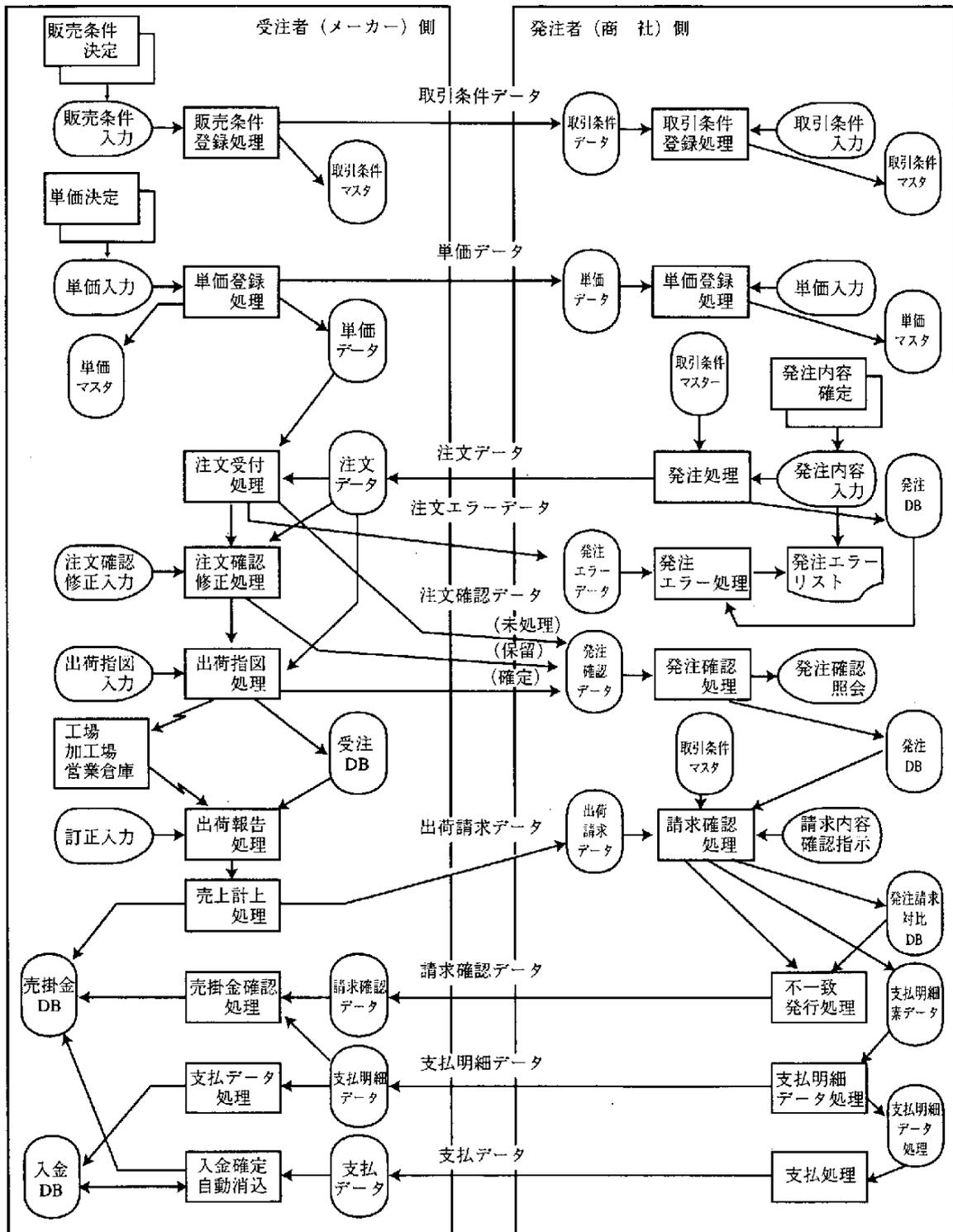
商社は支払締切日までに支払明細データを送信する。上記請求確認データの一致分の最終データである。尚、このデータには下記の支払データとのリンクした支払整理番号をつけて送信する。

2) 支 払

商社は支払締切日までに上記支払明細データに基づく支払データを送信する。手形の場合は、手形番号を支払データに付加するため、手形枚数分のデータ件数となる。支払明細データとは支払整理番号でリンクする。

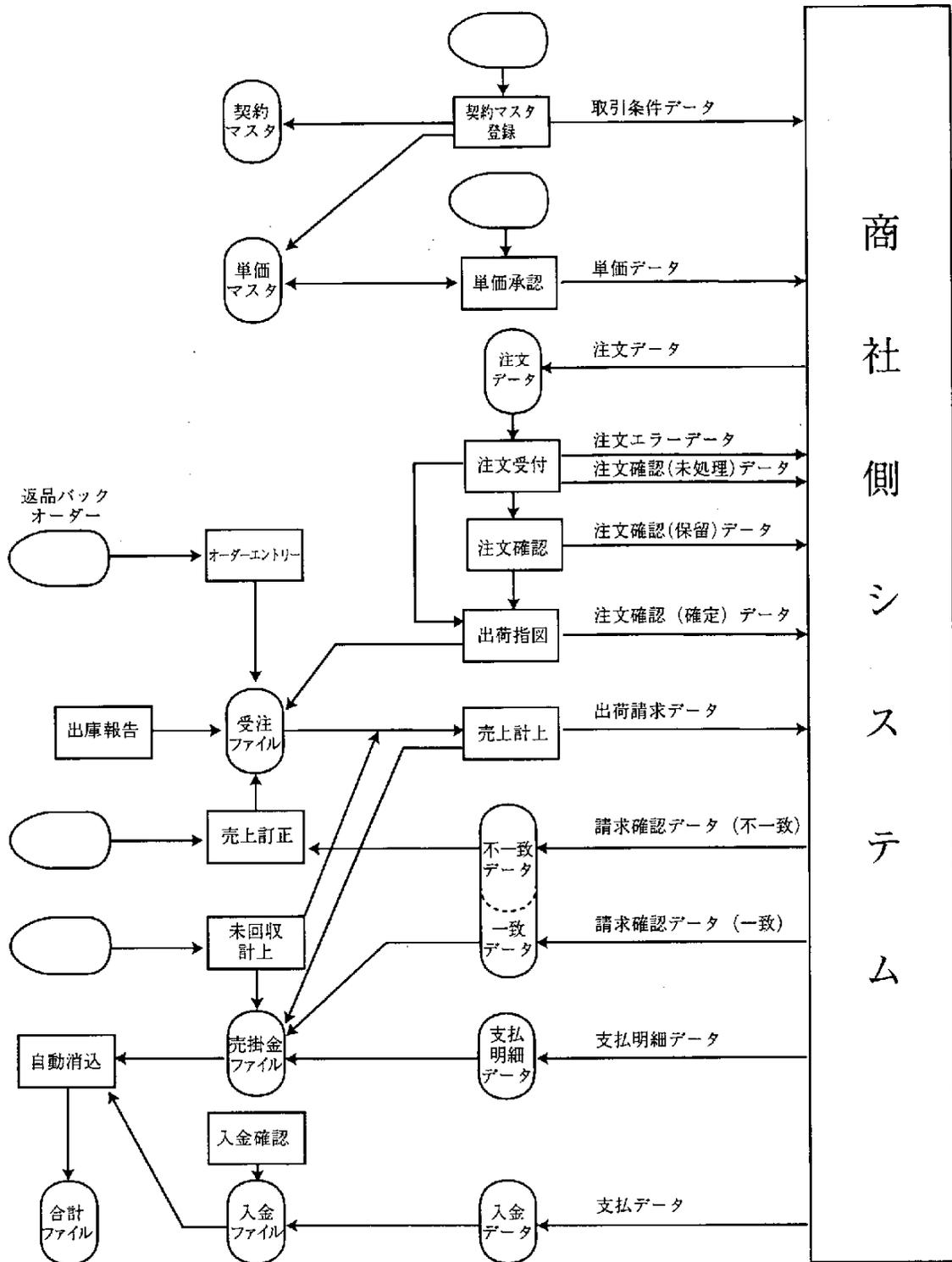
標準業務処理フロー（全体）

2. 6



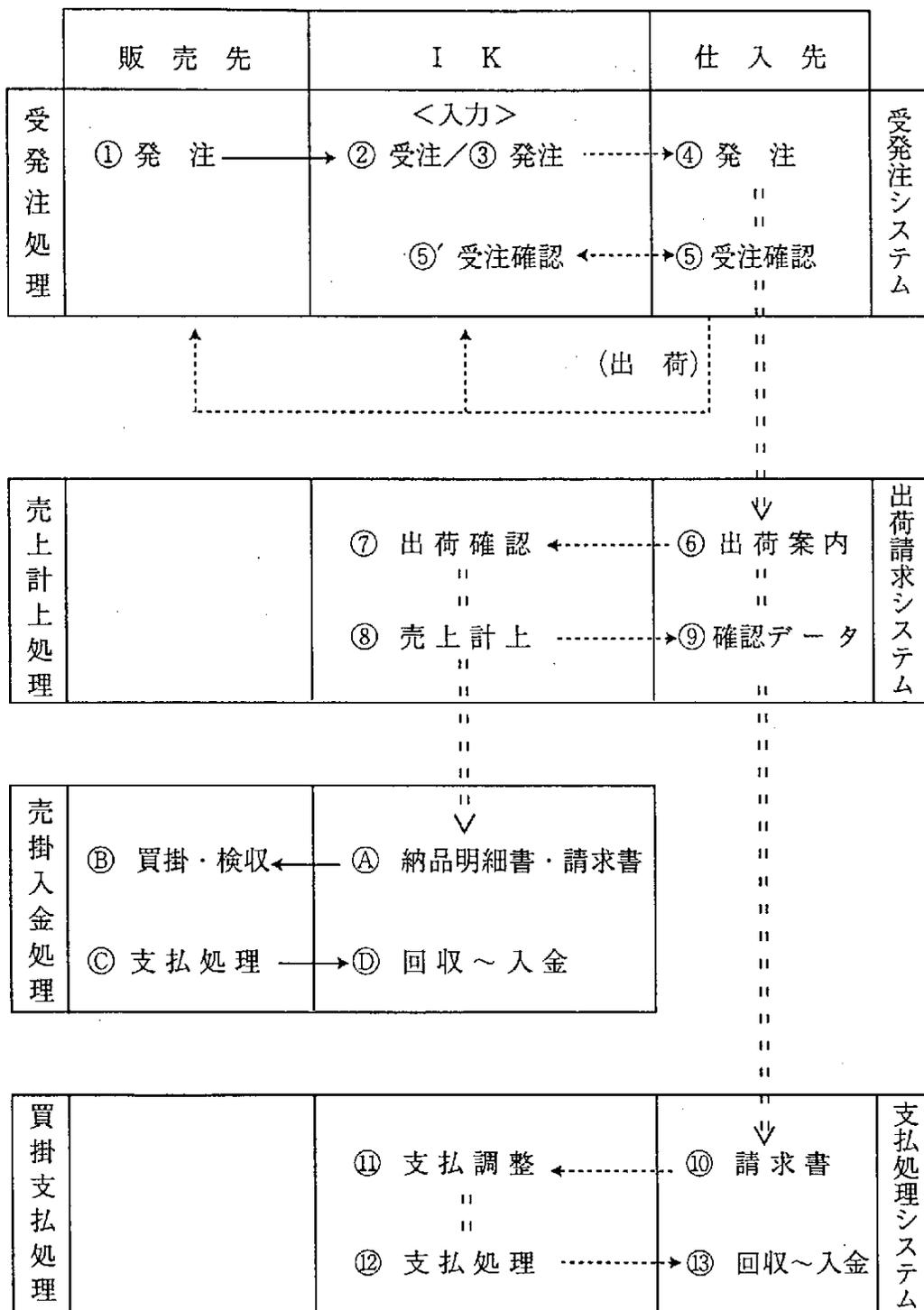
個別業務処理フロー（[メーカー]）

2. 7



[EDI・受発注] の概要

1) 処理フロー（-----> : データの流れ）



3. 運用規則 1 (通常運用)

交換データの取り決め

3. 1

業務	データ種別	伝送	方向	業務の定義
契約	取引条件	不定	メ→商	個別注文の前に、決済及び納入に必要とする個別取引条件を受注者から発注者に通知する情報。
	単価	不定	メ→商	メーカー：商社間の契約による販売単価情報。 単価設定時及び単価改定時に伝送される。
納入先				メーカー 不使用。
注文	注文	リアル	商→メ	個別発注を成立させるため、契約番号では定まらない数量、納期などの注文要件を満たす情報。
	注文確認 未処理	リアル	メ→商	発注申込みまたは変更に対し、受注者が受信の確認を示す情報。
	注文確認 保留	リアル	メ→商	注文に対し納期調整などの理由から受注者側で保留にした時、その状態を連絡する情報。
	注文確認 確定	リアル	メ→商	受注者が出荷指図したことを示す出荷予定情報。 分割受注時には、複数件のデータとなる。
	注文 エラー	リアル	メ→商	受注者側の注文要件を満たしていないと判明した注文データとその原因の情報。
出荷 請求	出荷請求	日	メ→商	受注者が納入先に出荷したことを出荷単位毎に発注者に通知し、代金の請求をする情報。
	請求確認 一致 不一致	週・日	商→メ	発注データと出荷請求データの照合による一致、不一致及びその原因を示す情報。
支払	支払明細	締切日	商→メ	発注者が受注者に対し、支払をする出荷請求データを明細に対応させて通知する情報。
	支払	締切日	商→メ	発注者が受注者に対し、支払単位及び支払方法を通知する情報。支払整理番号で明細と対応。

注1) 不定：事象の発生の都度とするが、以後の業務に支障のない範囲での遅延の許されるサイクルをいう。

注2) リアル：データ交換の対象とする業務と同期して、業務に支障のない即時性を維持して情報交換すべきサイクルをいう。

注3) 業務の定義については、『石油化学工業協会ビジネスプロトコル標準書（第2版）』をベースに一部表現をかえている。

1. 接続形態

VAN (IBM-NMS) 接続とする。

2. ネットワーク手順

	[メーカー]	[商社]
回線種類	専用 (帯域)	専用 (閉域)
回線速度	9600bps	9600bps
通信手順	SNI	SNI

3. VAN上のルール

1) VAN内データ蓄積日数 (受信処理しない場合)

[メーカー] : 30日

[商社] : 30日

2) VAN内データ保存日数 (受信処理した場合)

[メーカー] : 0日

[商社] : 1日

3) VAN稼働時間

NMS標準 (下記) による。

VAN標準稼働時間: 日曜PM. 10:00~月曜AM. 6:00を除く24時間

ただし、毎年12月に発行され「NMS一時停止年間計画のお知らせ」により、次年度の特別停止期間が設定される。

テストデータを伝送する時のVANメールボックスおよびモードは下記とする。

1. メールボックス

[メーカー] : テスト用メールボックスを使用する。

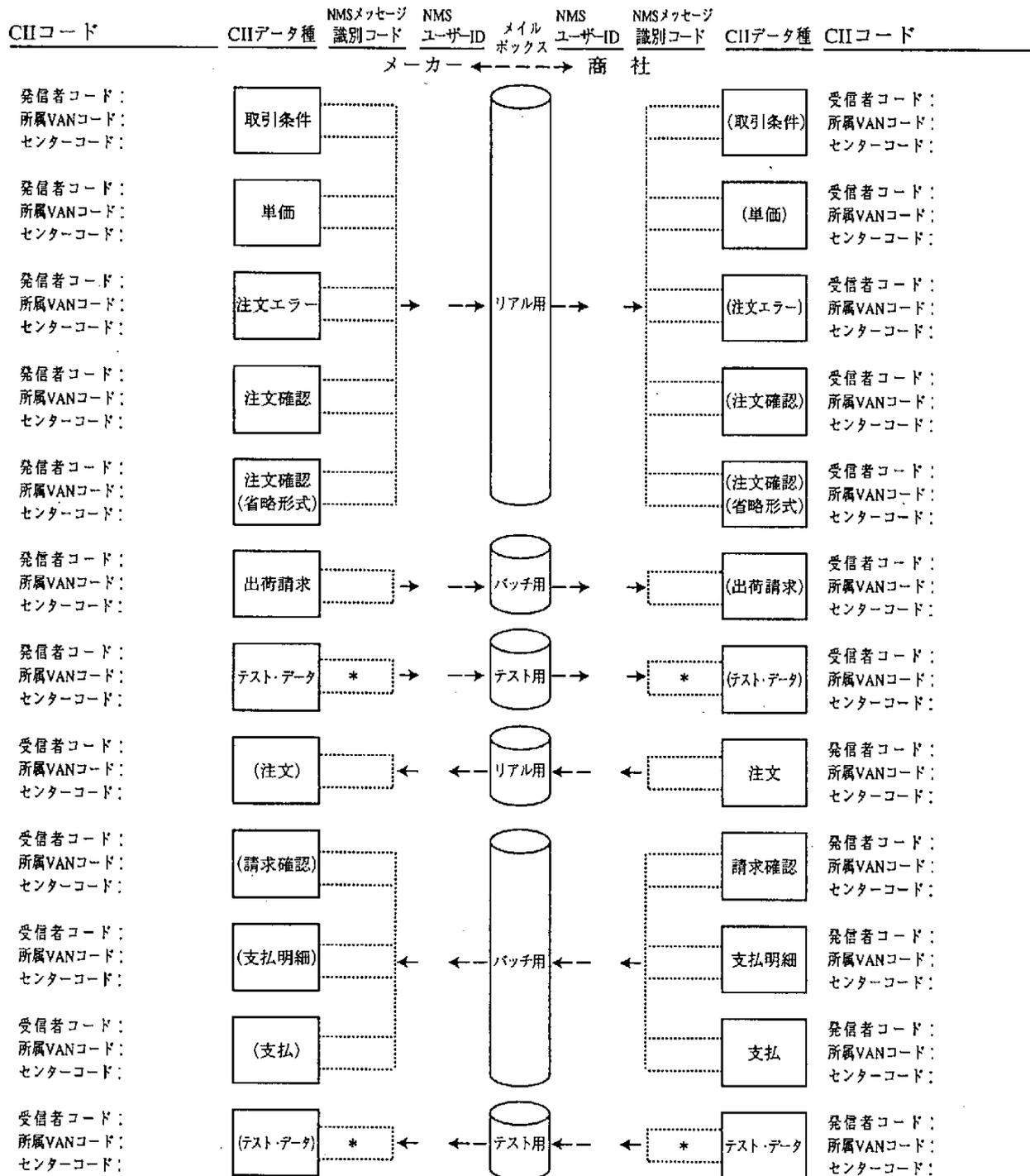
[商社] : テスト用IDを使用する。

2. モード

ヘッダー内のテストモードは“T”を使用する。

ユーザ I D 対応表

3. 4



* : 該当業務データのNMSメッセージ識別コードが入ります。

基本伝送スケジュール

3. 5

データ種別	メーカー			方向	商社	
契約						
取引条件	登録	随時	リアル	→	受信	30分単位
単価	単価承認	随時	リアル	→	受信	30分単位
注文						
注文				←	発注	15分単位
エラー	受信	連続	リアル	→	受信	30分単位
確認 (未処理)	受信	連続	リアル	→	受信	30分単位
確認 (保留)	注文確認処理	随時	リアル	→	受信	30分単位
確認 (確定)	注文確認処理	随時	リアル	→	受信	30分単位
出荷請求						
	出荷請求伝送 19:15 バッチ			→		
					受信	翌 8:30
請求確認						
	受信	翌 9:00 バッチ		←	送信	22:30
支払明細						
	受信	17:30 バッチ		←	Y日	17:00
支払						
	受信	17:30 バッチ		←	Y日	17:00

注1) メーカーの出荷請求データ送信時間は19:15としているが、一連のバッチ処理の中(19:00スタート)で送信するため、19:15~20:00頃になる。
送信開始時間が20:15を過ぎる場合は、当日の送信は行わず、翌日の送信となる。

注文データ受付時間

3. 6

翌日出荷分の注文受付時間は下記のとおり設定する。

注文受付時間

：翌日出荷分 15：40まで

1. 緊急注文

EDIで注文を送るとともに、必ず電話で連絡をする。

2. 一部保留のケース

一部保留の処理はしない。保留分は別途新規の『注文』として処理する。

3. 契約番号の変更

本来1つの契約が、[メーカー]の社内の事情で複数の販売契約マスターに分かれている場合、[メーカー]側から別の契約番号への変更をお願いすることがある。

1. X日、Y日

X日：当月度出荷請求データの最終送信日 毎月15日の商社第2営業日後

Y日：支払明細・支払データの送信日 商社毎月末営業日の第2営業日前

2. 例（15日締、当月末起算の場合を1994年9月度で示す）

日付	メーカー	VAN	商社
(X日)			
9/19 (月)	19:15 出荷請求データ送信	→→→	
9/20 (火)			8:30受信
(Y日)			
9/28 (水)	17:30 受信	←←←	17:00 支払明細・支払データ送信

単価の遡求改定に伴う値引き（値増）の取扱いは、JPCA-BPでは赤黒処理が標準であり、当システムでもその方式を採用する。

なお実務では1年を遡っての改定もおこり得るが、ディスク資源面から一定の制約を与えざるを得ず、ここに下記のように取り決める。

1. 期間：6カ月とする。

（当月から7カ月前の1日まで）

2. 基準となる日：出荷日とする。

尚、訂正データについては元データの出荷日を用いる。

3. 7カ月以前の処理については、月別一括値引き（値増）処理とする。

出荷請求データなどは原則として毎日データの送信を行う。ところが当日実際の送信対象データがない場合は、0 件であることを示すデータを送信する。

対象データ種別

1) 出荷請求データ

ヘッダーとトレーラーのみからなる伝送データを送信する。

2) 請求確認データ

ヘッダーと0 件データ（データ種別、発注者コード、受注者コード、契約No=ALL*!）とトレーラーからなる伝送データを送信する。

VAN上の保存期間とは別に、トラブルに備えて相互に送信元データを保存する。

1. 原則

- 1) 送信側で保存する。
- 2) バッチ処理データの保存：最新を含め2世代前（前回+前前回）までのデータを再送可能な状態で保存する。

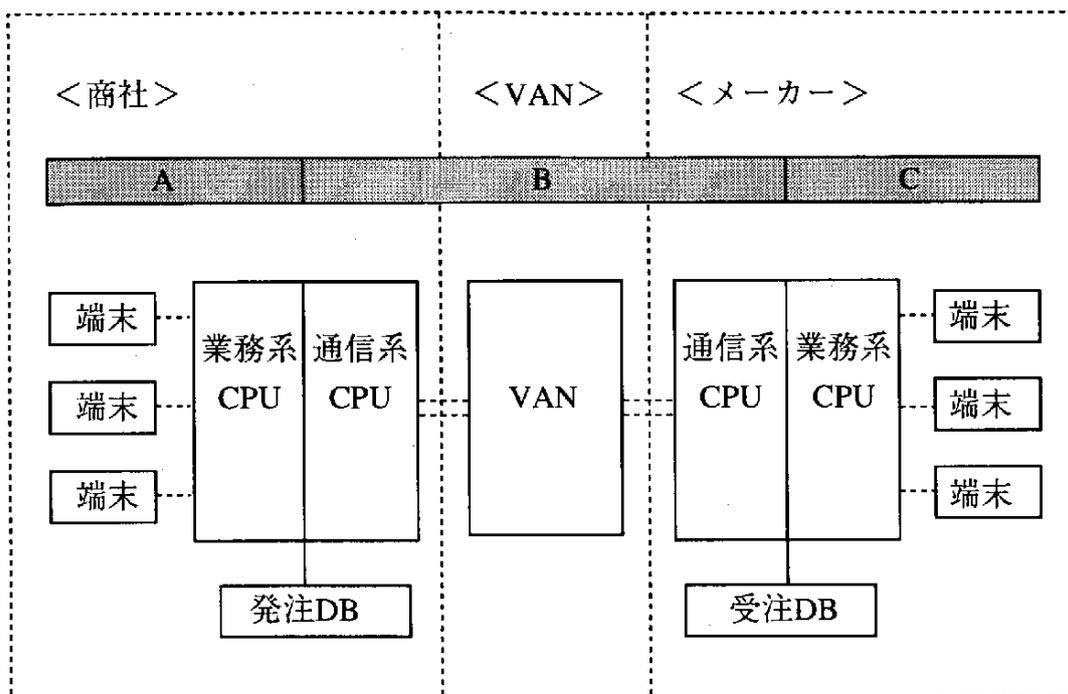
リアル処理データの保存：営業日ベースで当日分を含め3日前までのデータを再送可能な状態で保存する。

2. 保存期間

取引条件データ	2日分+当日分
単価データ	2日分+当日分
注文データ	2日分+当日分
注文エラーデータ	2日分+当日分
注文確認データ	2日分+当日分
（未処理・保留・無効・確定）	2日分+当日分
出荷請求データ	2日分+当日分
請求確認データ	2世代分（前回+前前回）
支払明細データ	2世代分（前回+前前回）
支払データ	2世代分（前回+前前回）

4. 運用規則 2 (障害対応)

1. 障害の発生場所



2. 想定される障害

事象	場所	解説
1) 取引条件が送受信できない	[メ-カ] ~ [商社] 全般 (A B C)	4. 2
2) 注文エントリーができない	[商社] : 業務系コンピュータ交渉 (A)	4. 3
3) 注文データが送受信できない	VAN、通信系の障害など (B)	4. 4
4) 注文データが確認できない	[メ-カ] : 業務系コンピュータ故障 (C)	4. 5
5) その他データが送受信できない	全般 (A B C)	4. 6

1. 状 況

取引条件が障害などで送受信できない。

2. 対 応

1) 取引条件

障害の回復を待つ。

2) 注 文

“4. 3 注文エントリーができない”を参照。

1. 状 況

[商社]側のコンピュータにはいっているが、VANまたは通信系の障害などで[メーカ]にデータが届かない。

2. 対 応

1) 発生時

[商社] : 緊急分以外は障害の回復を待つ。

緊急分については、FAX注文をする。

- ・対象データは注文確認(未処理)の返っていないデータ。
- ・『注文番号』にはコンピュータで採番した注文番号を入れる。

[メーカ] : FAX注文に基づき、受注システムで指図処理をする。

- ・保留とするものはエントリーしない。

2) 回復後

[商社] : VANへデータを送信する。

- ・『連絡済区分』は不要。

バックオーダーとして処理された注文確認データ(確定)を受信する。

VANと自社CPUのデータを確認する。

[メーカ] : FAX注文書、出荷指図データ、EDI注文データの内容を確認する。

1. 状 況

[メカ] 側の業務系コンピュータの障害などで、注文データが確認できない。

2. 対 応

1) 発生時

[メカ] : 通信系コンピュータでEDI注文書を作成し、緊急分については手書き指図、手書き送り状で対応する。

必ず電話で調整する。

2) 回復後

[メカ] : 営業担当は下記の2者の状態をチェック確認する。

・ EDI注文データ、出荷指図データの内容を確認する。

注文確認(未処理)データ、注文確認データ(保留、確定)を送信する。

1. 状 況

注文エラー、注文確認、単価、出荷請求、請求確認、支払明細、支払データなどが送受信できない。

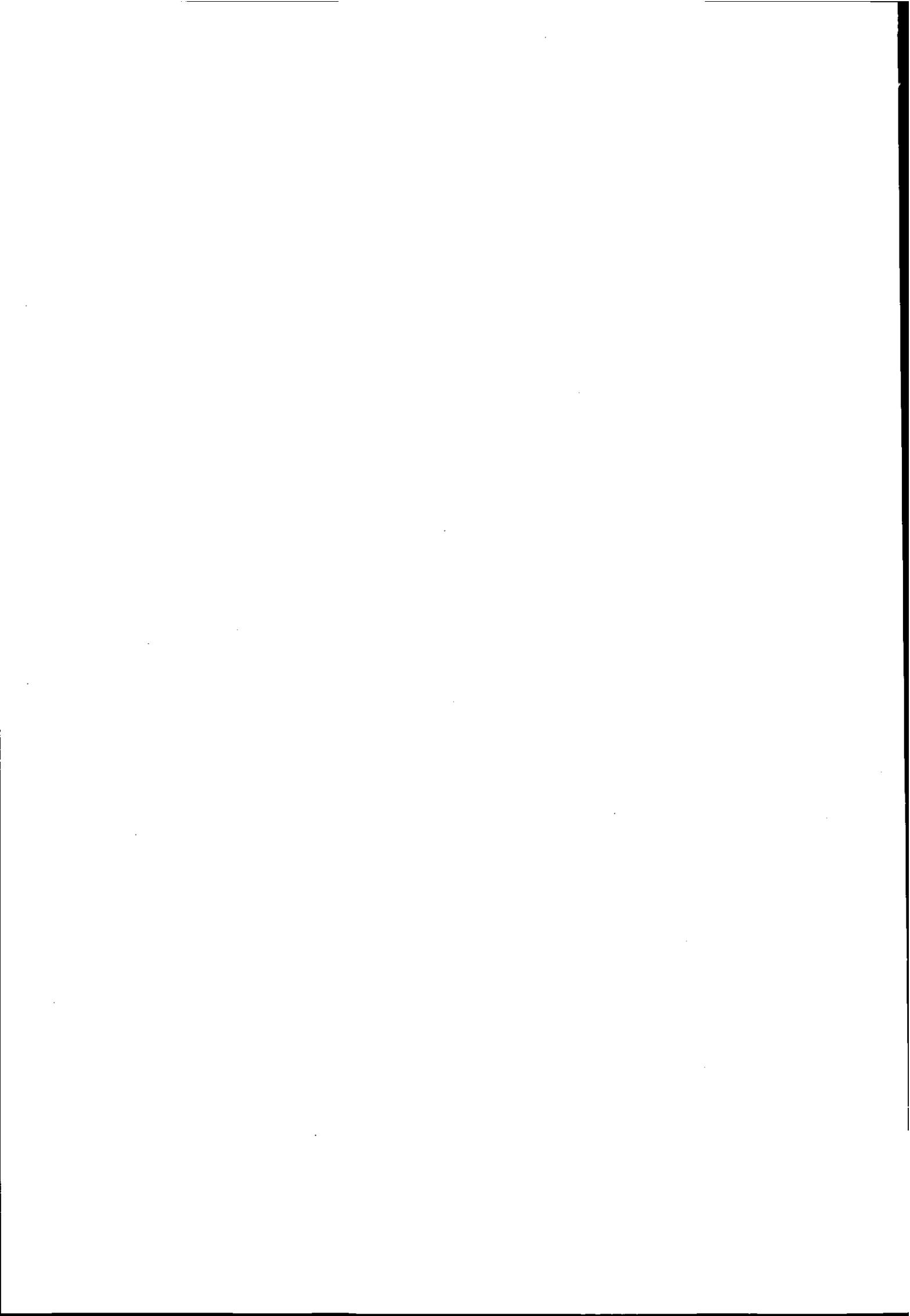
2. 対 応

緊急分以外は障害の回復を待つ。

緊急分については両社協議の上、解決を図る。

3. 留意事項

長期間トラブルでデータが送受信できない場合、両社間で誠意をもって対応を図る。



5. 運用体制、連絡方法

1. 総括窓口

システム全般に関係する諸問題に対応するため、双方に総括窓口を設定する。

(役割)

- ・ 「覚書」に関すること
- ・ 「システム運用規約」改訂に関すること
- ・ 外部発表に関すること
- ・ システム仕様に関すること（仕様変更など）
- ・ テスト、移行計画に関すること
- ・ 範囲拡大などに関すること
- ・ 業務上のトラブルへの対応に関すること
- ・ その他システム全般にわたる課題に関すること など

2. 運用窓口

日々の円滑なシステム運用をサポートするため、双方のシステム運用窓口を設定し、随時連絡先などを交換する。また当窓口は総括窓口不在のときその間、役割を代替できるものとする。

(役割)

- ・ システム運用に関すること
- ・ ネットワーク運用に関すること
- ・ 運用スケジュールに関すること など

1. 総括窓口

2. システム運用窓口

1) 開発・技術：

2) 運用・通信：

1. 総括窓口

2. システム運用窓口

1) 開発、運用：

2) 通信：

1. 「企業間売買取引データ交換に関する覚書」改訂時には、同時に当「企業間売買取引データに関するシステム運用規約」も改訂する。
2. 「企業間売買取引データに関するシステム運用規約」の変更については、下記要領による。
 - 1) 事前協議を原則とする。
 - 2) 大幅な変更、または数度の小範囲の変更でかなりの部分が変更された時などは、両者合意の下、バージョンアップ（バージョン番号1桁めの変更）をおこなう。
このときは、規約全体を差し替える。
 - 3) 部分変更などの小範囲の変更については、バージョン番号の小数部分のみの変更とし、変更箇所朱筆修正の上、表紙に新バージョン番号と適用開始年月日を記載、かつ変更履歴に内容を記載し、双方の確認印を履歴用紙に受ける。

連絡先担当者や電話番号など変更頻度が多いもの、およびX日Y日スケジュールなど定期的交換が必要なものについては、改訂作業が頻発するため、規約本文とは別に別途連絡資料とし、両者間で随時交換変更できるものとする。

以下、別途連絡資料と扱うものの一覧を挙げる。

- ・ 注文依頼用紙
- ・ 運用規約変更履歴用紙
- ・ システム、コンピュータ稼働時間帯（[メーカー]）
- ・ システム、コンピュータ稼働時間帯（[商社]）
- ・ X日、Y日連絡表
- ・ 運用窓口連絡表（[メーカー]）
- ・ 運用窓口連絡表（[商社]）
- ・ 組織コード表（[メーカー]）
- ・ 組織コード表（[商社]）

6. 組織変更への対応

1. 基本的な考え方

- 1) 組織変更については、EDIで対応する。
- 2) 既に発生したデータについては変更しない。
- 3) 事前にシステム運用部門間で、内容、スケジュールの確認を行う。

2. データ種別の考え方

1) メーカー側の組織変更

取引条件データの変更で対応する。

2) 商社側の組織変更

商社組織変更データ種別で対応する。

内容：データ種別コード、発注者企業コード、契約番号

発注者部門コード（旧）、同（新）

組織変更日

3. 部門コードの源泉

データ種別	商社部門コード	メーカー部門コード
注文	取引条件データ	取引条件データ
新規	注文データ	注文データ
変更・削除	注文データ	注文データ
注文確認	注文データ	注文データ
出荷請求	注文データ	注文データ
通常	取引条件データ	取引条件データ
バックオーダー	取引条件データ	取引条件データ
赤黒訂正	取引条件データ	取引条件データ
請求確認	出荷請求データ	出荷請求データ
支払明細	実支払部門	出荷請求データ
支払	実支払部門	

1. 概要

取引条件データに新部門をセットし送信する。

2. 例（組織変更日：8/1と仮定）

日付	[メーカー]	流れ	[商社]
7/20	(運用) 書面で商社へ連絡	→	(運用) 社内へ連絡
8/1	----- 組織変更日 -----		
8/6	(EDI) 取引条件データを新部門に 実績完了	→	(EDI) 受信
	更新し送信する。		

1. 処理概要

- 1) 組織変更日前：（商社）組織変更データの準備と送信。
- 2) 移行日：（メーカー）組織変更データによる取引条件データの更新と送信。

2. 例（組織変更日：3/1と仮定）

日付	[商社]	流れ	[メーカー]
2/20	(運用) 書面でメーカーへ連絡	→	(運用) 社内へ連絡
20 以降 未迄	(EDI) 変更対象の取引条件データの選別を行い組織変更データを作成、送信。 変更のある場合は全件送信。	→	(EDI) 受信 *1
	(EDI) 受信 (旧部門：通常処理)	←	(EDI) 請求確認データ (旧部門)
3/1	----- 組織変更日 -----		
	(EDI) 受信	←	(EDI) 請求確認データ (旧部門)
3/6	(EDI) 受信 (通常更新)	←	(EDI) 前月実績処理完了後、 *1データに基づき取引条件データを更新し送信
実績完了	(EDI) 受信	←	(EDI) 請求確認データ 3/6以前の注文 (旧部門) 3/6以降の注文 (新部門)

7. 各種連絡用紙

注文依頼用紙

[メーカー]

部署・担当者名 _____

[商社]

部署・担当者名 _____

処理	注文No.	契約No.	需要家名
納入日	コメント	納入先名	
品名	荷姿	個数	数量
需注番	納入要件 (備考)	単位	発注コメント (請備)

処理	注文No.	契約No.	需要家名
納入日	コメント	納入先名	
品名	荷姿	個数	数量
需注番	納入要件 (備考)	単位	発注コメント (請備)

処理	注文No.	契約No.	需要家名
納入日	コメント	納入先名	
品名	荷姿	個数	数量
需注番	納入要件 (備考)	単位	発注コメント (請備)

処理	注文No.	契約No.	需要家名
納入日	コメント	納入先名	
品名	荷姿	個数	数量
需注番	納入要件 (備考)	単位	発注コメント (請備)

処理… 1 : 新規、 2 : 変更、 3 : 削除

システム、コンピュータ稼働時間帯

[メカ]

年 月現在

1. コンピュータ稼働時間帯

2. EDIシステム運用停止日

システム、コンピュータ稼働時間帯

[商社]

年 月現在

1. システム稼働時間帯

2. コンピュータ稼働時間帯

3. 休日および営業時間

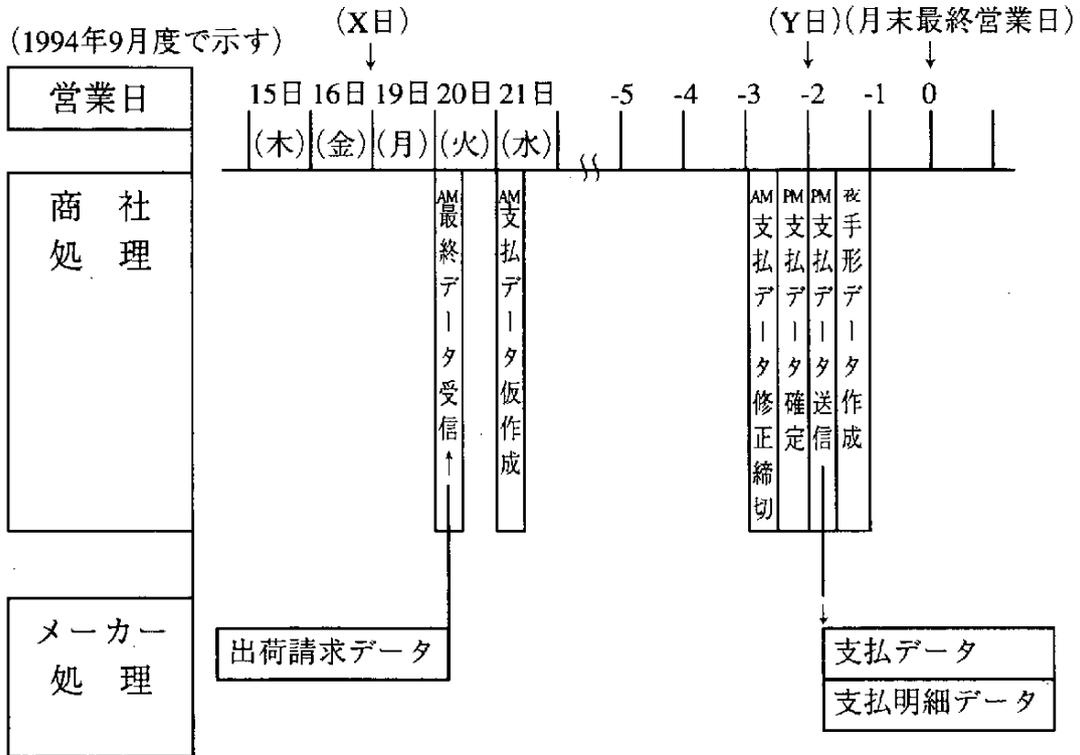
X日、Y日連絡表

[商社] : [メーカー]

1. X日、Y日

X日：当月度出荷請求データの最終送信日 毎月15日の商社第2営業日後

Y日：支払明細・支払データの送信日 商社毎月末営業日の第2営業日前



2. 年間スケジュール

運用窓口連絡表

[メーカー]
年 月現在

1. 総括窓口

2. 運用窓口

1) 開発・技術

2) 運用・通信

運用窓口連絡表

[商社]
年 月現在

1. 総括窓口

2. 運用窓口

1) 開発・運用

2) 通信

組織コード表

[メーカー]
年 月現在

組織コード表

[商社]
年 月現在

2 日本国内の業界別 E D I 標準契約書の例

2.1	E I A J - E D I 取引標準システム基本契約書	91
2.2	J P C A 企業間データ交換に関する覚書	95
2.3	C I - N E T による 電子データ交換 (E D I) に関する標準契約書	102
2.4	H I I S - N E T オンライン取引標準システム 基本契約書及びH I I S - N E T基本契約書	107
2.5	鉄鋼E D I 標準企業間データ交換に関する覚書	115
2.6	電力E D I 標準データ交換契約書	126
2.7	繊維業界オンライン取引基本契約書	131



2.1 E I A J - E D I 取引標準システム基本契約書

(出典: (社)日本電子機械工業会 EDIセンター発行「EIAJ取引情報化対応標準 1C」(91.6))

E I A J - E D I 取引標準システム基本契約書 (1C)

甲; 発注者、乙; 受注者

_____ (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、甲乙間の取引に関し、E I A J オンライン取引標準システムを利用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、甲乙がE I A J オンライン取引標準システムを利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条 (適用範囲)

1. 本契約は、E I A J オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引およびその付帯業務について適用する。
2. E I A J オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。

第3条 (用語の定義)

(1) E I A J オンライン取引標準システム

この契約においてE I A J オンライン取引標準システム (以下「本システム」という。)とは、甲および乙が、相手方に提供する取引関係情報をメールボックスにE I A J 標準プロトコルの状態で記憶させ、提供をうける側が、当該取引関係情報をメールボックスから受信し、利用するシステムをいう。

(2) E I A J 標準プロトコル

本システムを利用して取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるプロトコルであり、(社)日本電子機械工業会 (通称E I A J) 発行の『E I A J 取引情報化対応標準』で規定するものをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個々の取引契約 (以下「個別契約」という。)の申込、およびその回答、または、個別契約内容の変更もしくは解除の申込およびその回答、その他相手方に対する意思表示およびこれらに付随する諸情報のうち、本システムを介して甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。

(4) 申込データ

甲または乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込として本システムを介して相手方に提供する情報をいう。

(5) メールボックス

本システムの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる場所のことをいう。メールボックスの運用時間帯に受信者の任意のタイミングにより受信可能であり、かつ、取引関係情報量に対応可能な蓄積機能を有するという条件に満足するものでなければならない。

以下、甲から乙に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「乙のメールボックス」といい、乙から甲に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「甲のメールボックス」という。なお、「乙のメールボックス」と「甲のメールボックス」とが第三者の電子記憶装置内の電子ファイルであることを妨げない。

(6) オンライン取引用設備

甲および乙が、本システムを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器およ

び周辺機器等（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(7) オンライン取引用電気通信回線

甲および乙が、本システムを利用するために準備する、甲の装置と乙の装置との間の電気通信回線であり、第一種電気通信事業者により敷設、提供されたものをいう（以下「通信回線」という。）。

第4条（実施手順）

1. 甲乙は、以下の各号に定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。
 - (1) 甲乙は本システム利用に際し、取引関係情報の受渡場所としてのメールボックスを定める。
 - (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成して原則としてE I A J標準プロトコルの状態で、乙のメールボックスに記憶させる。
 - (3) 乙は、前号により乙のメールボックスに記憶された取引関係情報を、乙の装置の受信機能を起動させることにより乙の装置内に受信し、利用する。
 - (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成して原則としてE I A J標準プロトコルの状態で、甲のメールボックスに記憶させる。
 - (5) 甲は、前号により甲のメールボックスに記憶された取引関係情報を、甲の装置の受信機能を起動させることにより甲の装置内に受信し、利用する。
 - (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報をE I A J標準プロトコルの状態に変換する業務、および、E I A J標準プロトコルの状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。
2. 本システム実施における取引関係情報のフォーマット、送信頻度、受信頻度、運用時間、メールボックスにおける保存期間、送受信確認方法等詳細事項については、別途甲乙協議のうえ決定する。
3. 取引関係情報が、本システムにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として本システムにより提供される取引関係情報が優先する。

第5条（意思表示の時期）

本システムによる甲乙間の意思表示は、甲および乙が提供すべき取引関係情報をそれぞれの相手方のメールボックスに記憶させた時に、相手方に対して意思表示されたものとみなす。

第6条（個別契約の成立および内容）

1. 甲が乙に対して個別契約の申込をなす場合には、第4条に定める実施手順にしたがい、申込データを乙のメールボックスに記憶させることにより行うものとし、乙は同実施手順にしたがい、乙のメールボックスから当該申込データを受信する。この場合、甲が乙に対して意思表示を行った時点をもって甲が乙に対し、当該申込データの内容通りの個別契約の申込を行ったものとみなす。
2. 乙は、第4条第2項により両者協議のうえ定められた受信頻度で乙のメールボックスから申込データを第4条第1項(3)に定める方法で受信するものとする。
3. 第1項により甲から個別契約の申込がなされたときは、乙は遅滞なく当該申込に対して諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、当該申込に対し承諾したものとみなす。
4. 第1項の申込データには、甲および乙の名称、発注年月日、品名、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項を含む。また、本システムにより伝送された情報は、正当な権限を有する発注者が適切な手段・手続等に則って行い発信したものとみなす。

第7条（個別契約の変更）

本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、甲は、新たに取引内容を本システムにより乙に通知し、乙は遅滞なく諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、承諾したものとみなす。

第8条 (本システム障害時の措置)

1. 電子記憶装置、通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害(以下「本障害」という。)が発生したときには、甲乙は、それぞれ相手方に連絡し、速やかに対応を図る。
2. 甲および乙は、合意のうえで本障害が復旧するまでの間、必要に応じ所定の注文書等の書面を相手方に交付するか、それに代わる方法により通知する。
3. 本障害等に基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は両者協議のうえ決定する。

第9条 (費用負担)

本システムに係わる費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(下請取引においては、通信回線費用は原則として発信者側の負担とする)

第10条 (装置および通信回線の整備)

1. 甲および乙は、本システムを利用するために必要な装置および通信回線の整備を、それぞれ行う。
2. 甲は本システムの実施にあたり甲が必要と認めたときは、乙にハードウェアを貸与することができる。この場合、使用条件等については別途甲乙協議して定める。
3. 甲が有するオンライン取引用ソフトウェアを乙に対し使用許諾する場合は、使用許諾条件等について、別途甲乙協議のうえ決定する。

第11条 (装置の保守)

甲および乙は、善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う。

第12条 (記録内容のいかげん禁止)

1. 甲および乙は、本システムにおいて、メールボックスに記録された取引関係情報の内容をいかげんしてはならない。
2. 前項の規定は、相手方がメールボックスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。また、第7条において個別契約が変更された場合、その記録内容についても同様とする。

第13条 (取引関係情報の保存)

取引関係情報の保存期間は、法の定めによるものとし、甲および乙は、当該取引関係情報の電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスクおよび書類などの記録媒体にて保存する。

第14条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約期間中はもとより、本契約完了後においても本システムの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第15条 (権利義務の譲渡)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約および個別契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引受けさせ、または担保に供してはならない。

第16条 (本契約の解約)

甲および乙は、本システムが有効でないと判断した場合、3か月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第17条 (期限の利益の喪失)

甲および乙は、第18条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに相手方にその旨通知するとともに、相手方に対する一切の債務について、当然期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済しなければならない。

第18条 (本契約および個別契約の解除)

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約および個別契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競争等の申し立て、または破産、和議、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払い停止、支払い不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 前項の解除は、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第8号の場合はこの限りではない。

第19条 (協議事項)

本契約および個別契約に定めのない事項については、既に甲乙間で取り交わし済みの取引基本契約書による。また、いずれの契約にも定めのない事項および疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第20条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約および個別契約に関する紛争の管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第21条 (有効期間)

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙から書面による異議の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1ヵ年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：名 称
所在地
代表者氏名 印

乙：名 称
所在地
代表者氏名 印

2.2 J P C A 企業間データ交換に関する覚書

(出典: 石油化学工業協会 情報通信委員会・ビジネスプロトコル小委員会 発行
「石油化学工業協会ビジネスプロトコル標準書(第2版)」(92.8))

J P C A 「企業間データ交換に関する覚書」

メーカー(以下甲という)と、商社(以下乙という)とは、甲乙間において締結した売買基本契約ならびにこれに付帯する覚書(以下これらを「原契約」という)に基づく、甲乙間の商取引に関し、石油化学工業協会標準ビジネスプロトコル(J P C A - B P)を利用し、発注、受注、請求及び支払データ等(以下「取引データ」という)のコンピュータ利用による交換(以下「本システム」という)を実施することに関して、次の通り覚書を締結する。

第1条(覚書の目的)

甲及び乙は、甲乙双方の事務処理を円滑に行うため、次条以下の定めに従い甲乙間の「取引データ」のコンピュータ利用による交換を行うものとする。

第2条(本覚書の適用範囲)

- (1) 本覚書は、「原契約」に基づく甲と乙との間における継続売買取引に適用されるものとする。但し、適用対象製品(以下「製品」という)は、甲乙間で「対象製品についての取決事項」を別途定めるものとする。
- (2) 本覚書に定める条項が「原契約」と矛盾するときは、本覚書の条項が優先するものとする。
- (3) 甲及び乙は、「本システム」に基づく「製品」の代金の支払方法について「支払方法の取決事項」を別途定め、これにより行う。
- (4) 甲及び乙は、「本システム」の内容及び運営方法及び運営上発生する費用の負担などについては、「システム運営の取決事項」を別途定め、これにより行う。

第3条(個別的契約の成立)

- (1) 乙から甲への「製品」の発注は、乙から甲へ「注文データ」を「本システム」の一部を構成する通信回線を使用して機械による読取可能な状態で送信すること(以下「伝送」という)により行う。
- (2) 甲は、必要であれば乙と協議の上必要項目を修正し、その結果を「注文確認データ」として乙へ遅滞なく伝送する。
- (3) 前項に定める甲から乙への「注文確認データ」の「伝送」をもって「個別的契約」が成立するものとする。但し、「個別的契約」成立後、甲又は乙が、契約の変更を希望する場合は、甲乙協議の上「個別的契約」を修正もしくは取消することができる。なお、「個別的契約」の修正又は取消前に、一方の当事者が履行に着手したことにより発生した費用については、「個別的契約」の修正又は取消の原因につき責を負うべき当事者が負担する。

第4条(「製品」の出荷、代金の請求)

- (1) 「個別的契約」に基づく「製品」の出荷及び代金請求は、次の通り行われるものとする。
 - ①甲は、「製品」を出荷後、当該「製品」に係わる出荷及び請求データ(以下「出荷請求データ」という)を「本システム」より乙宛「伝送」するものとする。
 - ②乙は、前号の「出荷請求データ」が「個別的契約」及び乙が甲から引き受けた「製品」の内容と合致するか否かを直ちに確認し、合致しない場合には、直ちに「出荷請求データ」の不一致分(以下「不一致データ」という)を「本システム」により不一致理由を付加し、累積して毎営業日又は第2条第

4項に規定する「システム運営の取決事項」において定める「伝送スケジュール」に銘記する営業日に甲宛「伝送」するものとする。

③甲は、第2号により「不一致データ」の「伝送」を受けた際は、遅滞なく乙と協議し甲乙共に誠意をもって解決を図るものとし、当該「出荷請求データ」に修正を要することが判明した場合、甲は直ちに修正の上、修正後の「出荷請求データ」を「本システム」により乙宛「伝送」するものとする。但し、不一致の原因が乙にあると判明した場合は、乙は、「不一致データ」を修正し、一致データとする。

④前号の場合、第2号及び前号の措置を繰返すものとする。但し、本号の定めは、「個別的契約」の支払期限を何ら延長するものではない。

⑤甲は、「個別的契約」に基づく、「製品」の代金を「本システム」により請求するにあたっては、文書による乙の事前承認のもとに文書による請求書及び納品案内書の発行を省略することができる。

(2) 甲の乙に対する出荷及び代金請求に関する日程は、第2条第3項に規定する「支払方法の取決事項」に定める。

第5条（システムの管理と変更）

(1) 甲及び乙は、「本システム」の稼働状態を的確に把握し、正常稼働を維持するため第2条第4項に規定する「システム運営の取決事項」の定めに従い、その管理を行うものとする。

(2) 甲及び乙は、甲乙間のデータ交換に影響を及ぼす「本システム」の変更を行う場合は、その内容及び変更時期につき事前に相手方に連絡し、変更の可否について協議するものとする。この場合、甲及び乙の一方又は双方が重要であると認定した変更事項については、その変更につき甲乙双方の書面による合意を要するものとする。

第6条（機密保持）

甲及び乙は、本覚書遂行に関し、相手方から得た一切の情報を秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意なくしては第三者に開示し、漏洩し又は本覚書の目的外の目的に使用してはならない。当該義務は、本覚書がいかなる理由により終了しても引き続き存続するものとする。

第7条（データ保存）

甲及び乙は、「取引データ」の保存期間を、「システム運営の取決事項」において定めるものとする。但し、その期間は7年間を下回らない期間とする。

第8条（データ改竄の禁止）

甲及び乙は、それぞれ相手方より受信した「取引データ」を相手方の書面による事前の了解なしに改竄することを禁止する。

第9条（費用負担）

(1) システム構築のために必要な設備費、経費及び通信回線関係の費用については、それぞれ発生した側で負担するのを原則とする。

(2) システム構築後システム変更により費用が発生した場合は、甲乙協議の上費用負担を決めるものとする。

第10条（有効期間等）

(1) 本覚書の有効期限は覚書締結後1年間とする。

但し、当該期間満了1ヶ月前までに甲乙のいずれからも書面による変更又は解約の申入れのない場合には、本覚書は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

甲又は乙は、前号の有効期間中といえども書面による3ヶ月前の予告をもって本覚書を解約すること

が出来るものとする。

- (2) 原契約が失効し、又は解約された場合、本覚書及び第2条に定める「対象製品についての取決事項」、「支払方法の取決事項」、「システム運営の取決事項」も同時に失効するものとする。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、本覚書の終了前、本覚書に基づき「個別的契約」が成立している場合は、当該「個別的契約」に関しては本覚書終了後も本覚書、「対象製品についての取決事項」、「支払方法の取決事項」及び「システム運営の取決事項」の定めに従うものとする。

第11条（契約違反等）

本覚書の定めは、甲又は乙の契約違反、支払不能等の場合に相手方が「原契約」及び法律等の定めにより、とり得る措置を何ら制限するものではない。

第12条（別途協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

1992年〇〇月〇〇日

甲：

乙：

「企業間データ交換に関する覚書」に基づく支払方法の取決事項

メーカー（以下甲という）と商社（以下乙という）とは、甲乙間において締結した「企業間データ交換に関する覚書（以下「原覚書」という）」に基づく製品等代金請求業務のコンピュータ処理に伴う甲の代金請求に対する乙の支払方法を次の通りとする。

1. 支払方法

- (1) 乙から甲への支払は、「原覚書」の第4条第1項第2号の代金請求の役割を果たす「出荷請求データ」に基づくものとする。
- (2) 乙は甲への代金支払のため「支払データ」を乙から甲に対し「伝送」するものとする。
なお、「支払データ」とは甲より乙へ「伝送」する「出荷請求データ」で原覚書の第4条第1項第2号・第3号に基づき合致（「不一致データ」を除く）したものをいう。
- (3) 甲より乙へ「伝送」された「支払データ」は、支払確定通知書とみなし、後日これに従い支払われるものとする。
- (4) 乙は甲の「出荷請求データ」に示された支払額、支払手段、支払期日に相違することなく支払うこととする。
なお、「原覚書」の第4条第1項第2号の「不一致データ」が乙より甲へ「伝送」され、「原覚書」の第4条第1項第3号・第4号に基づく解決がはかられていないものはその処理につき甲乙間の協議が調うまでの間、乙は甲の同意を得て、妥当な期間、甲に対し当該「不一致データ」に係わる代金の支払を保留することができるものとする。この場合、同意の条件として支払の保留により甲に生ずる損害の補償について甲乙協議することができる。

2. 「支払データ」の「伝送」

- (1) 乙は請求データの送信締切日までに甲より「伝送」された「出荷請求データ」のうち、対象となる「支払データ」を支払予定日の 営業日前までに甲に「伝送」する。
なお、支払予定日・請求データの送信締切日は年度末までに翌年度の伝送日程を甲乙間で協議の上、決定する。

3. 有効期間

本覚書は「原覚書」が存続する限り有効とする。
本取決め成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

1992年〇〇月〇〇日

甲：

乙：

「企業間データ交換に関する覚書」に基づくシステム運営の取決事項

メーカー（以下甲という）と商社（以下乙という）とは、甲乙間において締結した「企業間データ交換に関する覚書」（以下「原覚書」という）に基づきデータ交換の基本仕様、運営要領等について次の通り定める。

1. 交換を行うデータ種類

データ名	位置づけ
データ名称 ↓	
	↓

2. 伝送仕様

項目	内容
(1)伝送手順 (2)回線種類 (3)回線番号 (4)センター確認コード (5)パスワード (6)文字コード (7)データ圧縮オプション (8)伝送ブロック長 (9)伝送障害時の再送	

3. データ伝送方法

(1) 送受方向と起動

データ名	送受方向	VAN経由	起動	レコード長	フォーマット
データ名称 ↓	甲 → 乙	有・無	甲		

(2) 伝送スケジュール

データ名	スケジュール
データ名称 ↓	(例) 月曜日～金曜日の毎営業日 9:30 10:00 10:30 ……

(3) 伝送遅延時の扱い

データ名	伝送遅延時の対応
データ名称 ↓ ▼	

(4) 特別休日

カレンダーにない甲乙双方の特別休日（年末年始、創立記念日等）は、毎年__月末に年度計画をお互いに提示するものとする。

4. 連絡窓口

データ伝送運用上の連絡窓口は以下の通りとする。

(1) 業務担当

企業間データ交換全般に関する窓口であり、次の内容を行う。

- a. テスト及び本番実施に関する連絡
- b. 運用に関する変更連絡（運転時間帯、計画停止等）
- c. 伝送完了後の再送要求
- d. 障害時のバックアップに関する連絡

	甲	乙
住 所	東京都〇〇区△△町2-4-6	東京都〇〇区△△町2-6-3
営業日	毎週月～土曜日 年末年始〔12月31日～1月3日〕	毎週月～土曜日 年末年始〔12月31日～1月3日〕
営業時間	8:50～18:00〔土曜日 12:00迄〕	9:15～17:30
連絡窓口	Y Y支社Z Z Z事業部B B B課 TEL(03)123-4567	本店X X X X部A A Aチーム TEL(03)123-4567

(2) システム担当

適用業務システムに関する窓口であり、次の内容を行う。

a. システム変更の詳細連絡

	甲	乙
連絡窓口	Y Y支社システム部B B B課 TEL(03)123-4567	本店X X X開発部A A Aチーム TEL(03)123-4567

(3) 運用担当

データ伝送の定常運用に関する窓口であり、次の内容を行う。

- a. 定常運用連絡
- b. ネットワーク技術に関する問い合わせ／連絡
- c. 伝送遅延を含む障害発生時の第1次連絡

	甲	乙
連絡窓口	A B CシステムズB B B課 TEL(03)123-4567	本店X X X開発部A A Aチーム TEL 0422(12)3456

(4) 上記連絡内容のどれにも該当しない内容については業務担当間での連絡事項とする。

5. 障害対策

回線の不通・機器障害及びその他の事情により、スケジュールされた時間帯に伝送出来なかった場合に備えて、当事者は別途協議の上代替的な情報伝達方法、バックアップ用施設の設置等緊急措置に関する取決めを行う。

6. 交換データの保存

データ交換するデータは甲乙協議の上、保存しトラブル時の再送に備えることとする。

データ名	保存側	保存期間
データ名称 ↓		

7. データ交換関連業務フロー

データ交換対象データの処理に関連した甲乙それぞれの業務処理の流れは添付資料に示す通りとし、業務処理の流れが変わった時には、速やかにこの資料の訂正を行い相手先に送付するものとする。

8. 有効期間

本覚書は「原覚書」が存続する限り有効とする。

本取決め成立の証として本通2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

1992年〇〇月〇〇日

甲：

乙：

2.3 C I - N E Tによる電子データ交換（E D I）に関する標準契約書

（出典：（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センター発行
「C I - N E T標準ビジネスプロトコル（Ver.1.2）」（'94.11））

C I - N E Tによる電子データ交換（E D I）に関する標準契約書 （参考例）

C I - N E Tを用いてE D Iを行うユーザーは、E D Iを行うユーザー間において何らかのE D Iに関する契約書を取り交わすことが望ましい。その契約書に盛り込む項目、内容については、ユーザー間で十分協議の上決定する必要があるが、本標準契約書はその際の参考となるものである。ただし、本契約書第2条に定めているように、本契約書の適用はあくまでもC I - N E TによるE D Iの範囲内であり、一般的な業務基本契約や関連法規までも包含してはいない。

標準契約書（参考例）

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲乙間の取引に関し、C I - N E T標準ビジネスプロトコルに基づく電子データ交換（以下「C I - N E TによるE D I」という。）を利用するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙がC I - N E TによるE D Iを利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条（適用範囲）

1. 本契約は、C I - N E TによるE D Iを利用して行う甲乙間の取引およびその付帯業務について適用する。
2. C I - N E TによるE D Iを利用して行う甲乙間の取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

第3条（用語の定義）

(1) C I - N E TによるE D I

この契約においてC I - N E TによるE D Iとは、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報をメールボックスにC I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態で記憶させ、提供を受ける側が、当該取引関係情報をメールボックスから受信し、利用するシステムをいう。

(2) C I - N E T標準ビジネスプロトコル

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルであり、建設業振興基金・建設産業情報化推進センター発行の「C I - N E T標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個々の取引契約（以下「個別契約」という。）の申込、およびその回答、または、個別契約内容の変更もしくは解除の申込、およびその回答、その他相手方に対する意思表示およびこれらに付随する諸情報のうち、C I - N E TによるE D Iにより甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。

(4) 申込データ

甲または乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込としてC I - N E TによるE D Iを利用して相手方に提供する情報をいう。

(5) メールボックス

C I - N E TによるE D Iの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる場所のことをいう。メールボックスの運用時間帯に受信者の任意のタイミングにより受信可能であ

り、かつ取引関係情報量に対応可能な蓄積機能を有するという条件に満足するものでなければならない。

以下、甲から乙に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「乙のメールボックス」といい、乙から甲に対して提供される取引関係情報の受渡場所を「甲のメールボックス」という。なお、「乙のメールボックス」と「甲のメールボックス」とが第三者（電気通信事業者など）の電子記憶装置内の電子ファイルであることを妨げない。

(6) オンライン取引用設備

甲および乙が、C I - N E TによるE D Iを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう。（以下「装置」という。）

(7) オンライン取引用電気通信回線

甲および乙が、C I - N E TによるE D Iを利用するために準備する甲の装置と乙の装置との電気通信回線であり、第一種電気通信事業者により敷設、提供されたものをいう。（以下「通信回線」という。）

第4条（C I - N E T標準ビジネスプロトコルおよびC I Iシンタックスルールの遵守）

甲乙は、C I - N E TによるE D Iを利用するにあたりC I - N E T標準ビジネスプロトコルおよびC I Iシンタックスルールの遵守する。

第5条（実施手順）

1. 甲乙は、以下の各号に定める要領に従い、相互に取引関係を提供、利用する。

- (1) 甲乙は、C I - N E TによるE D Iの利用に際し、取引関係情報の受渡場所としてのメールボックスを定める。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成してC I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態で、乙のメールボックスに記憶させる。
- (3) 乙は、前号により乙のメールボックスに記憶された取引関係情報を、乙の装置の受信機能を起動させることにより乙の装置内に受信し、利用する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該関係情報を作成してC I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態で、甲のメールボックスに記憶させる。
- (5) 甲は、前号により甲のメールボックスに記憶された取引関係情報を、甲の装置の受信機能を起動させることにより甲の装置内に受信し、利用する。
- (6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報をC I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、および、C I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。（備考1参照）

*備考1

甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報をC I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態に変換する業務、および、C I - N E T標準ビジネスプロトコルの状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託した場合には、第5条第1項の(1)から(5)までにおいて定めるC I - N E TによるE D Iの実施手順の変更が必要となる場合がある。この場合には、C I - N E TによるE D Iの実施方法について甲乙別途協議すること。

2. C I - N E TによるE D Iの実施における取引関係情報のフォーマット、送信頻度、受信頻度、運用時間、送受信確認方法、障害発生時の対応方法など詳細事項については、別途甲乙協議の上決定する。
3. 取引関係情報がC I - N E TによるE D Iにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則としてC I - N E TによるE D Iにより提供される取引関係情報が優先する。

第6条（意思表示の時期）

C I - N E TによるE D Iによる甲乙間の意思表示は、甲および乙が提供すべき取引関係情報をそれぞれの相手方のメールボックスに記憶させた時に、相手方に対して意思表示されたものとみなす。

第7条（個別契約の成立および内容）

1. 甲が乙に対して個別契約の申込をなす場合には、第5条に定める実施手順に従い、申込データを乙のメールアドレスに記憶させることにより行うものとし、乙は同実施手順に従い、乙のメールアドレスから当該申込データを受信する。この場合、甲が乙に対して意思表示を行った時点をもって甲が乙に対し、当該申込データの内容通りの個別契約の申込を行ったものとみなす。
2. 乙は、第5条第2項により両者協議のうえ定められた受信頻度で乙のメールアドレスから申込データを第5条第1項(3)に定める方法で受信するものとする。
3. 第1項により甲から個別契約の申込がなされたときは、乙は遅滞なく当該申込に対して諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙からの通知がない場合の諾否の判定については、甲乙別途協議の上決定する（備考2参照）。

*備考2

甲乙間で取り決めた期間内に通知がない場合の諾否については、取引情報の種類により甲乙協議の上その判定を事前に決定しておく必要がある。ただし、C I - N E Tのユーザーは、商法において以下のよう定められていることに留意する必要がある。

商法第509条【諾否の通知義務】（要約）

商人が平常取引を行う者から、その営業の部類に属する契約の申込を受けたときは、遅滞なく諾否の通知を発することを要す。もし、発することを怠ったときは申込を承諾したものとみなす。

またC I - N E Tのユーザーは、有力他産業の例として、(社)日本電子機械工業会の運用諸規則においては、通知がない場合の諾否については、承認と判定されることに留意する必要がある。

4. 第1項の申込データには、甲および乙の名称、発注年月日、品名、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項を含む。また、C I - N E TによるE D Iにより伝送された情報は、正当な権限を有する発注者が適切な手段・手続に則って行い、発信したものとみなす。

*建設工事の請負契約に関する留意点

C I - N E Tのユーザーは、建設業法において、建設工事の請負契約の内容について以下のように定められていることに留意する必要がある。

建設業法第19条【建設工事の請負契約の内容】

- 1 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
 - 一 工事内容
 - 二 請負代金の額
 - 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
 - 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
 - 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - 七 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
 - 七の二 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 七の三 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 八 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
 - 九 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - 十一 契約に関する紛争の解決方法
2. 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

第8条（個別契約の変更）

C I - N E TによるE D Iによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、甲は、新たな個別契約の内容をC I - N E TによるE D Iにより乙に通知し、乙は遅滞なく諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合の諾否の判定については、甲乙別途協議の上決定する。（備考2参照）

第9条（C I - N E TによるE D I障害時の措置）

1. 電子記憶装置、通信回線の故障またはその他の理由により、C I - N E TによるE D Iに障害（以下「本障害」という。）が発生したときには、C I - N E T運用諸規則
4. 2運用ルール4. 2 5障害が発生した場合の対処に沿って甲乙取り決めた内容に従うものとする。
2. 本障害などに基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は両者協議の上事前に決定する。

第10条（費用負担）

C I - N E TによるE D Iに係わる費用は、C I - N E T運用諸規則4. 3運用ガイド4. 3. 3費用負担の考え方に従い甲乙協議の上決定する。

第11条（装置および通信回線の整備）

1. 甲および乙は、C I - N E TによるE D Iを利用するために必要な装置および通信回線の整備をそれぞれ行う。
2. 甲は、C I - N E TによるE D Iの実施にあたり甲が必要と認めたときは、乙にハードウェアを貸与することができる。この場合、使用条件などについては別途甲乙協議して定める。
3. 甲が有するC I - N E TによるE D I用ソフトウェアを乙に対し使用許諾する場合は、使用許諾条件などについて、別途甲乙協議の上決定する。

第12条（装置の保守）

甲および乙は、善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う。

第13条（記憶内容のかいざん禁止）

1. 甲および乙は、C I - N E TによるE D Iにおいて、メールボックスに記録された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。
2. 前項の規定は、相手方がメールボックスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。また、第8条において個別契約が変更された場合、その記録内容についても同様とする。

第14条（取引関係情報の保存）

取引関係情報の保存期間は、C I - N E T運用諸規則4. 3運用ガイド4. 3. 2データ保存期間および法の定めによるものとし、甲および乙は、当該取引関係情報の電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスクおよび書類などの記録媒体にて保存する。

第15条（秘密保持）

甲および乙は、本契約期間中はもとより、本契約完了後においてもC I - N E TによるE D Iの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第16条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約および個別契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第17条（本契約の解約）

甲および乙は、C I - N E TによるE D Iが有効でないと判断した場合、3カ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第18条（期限の利益の喪失）

甲および乙は、第19条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに相手方にその旨通知するとともに、相手方に対する一切の債務について、当該期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済しなければならない。

第19条（本契約および個別契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約および個別契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申立て、または破産、和議、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 前項の解除は、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第(8)号の場合はこの限りではない。

第20条（協議事項）

本契約および個別契約に定めのない事項については、既に甲乙間で取り交わし済みの取引基本契約による。また、いずれの契約にも定めのない事項および疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第21条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約および個別契約に関する紛争の管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第22条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲または乙から書面による異議の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1カ年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：名 称
所在地
代表者氏名 印

乙：名 称
所在地
代表者氏名 印

2.4 HIIS-NETオンライン取引標準システム

基本契約書及びHIIS-NET基本契約書

(出典: (財)住宅産業情報サービス発行「住宅産業情報システム
ネットワーク標準ビジネスプロトコル VER1.0」(93.10))

「HIIS-NET」オンライン取引標準システム基本契約書

発注者 (以下「甲」という。)と 受注者 (以下「乙」という。)とは甲乙間の取引に関し、住宅産業情報システムネットワーク (以下「HIIS-NET」という。)オンライン取引標準システムを利用するにあたり、次の通り契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、甲乙が「HIIS-NET」オンライン取引標準システムを利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意を持ってこれを履行する。

第2条 (適用範囲)

1. 本契約は、「HIIS-NET」オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引及びその付帯業務について適用する。
2. 「HIIS-NET」オンライン取引標準システムを利用して行う甲と乙との取引及びその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。

第3条 (用語の定義)

1. 「HIIS-NET」オンライン取引標準システム

この契約において「HIIS-NET」オンライン取引標準システム (以下「本システム」という。)とは、甲及び乙が、相手側に提供する取引関係情報をメールボックスに「HIIS-NET」標準プロトコルの状態で記憶させ、提供をうける側が、当該取引関係情報をメールボックスから受信し、利用するシステムをいう。

2. 「HIIS-NET」標準プロトコル

本システムを利用して取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるプロトコルであり、(財)住宅産業情報サービス発行の『「HIIS-NET」取引標準化ビジネスプロトコル』で規定するものをいう。

3. 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個々の取引契約 (以下「個別契約」という。)の申込、及びその回答、または個別契約内容の変更もしくは解除の申込及びその回答、その他相手方に対する意思表示及びこれらに付随する諸情報のうち、本システムを介して甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。

4. 申込データ

甲または乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込として本システムを介して相手側に提供する情報をいう。

5. メールボックス

本システムの利用に際し、甲及び乙が相手側に提供する取引関係情報を記憶させる場所のことをいう。メールボックスの運用時間帯に受信者の任意のタイミングにより受信可能であり、かつ、取引関

係情報量に対応可能な蓄積機能を有するという条件に満足するものでなければならない。

以下、甲から乙に対して提供される取引関係情報の受け渡し場所を「乙のメールボックス」といい、乙から甲に対して提供される取引関係情報の受け渡し場所を「甲のメールボックス」という。なお、「乙のメールボックス」と「甲のメールボックス」とが第三者の電子記憶装置内の電子ファイルであることを防げない。

6. オンライン取引用設備

甲及び乙が、本システムを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器及び周辺機器等（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

7. オンライン取引用電気通信回路

甲及び乙が、本システムを利用するために準備する、甲の装置と乙の装置との間の電気通信回路であり、第一種電気通信事業者により敷設、提供されたものをいう（以下「通信回路」という。）。

8. 受信確認情報

甲または乙が、取引関係情報を相互のメールボックスを介して提供する情報に対して、その受信を確認したことを相手側に提供する情報をいう。

第4条 （実施手順）

1. 甲乙は、以下の各号に定める要領にしたがい、相互に取引関係情報を提供、利用する。

- (1) 甲乙は本システム利用に際し、取引関係情報の受け渡し場所としてのメールボックスを定める。
- (2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は当該取引関係情報を作成して原則として「HIIS-NET」標準プロトコルの状態で、乙のメールボックスに記憶させる。
- (3) 乙は、前号により乙のメールボックスに記憶された取引関係情報を、乙の装置の受信機能を起動させることにより乙の装置内に受信し、利用する。
- (4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は当該取引関係情報を作成して原則として「HIIS-NET」標準プロトコルの状態で、甲のメールボックスに記憶させる。
- (5) 甲は、前号により甲のメールボックスに記憶された取引関係情報を、甲の装置の受信機能を起動させることにより甲の装置内に受信し、利用する。
- (6) 甲及び乙は、相手方に提供する取引関係情報を「HIIS-NET」標準プロトコルの状態に変換する業務、及び「HIIS-NET」標準プロトコルの状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を相手方または第三者に委託することができる。

2. 本システム実施における取引関係情報のフォーマット、送信頻度、受信頻度、運用時間、メールボックスにおける保存期間、送受信確認方法等詳細事項については、別途甲乙協議のうえ決定する。

3. 取引関係情報が、本システムにより提供される場合の他、書面によって提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として本システムにより提供される取引関係情報が優先する。

第5条 （意思表示の時期）

1. 本システムによる甲乙間の意思表示は、原則として甲及び乙が提供すべき受信確認情報をそれぞれの相手方に対して発信した時に、相手方に対して意思表示されたものとみなす。

2. 甲乙相互間における取引関係情報の提供において受信確認情報の提供を行わない場合は、本システムによる甲乙間の意思表示は、原則として甲及び乙が提供すべき取引関係情報をそれぞれの相手方の

メールボックスに記憶させた時に、相手方に対して意思表示されたものとみなす。

第6条 (個別契約の成立及び内容)

1. 甲が乙に対して個別契約の申込をなす場合には、第4条に定める実施手順にしたがい、申込データを乙のメールボックスに記憶させることにより行うものとし、乙は同実施手順にしたがい、乙のメールボックスから当該申込データを受信する。この場合、甲が乙に対して意思表示を行った時点をもって甲が乙に対し、当該申込データの内容通りの個別契約の申込を行ったものとみなす。
2. 乙は、第4条第2項により両者協議のうえ定められた受信頻度で乙のメールボックスから申込データを第4条第1項(3)に定める方法で受信するものとする。
3. 第1項により甲から個別契約の申込がなされたときは、乙は遅滞なく当該申込に対して承諾可否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から承諾可否の通知がない場合は、当該申込に対して承諾したものとみなす。
4. 第1項の申込データには、甲及び乙の名称、発注年月日、品名、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項の他、発注者の責任によって発注されたことを証するための事項を定めなければならない。

第7条 (個別契約の変更)

本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ変更することができる。この場合、甲は、新たに取引内容を本システムにより乙に通知し、乙は遅滞なく承諾可否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から承諾可否の通知がない場合は、承諾したものとみなす。

第8条 (本システム障害時の措置)

1. 電子記憶装置、通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害(以下「本障害」という。)が発生した時には、甲乙は、それぞれ相手方に連絡し、速やかに対応を図る。
2. 甲及び乙は、合意のうえで本障害が復旧するまでの間、必要に応じ所定の注文書等の書面を相手方に交付するか、それに代わる方法により通知する。
3. 本障害等に基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額及び負担方法は両者協議のうえ決定する。

第9条 (費用負担)

本システムに係る費用は、受益者負担を原則とし、甲乙それぞれが負担する。

第10条 (装置及び通信回線の整備)

甲及び乙は、本システムを利用するために必要な装置及び通信回線の整備を、それぞれ行う。

第11条 (装置の保守)

甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う。

第12条 (記録内容のかいざん禁止)

1. 甲及び乙は、本システムにおいて、メールボックスに記録された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。

2. 前項の規定は、相手方がメールボックスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。また、第7条において個別契約が変更された場合、その記録内容についても同様とする。

第13条 (取引関係情報の保存)

取引関係情報の保存期間は、法の定めによるものとし、甲及び乙は、当該取引関係情報の電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスク及び書類などの記録媒体にて保存する。

第14条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約期間中はもとより、本契約完了後においても本システムの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、その限りではない。

1. 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
2. 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
3. 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第15条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約及び個別契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引受けさせ、または担保に供してはならない。

第16条 (本契約の解約)

甲及び乙は、本システムを利用しないと判断した場合、6カ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第17条 (本契約及び個別契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約及び個別契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込がないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害を及ぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、または破産、和議、会社更生、会社整理の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 前項の解除は、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第8号の場合はこの限りではない。

第18条 (協議事項)

本契約及び個別契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙協議のうえ解決する。

第19条 (管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約及び個別契約に関する裁判上の一切の紛争については、管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第20条 (有効期間)

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の6カ月前までに、甲または乙から書面による異議の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1カ年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：名 称
所 在 地
代表者氏名

印

乙：名 称
所 在 地
代表者氏名

印

H I I S - N E T 基本契約書

_____ (以下「甲」という。)と住宅産業情報システムネットワーク
(以下「乙」という。)とは、VANサービスの提供に関して以下のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は甲に対し、要綱記載のVANサービス内容のほか、この契約条項のとおりVANサービスを提供する。

(契約の履行)

第2条 甲及び乙は、相互に協力するとともに、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとする。また、乙は善良なる管理者の注意をもって、VANサービスを遂行するものとする。

(契約期間)

第3条 VANサービスの契約期間は、要綱記載のとおりとする。

2. ただし、期間満了の6カ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなかった場合、本契約は期間満了日の翌日より1年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても、同様とする。
3. 前項の定めにかかわらず、契約期間を経過した後は、甲はいつでもこの契約を解約することができる。この場合、甲は解約の6カ月前までに書面にて申し出るものとする。

(VANサービスの開始)

第4条 乙は、要綱記載のVANサービス開始日からVANサービスを提供するものとする。

2. VANサービス開始日を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ別途覚書を取り交わすものとする。

(VANサービスの一時停止)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときには、VANサービスの提供を一時停止することができる。

- (1) VANサービス用設備の保守上または、工事上やむを得ないとき
- (2) 第一種電気通信事業者が、電気通信役務の提供を一時停止したとき
2. 乙は、前項第1号の事由によりVANサービスの提供を一時停止するときは、あらかじめその旨を甲に通知し同意を得るものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。

(検査)

第6条 甲は、データの受領後その内容をただちに検査するものとする。

2. 検査の結果に不具合のあった場合、甲はただちに乙に連絡を取り、その扱いにつき協議するものとする。

(VANサービス料金)

第7条 VANサービス料金は、要綱記載のVANサービス料金のとおりとする。

2. 乙は、VANサービス料金の全部または、一部を変更しようとするときは、その実施日の6カ月前までに書面により、甲に通知するものとする。

(VANサービス料金の算出)

第8条 VANサービス料金はVANサービス開始日から起算し、月毎に算出する。その場合、当月1日から当月末日までを料金月とし、当月末日を締切日とする。

2. VANサービス開始日または解約日が月の中途である場合、その月の契約料金はVANサービス提供日数(VANサービス開始日から当該月末日まで、または当該月1日からVANサービス終了

日までの日数をいう。)に於て、次式により算出された額とする。

月額基本料金 *

$\frac{\text{月額基本料金}}{\text{当該月の日数}} \times \text{VANサービス提供日数} + \text{当該月従量料金}$

*円未満切り捨て

(VANサービス料金の支払等)

第9条 乙は、請求書をもってVANサービス料金を、甲に請求する。甲は、要綱記載の支払期日までにVANサービス料金を、乙に支払うものとする。尚この際甲において、乙への支払にかかる費用は全て乙の負担とする。

2. この契約に基づいて、甲が乙に対して負担する費用は、要綱記載の支払条件により支払うものとする。
3. 甲がVANサービス料金の支払を、前項の期日迄に行なわなかった場合、乙は甲の支払遅延日数に応じて、日歩3銭の割合で延滞損害金を請求できるものとする。

(甲の設備の設置および維持)

第10条 甲は、VANサービスの提供を受けるにあたっては、自己の費用にて甲の設備(別紙構成図に明記の甲の設備の範囲…以下同じ)を設置するものとし、その責任範囲は要綱記載のVAN接続構成概要によるものとする。

2. 甲は、VANサービスの遂行に支障をきたさないために、自己の費用にて、甲の設備が正常に稼働するように維持するものとする。
3. 甲は、VANサービスの利用中に異常を発見したときは、甲の設備に故障のないことを確認のうえ、ただちに乙へ通知するものとし、速やかに対策につき協議するものとする。

(第三者のVANとの接続)

第11条 甲は、第三者のVAN等のネットワークサービスを介して、VANサービスの提供を受けることができる。ただし、甲は、事前に書面より乙の同意を得るものとする。更に第三者のVAN等のネットワークサービス会社は乙との間にてVANとVANとの接続に関する契約を別途締結することとする。

2. 前項の第三者のネットワークサービスとの接続によって生じる問題は、VANとVANとの接続に関する契約の内容をもとに、甲乙及び第三者のVAN等のネットワークサービス会社との間で協議のうえ解決するものとする。

(損害賠償)

第12条 VANサービスについて、乙の責に帰すべき事由により不具合が生じ、甲に損害が発生したときには、その不具合が直接の原因で、甲に現実発生した通常損害に限り、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとする。この場合、損害賠償額は月間のVANサービス料金を限度額とし、甲乙協議するものとする。

2. 乙は、甲の責に帰すべき不具合については、責を負わないものとする。
3. 第5条第1項及び天災、地震その他の災害の不可抗力により、VANサービスを提供できなかった場合、乙はその責を負わないものとする。
4. VANサービスにつき、甲乙以外の第三者に起因する不具合により、甲に損害が発生したときは、乙が当該第三者からその不具合に関し、損害賠償を受領した場合に限り、甲は乙に対し、その不具合が直接の原因で甲に現実発生した通常損害の額を、請求できるものとする。その場合の損害賠償額は、月間のVANサービス料金を限度額とし、甲乙協議するものとする。

(装置設置場所への立入)

第13条 乙は、VANサービスに係わる業務等を、甲の事業所内で遂行する必要がある場合には、甲と協議のうえ装置の設置場所に立ち入ることができるものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行のために相手方より提供された仕様書、図面、資料その他の技術情報及び営業上の情報で、相手方が特に機密であると指定した情報及びこの契約に基づき知得した相手方の業務上の機密の情報を、第三者に漏洩しないものとする。ただし、次の各号に該当する情報については、適用を除外する。

- (1) すでに入手していた情報
- (2) 機密保持業務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) この契約に違反することなく受領の前後を問わず公知になった情報
- (4) 相手方が書面より開示を承諾した情報

2. 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

(著作権等)

第15条 甲は、本契約に関連して、乙が甲に提供するプログラム、マニュアル、その他の資料についての著作権等権利を尊重し、本契約の目的の範囲以外の利用をするときは、あらかじめ乙の許諾を得るものとする。

(障害等の報告及び対策の実行)

第16条 甲または乙が、VANサービスを利用した業務の遂行に支障が生じるおそれがある障害の発生を知ったときは、その障害発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、速やかに対策につき協議し、協議された対策については、相方すみやかに実行するものとする。

(契約内容の変更)

第17条 本契約の内容は、甲乙双方記名捺印した書面によってのみ変更することができる。

(過怠約款)

第18条 甲が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、甲は乙に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、乙は何時でも通知その他の手続きをふまず、この契約の全部または一部を解約することができる。

- (1) 甲が乙または第三者に振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき。
- (2) 甲が第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理または会社更生手続開始等の申立てを受けたとき。
- (3) 甲が自ら破産宣告、会社整理、和議あるいは会社・更生等の申立てをしたとき、または清算手続に入ったとき。
- (4) 甲が支払を停止したとき。
- (5) 甲が監督官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき。
- (6) 甲が乙または第三者に債務の履行猶予の申出をおこない、あるいは債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他甲の債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 甲がこの契約に違反したとき。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する裁判上の一切の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所として処置するものとする。

(協議)

第20条 この契約の履行について疑義を生じた場合、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

2.5 鉄鋼EDI標準企業間データ交換に関する覚書

(出典: 鉄鋼ネットワーク研究会「鉄鋼EDI標準(1)(原案)」(93.10))

(基本契約書が無い場合)

鉄鋼EDI標準 企業間データ交換に関する覚書

A株式会社(以下「甲」という)とB株式会社(以下「乙」という)とは、甲乙間のデータ交換に関し、次の通り覚書を締結した。

第1条(目的)

本覚書は、甲乙間の****業務を円滑かつ合理的に運営する為に締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条(適用範囲)

1. 本覚書は、鉄鋼EDI標準システムを利用して甲から乙へ提供する「****情報」(以下「****情報」という)について適用する。
2. ****情報の伝送仕様、発信頻度、運用時間、受発信確認、障害発生時の対応方法等、詳細事項については、別途甲乙で取り交わす「企業間データ伝送取決め書」による。
3. 甲は****情報を乙が開設する乙のメールアドレスへ発信し、乙はメールアドレスから受信するものとする。

第3条(用語の定義)

1. 鉄鋼EDI標準

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われる標準であり、鉄鋼ネットワーク研究会発行の鉄鋼EDI標準で規定するものをいう。

2. 鉄鋼EDI標準システム

鉄鋼EDI標準システムとは、甲及び乙が相手方に提供する取引関係情報を鉄鋼EDI標準ビジネスプロトコルを適用し、受発信するシステムをいう。

3. メールボックス

データ交換に際し、甲及び乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる通信上の場所のことをいう。

第4条(費用負担)

当事者間で協議・決定した内容を記述する。

第5条(記憶内容のかいざん禁止)

1. 甲及び乙は、鉄鋼EDI標準システムにおいて、メールアドレスに記憶された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。
2. 前項の規定は、メールアドレスに記憶された取引関係情報を受信した後も同様とする。

第6条(秘密保持)

甲及び乙は、本覚書に基づくデータ交換の実施により知りえた相手方の情報を、その有効期間中はもと

より完了後といえども秘密に保持するものとし、本来の目的以外に使用してはならない。

第7条（協議事項）

本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

第8条（覚書内容の変更）

本覚書の内容に変更が生じた場合、甲乙にて協議を行い、両者合意の基に変更するものとする。

第9条（有効期間）

本覚書の有効期間は、平成 年 月 日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前迄に、甲又は乙からの書面による契約解除又は異議の申し立てがない場合には、本覚書と同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 A株式会社

印

乙 B株式会社

印

(基本契約書が有る場合)

鉄鋼EDI標準 企業間データ交換に関する覚書

A株式会社(以下「甲」という)とB株式会社(以下「乙」という)とは、甲乙間の平成×年×月×日付け売買基本契約(以下原契約と言う)に基づく取引に関し、鉄鋼EDI標準システムを利用するにあたり、次のとおり覚書を締結した。

第1条(目的)

本覚書は、甲及び乙が鉄鋼EDI標準システムを利用することにより、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進する為に締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条(適用範囲)

1. 本覚書は、鉄鋼EDI標準システムを利用して行う甲と乙との取引及びその付帯業務について適用する。
2. 鉄鋼EDI標準システムを利用して行う甲と乙との取引及びその付帯業務内容は、甲乙別途協議の上、決定する。
3. 取引関係情報の種類、伝送仕様、発信頻度、運用時間、受発信確認、障害発生時の対応方法等、詳細事項については、別途甲乙で取り交わす「企業間データ伝送取決め書」による。

第3条(用語の定義)

1. 鉄鋼EDI標準

取引関係情報を相手方に提供する場合に使われる標準であり、鉄鋼ネットワーク研究会発行の鉄鋼EDI標準で規定するものをいう。

2. 鉄鋼EDI標準システム

鉄鋼EDI標準システムとは、甲及び乙が相手方に提供する取引関係情報を鉄鋼EDI標準を適用し、受発信するシステムをいう(以下「本システム」という)。

3. メールボックス

データ交換に際し、甲及び乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる通信の場所のことをいう。

4. 取引関係情報

甲乙間の継続的取引において、個別売買契約の取引契約(以下「個別契約」という)の申込み、及びその回答、又は、個別契約内容の変更もしくは解除の申込み及びその回答、その他相手方に対する意思表示及びこれらに付随する諸情報のうち、本システムを介して甲乙間で相互に提供される「注文情報A」「注文受付確認情報A」「注文請情報A」を言う。

5. 注文データ

乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込みとして本システムを介して甲に提供する注文情報Aを言う。

6. 受付確認データ

乙が個別契約申込みを行ったデータに対し、甲が受け付けチェックし、受信の確認及びエラーデータの有無を、本システムを介して乙に提供する注文受付確認情報Aを言う。

7. 請書データ

甲が乙より個別契約として受けた注文データに対し、注文受付結果として、本システムを介し乙に提供する注文請情報Aを言う。

第4条(実施手順)

1. 甲及び乙は、以下の各号に定める要領に従い、相互に取引関係情報を提供、利用する。

①乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は取引関係情報を作成して、甲が開設する甲のメールアドレスへ発信する。

②甲は、前号により甲のメールアドレスから受信し利用する。

③甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は取引関係情報を作成して、乙が開設する乙のメールアドレスへ発信する。

④乙は、前号により乙のメールアドレスから受信し利用する。

2. 取引関係情報が、本システムにより提供される場合のほか、書面によっても提供される場合には、発信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。尚、相違・矛盾が発生した場合は、発信したデータを正とし発信者側が速やかにその内容を相手側に通知し、受信側が責任を持って当該部分の修正を行うものとする。

第5条（個別契約の成立及び内容）

1. 本覚書に基づく甲乙間の製品の売買契約は、乙が甲に注文データを発信し、甲が乙の注文データに対して乙に請書データを発信した時に成立するものとする。

2. 第1項の注文データには、乙及び甲の名称、発生日月、鋼材製品の内容、納状、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項を含む。又、本システムにより伝送された情報は、正当な権限を有する注文者が適切な手段・手続き等に則って作成し、発信したものとみなす。

第6条（個別契約の変更）

個別契約の内容を変更する必要がある場合は、乙は甲に書面又はそれに変わるものをもって変更を依頼する。変更の結果は本システムを通じ甲から乙に報告を行う。

第7条（本システム障害時の措置）

1. コンピュータのハード・ソフト、通信回線の故障又はその他の理由により、本システムに障害が発生した時には、甲乙は、それぞれ相手側に連絡し速やかに対応を図る。

2. 甲及び乙は、合意の上で障害が復旧するまでの間、必要に応じ所定の注文書等を相手方に交付するか、それに変わる方法により通知する。

3. 障害等に基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任の有する側が負担し、その負担金額及び負担方法は両者協議の上、決定する。

第8条（費用負担）

当事者間で協議・決定した内容を記述する。

第9条（取引関係情報の保持）

取引関係情報の保存期間は、法の定めによるものとし、甲及び乙は、当該取引関係情報を電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスク及び書類などの記憶媒体にて保存する。

第10条（記憶内容のかいざん禁止）

1. 甲及び乙は、鉄鋼EDI標準システムにおいて、メールアドレスに記録された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。

2. 前項の規定は、メールアドレスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本覚書に基づくデータ交換の実施により知り得た相手方の情報を、その有効期間中はもとより完了後といえども秘密に保持するものとし、本来の目的以外に使用してはならない。又取引先以外の

第三者に漏洩してはならない。

第12条（協議事項）

本覚書及び個別契約に定めが無い事項については、原契約による。又いずれの契約にも定めが無い事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

第13条（覚書内容の変更）

当覚書内容に変更が生じた場合、甲乙にて協議を行い、両者合意の基に変更するものとする。

第14条（本覚書の有効期間及び解約）

本覚書の有効期間は、平成 年 月 日から1年間とし、期間満了の1カ月前迄に、甲又は乙からの書面による異議の申立てがない場合は、本覚書と同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。又、本システムが有効でないと判断した場合の解約については、書面による3カ月の予告期間をもっていつでも解約することができる。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 A株式会社

印

乙 B株式会社

印

鉄鋼EDI標準 企業間データ伝送取決め書

データ交換に関する覚書に対して、回線の接続方法、運用スケジュール等の取決める内容を事例として以下に示す。

平成 年 月 日

A 株式会社

B 株式会社

(平成 年 月 日)

接続環境確認書①
(連絡先)

弊社

企業名	
事業所名	
住所	
所属	
役職	
担当者氏名	
T e l	
F a x	

VAN業者

企業名	
事業所名	
住所	
所属	
役職	
担当者氏名	
T e l	
F a x	

VAN接続



直接接続



貴社

企業名	
事業所名	
住所	
所属	
役職	
担当者氏名	
T e l	
F a x	

VAN業者

企業名	
事業所名	
住所	
所属	
役職	
担当者氏名	
T e l	
F a x	

VAN接続



VAN接続



(利用目的) 1. データ交換が、当事者間のハード・ソフト・回線等で可能かどうかを確認する担当者を相互に連絡先として運用する取決め書とする。

接続環境確認書②
(相手先接続確認書)

弊社

貴社またはVAN

会社名 事業所名
〈システム〉
●メーカー名： ●機種名： ●OS名： ●VANのCII標準企業コード： 通信ソフト名： CII標準企業コード： センター確認コード： トランスレータソフト名：
〈DEC〉
種類 (MODEM, DSU, TA) 以下MODEMの場合 機種名：
〈アクセスポイント〉
回線電話番号： アクセス点名称：

会社名 事業所名
〈システム〉
●メーカー名： ●機種名： ●OS名： ●VANのCII標準企業コード： 通信ソフト名： CII標準企業コード： センター確認コード： トランスレータソフト名：
〈DEC〉
種類 (MODEM, DSU, TA) 以下MODEMの場合 機種名：
〈アクセスポイント〉
回線電話番号： アクセス点名称： ●ユーザーID等：

- ◎VAN接続の時は、●印のみ記入。
◎なお、直接接続の時は、全て記入。

〈ネットワーク手順〉 回線の種類 <input type="checkbox"/> 公衆回線 <input type="checkbox"/> DDX-C <input type="checkbox"/> INS64 <input type="checkbox"/> 専用回線 (帯域・符号) <input type="checkbox"/> その他 () 回線速度 (BPS) 通信手順 <input type="checkbox"/> 全銀協手順 <input type="checkbox"/> その他 ()

(利用目的) 1. データ交換を、当事者間のハード・ソフト・回線等でどの様に実施するかを相互に決定し運用する取決め書とする。

(平成 年 月 日)

運用確認書①
(連絡先)

弊社

企業名		
事業所名		
住所		
システム	所属	
	担当者氏名	
	Tel・Fax	
アプリケーション	所属	
	担当者氏名	
	Tel・Fax	

VAN業者

企業名		
事業所名		
住所		
所属		
担当者氏名		
Tel		
Fax		

VAN接続

VAN接続

直接接続

貴社

企業名		
事業所名		
住所		
システム	所属	
	担当者氏名	
	Tel・Fax	
アプリケーション	所属	
	担当者氏名	
	Tel・Fax	

VAN業者

企業名		
事業所名		
住所		
所属		
担当者氏名		
Tel		
Fax		

VAN接続

(利用目的) 1. データ交換の実施に伴って、障害が発生した場合の連絡窓口として運用する取決め書とする。

スケジュール確認書

確 認 内 容	スケジュール									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1. アプリケーション・システムの見直し（構築）										
2. C I I 標準企業コードの登録										
3. 運用ルール確認										
4. オンライン取引契約書の作成										
5. ハード・ソフトの導入										
6. 回線の手配（直結、VAN）										
7. トランスレータ導入										
8. 疎通テスト										
9. 連動テスト										
10. 実データテスト										
12. オンライン取引契約書の締結										
13. 本番稼働										▲

特記事項

（利用目的） 1. E D I の実施については、企画から本番実施に至るまでに多数の作業項目があり長時間を要する。これらの作業スケジュールを確認し、運用する取決め書とする。

運用確認書②
(運用スケジュール確認)

情報名	情報区分コード	方向	発信時間帯	頻 度	データ量	保存期間 蓄積日数	起動方法	伝送単位	トータルチェック 受信確認 ゼロ件等
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		
		貴 弊		回/日. 週. 月	件回	日	連 照		

貴-貴社
弊-弊社

連-連絡モード
照 照会モード

運用時間帯	責任分界点
運用停止日	費用負担
未配信データ保存期間	その他 (要調整事項) <ul style="list-style-type: none"> テキスト長/ブロッキング数 データ圧縮 サイクル管理 パスワード ファイルアクセスキー
障害時の対応	
文字コード・体系	

(利用目的) 1. データ交換の実施に伴って、データ交換日及び時間帯、データ保存期間等について運用する取決め書とする。

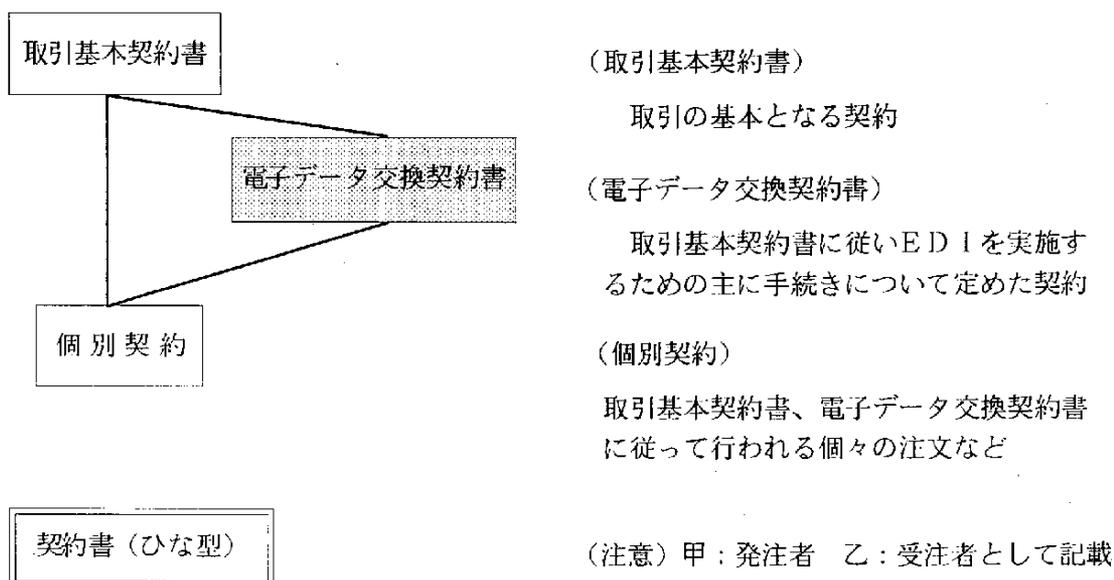
2.6 電力EDI標準データ交換契約書

(出典: 電気事業連合会「EDIシステム運用ガイドライン」(93.4))

電力EDI接続 電子データ交換契約書(ひな型)

EDIを行う際には、データ交換当事者間で何らかのEDIに関する契約書を取り交わすことが必要である。その契約書に盛り込む項目、内容については当事者間で協議の上決定する必要があるが、本契約書はその際の標準となるものである。

以下に本契約書の位置づけを示す。



_____ (以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)とは、甲乙間の個々の取引に関し、| _____ システム」(以下「本システム」という。)を利用するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲乙間の個々の取引を本システムを利用することにより、円滑かつ合理的に推進するために締結するものとし、両者は誠意をもってこれを履行する。

第2条(適用範囲)

1. 本契約は、システムを利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務について適用する。
2. 本システムを利用して行う甲乙間の個々の取引およびその付帯業務の内容は、甲乙別途協議のうえ決定する。
3. 第2項について甲乙合意の上、随時その内容を変更することができる。

第3条(用語の定義)

(1)「 _____ システム」

甲および乙が、相手方に提供する取引関係情報をメールボックスに電力ビジネスプロトコル標準の状態に記憶させ、提供を受ける側が、当該取引関係情報をメールボックスから受信し、利用するシステムをいう。

(2)「電力ビジネスプロトコル標準」

本システムを利用して取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるプロトコルであり、電気事業連合会発行の『電力ビジネスプロトコル運営要領』で規定するものをいう。

(3)「取引関係情報」

甲乙間の個々の取引契約（以下「個別契約」という。）の申込、およびその回答、または、個別契約内容の変更もしくは解除の申込みおよびその回答、その他相手方に対する意思表示およびこれらに付随する諸情報のうち、本システムを介して甲乙間で相互に提供される諸情報を総称していう。

(4)「申込データ」

甲または乙が、前号の取引関係情報のうち、個別契約の申込みとして本システムを介して相手方に提供する情報をいう。

(5)「メールボックス」

本システムの利用に際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を記憶させる場所のことをいう。メールボックスの運用時間帯に受信者の任意のタイミングにより受信可能であり、かつ、取引関係情報量に対応可能な蓄積機能を有するという条件を満たすものでなければならない。

以下、甲から乙に対して提供される取引関係情報の受渡し場所を「乙のメールボックス」といい、乙から甲に対して提供される取引関係情報の受渡し場所を「甲のメールボックス」という。なお、「乙のメールボックス」と「甲のメールボックス」とが、甲乙の承認した第三者の電子記憶装置内、または甲乙いずれか一方の電子記憶装置内にだけ存在する電子ファイルであることを妨げない。

(6)「オンライン取引用設備」

甲および乙が、本システムを利用するために、自らが準備・使用する電子計算機、端末機器および周辺機器等（以下「ハードウェア」という。）、並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう（以下「装置」という。）。

(7)「オンライン取引用電気通信回線」

甲および乙が、本システムを利用するための、甲の装置と乙の装置との間の電気通信回線をいう（以下「通信回線」という。）。

第4条（実施手順）

1. 甲および乙は、以下の各号に定める要領に従い、相互に取引関係情報を提供、利用する。

(1) 甲および乙は、本システム利用に際し、取引関係情報の受渡場所としてのメールボックスを定める。

(2) 甲が乙に取引関係情報を提供しようとするときは、甲は、当該取引関係情報を作成して原則として電力ビジネスプロトコル標準の状態、乙のメールボックスに記憶させる。

(3) 乙は、前号により乙のメールボックスに記憶された取引関係情報を、乙の装置の受信機能を起動させることにより乙の装置内に受信し、利用する。

(4) 乙が甲に取引関係情報を提供しようとするときは、乙は、当該取引関係情報を作成して原則として電力ビジネスプロトコル標準の状態、甲のメールボックスに記憶させる。

(5) 甲は、前号により甲のメールボックスに記憶された取引関係情報を、甲の装置の受信機能を起動させることにより甲の装置内に受信し、利用する。

(6) 甲および乙は、相手方に提供する取引関係情報を電力ビジネスプロトコル標準の状態に変換する業務、および、電力ビジネスプロトコル標準の状態の取引関係情報を自己の要求する形式に変換する業務を、甲乙協議の上、相手方または第三者に委託することができる。

2. 本システム実施における取引関係情報のフォーマット、送信頻度、受信頻度、運用時間、メールボックスにおける保存期間、送受信確認方法等詳細事項については、別途甲乙協議のうえ決定する。

3. 取引関係情報が、本システムにより提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の相互間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違・矛盾が生じた場合は、原則として本システムにより提供される取引関係情報が優先する。

第5条（責任者の認証）

1. 甲および乙は、本システムを円滑に遂行するため、本システムの管理責任者を定め、相互に通知するものとする。管理責任者は、本契約の履行ならびに本契約に関わる業務の遂行を管理し、相手方との連絡、協議の窓口となるものとする。
2. 本システムの利用にあたっては、甲および乙は、予め相手方の認証を得たセンター確認コード、パスワード、ファイル名、ファイルアクセスキー等を利用するものとする。
3. 本システムに関し、センター確認コード、パスワード、ファイル名、ファイルアクセスキー等についての情報が漏洩された疑いがあるときは、甲および乙は、それぞれ速やかに相手方に連絡し対応を図るものとする。

第6条（意思表示の時期）

本システムによる甲乙間の意思表示は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を第4条第1項第1号で定めたメールボックスに記憶させることによって行うものとし、記憶させた時に、相手方に対して意思表示が到達したものとする。

第7条（個別契約の成立および内容）

1. 甲が乙に対して個別契約の申込をなす場合には、第4条に定める実施手順に従い、申込みデータを乙のメールボックスに記憶させることにより行うものとし、乙は同実施手順に従い、乙のメールボックスから当該申込データを受信する。この場合、甲が乙に対して意思表示を行った時点をもって甲が乙に対し、当該申込データの内容通りの個別契約の申込を行ったものとみなす。
2. 乙は、第4条第2項により両者協議のうえ定められた受信頻度で乙のメールボックスから申込データを第4条第1項第3号に定める方法で受信するものとする。
3. 第1項により甲から個別契約の申込がなされたときは、乙は遅滞なく当該申込に対して諾否の通知を行うこととし、乙の承諾をもって個別契約が成立したものとする。
ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、当該申込みに対し乙が承諾したものとみなし、取り決めた期間満了をもって個別契約が成立したものとする。
4. 第1項の申込みデータには、甲および乙の名称、発注年月日、品名、単価、数量、納期、納入場所、その他個別契約に必要な事項を含む。また、本システムにより伝送された情報は、正当な権限を有する発注者が適切な手段・手続等に則って行い、発信したものとみなす。

第8条（個別契約の変更）

本システムによる個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更する。この場合、甲は、新たに変更された取引内容を本システムにより乙に通知し、乙は遅滞なく諾否の通知を行う。ただし、甲乙で取り決めた期間内に乙から諾否の通知がない場合は、当該申込みに対し乙が承諾したものとみなす。

第9条（本システム障害時の措置）

1. 装置、通信回線の故障またはその他の理由により、本システムに障害（以下「本障害」という。）が発生したときには、甲および乙は、それぞれ相手方に連絡し、速やかに対応を図る。
2. 甲および乙は、本障害が復旧するまでの間、相手方に対する意思表示を、合意の上で、所定の注文等の書面を相手方に交付するなど本システムに代わる方法により行う。
3. 本障害等に基づく損害については、甲乙のうち、当該障害の発生について責任を有する側が負担し、その負担額および負担方法は両者協議のうえ決定する。責任の確定ができない場合は、その損害の負担額および負担方法は両者協議のうえ誠意をもって決定するものとする。

第10条（費用負担）

本システムに係わる費用は、別途甲乙協議のうえ決定する。

第11条（装置および通信回線の整備）

1. 甲および乙は、本システムを利用するために必要な装置および通信回線の整備を、それぞれ行う。
2. 甲は、本システムの実施にあたり甲が必要と認めるときは、乙にハードウェアを貸与することができる。この場合、使用条件等については別途甲乙協議して定める。
3. 甲が有するオンライン取引用ソフトウェアを乙に対し使用許諾する場合は、使用許諾条件等について、別途甲乙協議のうえ決定する。

第12条（装置の保守）

甲および乙は、善良なる管理者の注意をもって、装置の保守・管理を行う。

第13条（記憶内容のかいざん禁止）

1. 甲および乙は、本システムにおいて、メールボックスに記憶された取引関係情報の内容をかいざんしてはならない。
2. 前項の規定は、相手方がメールボックスに記録された取引関係情報を受信した後も同様とする。また、第8条において個別契約が変更された場合、その記録内容についても同様とする。

第14条（取引関係情報の保存）

取引関係情報の保存期間は、本システム運用上必要な期間および法の定めによるものとし、甲および乙は、当該取引関係情報を電子ファイル、磁気テープ、フロッピーディスクおよび書類などの記録媒体にて保存する。

第15条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約期間中はもとより、本契約完了後あるいは本契約解除後においても本システムの実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
2. 甲および乙は、本件業務を履行する従業員その他の者に、前項の義務を遵守させるための必要な措置を講ずるものとする。

第16条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約および個別契約により生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第17条（本契約の変更）

甲乙いずれかが本契約の内容変更を相手方に申し入れた場合、相手方は誠意をもって協議に応ずるものとし、第23条に定める本契約の有効期間中であっても本契約の変更を行うことができる。

第18条（本契約の解約）

甲および乙は、3カ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第19条（期限の利益の喪失）

甲および乙は、第20条第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに相手方にその旨通知するとともに、相手方に対する一切の債務について、当然期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済しなければならない。

第20条（本契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 仮差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産、和議、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
 - (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
 - (7) 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2. 前項の解除は、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第8号の場合はこの限りではない。

第21条（協議事項）

本契約および個別契約に定めのない事項については、既に甲乙間で取り交わし済みの取引基本契約書による。また、いずれの契約にも定めのない事項および疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第22条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約および個別契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所を〇〇〇〇裁判所とする。

第23条（有効期間）

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲または乙から書面による異議の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1カ年間更新するものとし、更新された期間についても同様とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：名 称
所在地
代表者氏名 印

乙：名 称
所在地
代表者氏名 印

2.7 繊維業界オンライン取引基本契約書

(出典: 繊維取引近代化推進協議会発行「繊維取引近代化レポートNo34_ (95.6))

オンライン取引基本契約モデル 売買取引用 オンライン取引基本契約書

買主企業名(以下「甲」という。)と売主企業名(以下「乙」という。)とは、平成〇年〇月〇日付で甲乙間に締結した基本取引契約(以下「基本取引契約」という。)の特約として、甲乙間でおこなうオンライン取引に関し次のとおりオンライン取引基本契約(以下「本契約」という。)を取り交わす。

(目的)

第1条 本契約は、甲と乙がオンライン取引システムを利用して取引を円滑かつ合理的に推進すること、およびこれを通じて双方の経営効率の向上に資することを目的として締結する。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いる用語の定義は次のとおりとする。

① オンライン取引

甲と乙のコンピュータ・システムを電気通信回線で結び個別取引の契約およびその履行に関連するデータを互いに伝達しあうことをいう。

② オンライン取引システム

甲と乙のコンピュータ・システム、およびそれらに組み込まれたオンライン取引用のソフトウェア、ならびにこれらをつなぐ電気通信回線からなるシステムをいう。

③ データの格納

一方の当事者が他方の当事者に伝達するためにオンライン取引システム内にデータを記憶させることをいう。

④ データの伝達

一方の当事者が格納したデータを他方の当事者が読み出したとき、データは伝達されたこととする。

⑤ 発注データ

甲が契約する意思をもってオンライン取引システムに格納する発注明細を含むデータをいう。

(発注の方法)

第3条 商品の個別取引の発注は、甲がオンライン取引システムを通じて発注データを乙に伝達することによってなされる。

(発注データの内容)

第4条 発注データの内容は、基本取引契約および本契約に定める事項以外の、商品名、規格、数量、単価、納期、引渡場所等個別の売買に必要な事項、およびオンライン取引システムの安全かつ確実な運営上必要な事項とする。

(データの格納・読み出し時刻)

第5条 発注データを含むオンライン取引データの格納は毎営業日の〇時までに行うものとし、読み出しは毎営業日の〇時に行うこととする。

2 定時外にデータを伝達する必要があるときは、データの発信者は受信者に対し電話などの方法でその旨を連絡するものとする。

注: データの格納、読み出しの頻度は業界によって異なるため、必ずしも毎日と規定する必要はない。

(個別売買契約の成立)

第6条 個別売買契約は、甲の発注データを乙が読み出すべき時刻から○時間以内に乙が甲に対して異議を申し立てなければ、その時点で成立するものとみなす。

2 甲の発注に対し乙に異議がある場合は、発注データを読み出すべき時刻から○時間以内に甲に対して異議の申し立てを行うものとし、その結果甲が発注を取り消す場合には、甲は当該発注の取消データを乙に伝達するものとする。また甲が発注を変更する場合には、甲は当該発注の取消データおよび変更後の発注データを乙に伝達するものとする。

注：1. 異議申し立て期限は業界によって時間単位のことと日単位のこととあり得るので、必ずしも時間単位で規定する必要はない。

2. 発注に対して受注データを送ることで契約成立としている場合には、次のような条文が考えられる。

第6条 個別売買契約は、甲の発注に対し乙が受注データをオンライン取引システムに格納した時点で成立するものとする。

(発注データの取消・変更・再送)

第7条 オンライン取引システムの事故により次のような事態が発生した場合には、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

- ① 発注データが伝送されなかった場合
- ② 発注データが二重に伝送された場合
- ③ 経路上ありえない発注データが伝送された場合
- ④ 発注データの読み出しに失敗した場合
- ⑤ その他オンライン取引システムに起因すると考えられる発注データの異常に気付いた場合

2 調査の結果事故であることが確認されれば、甲は改めて正しいデータを伝達するなどの措置をとるものとする。

(不整合データの処置)

第8条 個別取引の契約締結と履行にともなって交換される各種データの中に整合しないものが発見された場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

2 調査の結果間違いの内容が確定すれば、間違いを発生させた当事者は必要なデータ訂正の措置をとるものとする。

(データの保存)

第9条 本契約によるオンライン取引実施の結果として残る発注データその他のデータは、甲乙それぞれ磁気または光記録媒体にて保存するものとし、保存するデータの種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

2 前項により保存するデータは改ざんしてはならない。

3 保存にかかる費用は各自の負担とする。

(安全対策)

第10条 甲と乙とは、個別売買取引が安全かつ確実に進行するよう、オンライン取引システムに安全対策を施すものとする。

2 安全対策の内容には、甲乙がそれぞれ認定した担当者が操作にあたり、相手にもそのことが認識できる措置を含むものとし、詳細は別途甲乙間で協議決定する。

(障害対策)

第11条 オンライン取引システムに故障などによる運用の障害が発生した場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡し、対応をはかるものとする。

2 甲と乙はこうした事態にあたって連絡を取り合うべき担当責任者の氏名および連絡方法等を互いに登録し、それぞれの社内に周知させるものとする。

3 障害期間中の個別売買取引は電話あるいはファクシミリ等を利用して行うこととし、第1項の連絡時に協議決定する。

4 障害期間中にオンライン取引システムによらずに受け渡ししたデータは、復旧後まとめて伝達するものとする。

(費用負担)

第12条 オンライン取引システムの導入、維持、変更に要する諸費用については、甲乙間で協議し、公正かつ合理的に負担を決定するものとする。

2 データの伝達にかかわる電気通信回線の使用料はデータ発信者の負担とする。

(システムの変更)

第13条 本契約の対象であるオンライン取引システムを変更する場合は、甲と乙とは我が国あるいは世界の同種システムの標準化の状況に注目し、合理的推進の観点からできるだけ標準的なシステムを採用するよう努力するものとする。

(損失負担)

第14条 甲乙にオンライン取引であることに起因する損失が発生した場合、甲と乙とはその原因、責任の所在、損失の額などを協力して調査し、その結果にもとづいて公正かつ合理的に損失負担を取り決めるものとする。

(秘密保持)

第15条 甲と乙とはオンライン取引の実施で得た互いの情報を、相手方の承諾を得ない限り第三者に漏洩してはならない。

2 秘密にすべき情報の種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

(規定外事項)

第16条 本契約に関する疑義および本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(有効期間)

第17条 本契約の有効期間は基本取引契約の有効期間と同一とし、更新の方法も同一とする。本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、各一通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲

印

乙

印

オンライン取引基本契約モデル
委託加工取引用
オンライン取引基本契約書

委託企業名（以下「甲」という。）と受託企業名（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日付で甲乙間に締結した基本契約（以下「基本契約」という。）の特約として、甲乙間でおこなうオンライン取引に関し次のとおり、オンライン取引基本契約（以下「本契約」という。）を取り交わす。

（目的）

第1条 本契約は、甲と乙とがオンライン取引システムを利用して取引を円滑かつ合理的に推進すること、およびこれを通じて双方の経営効率の向上に資することを目的として締結する。

（用語の定義）

第2条 本契約において用いる用語の定義は次のとおりとする。

① オンライン取引

甲と乙のコンピュータ・システムを電気通信回線で結び個別取引の契約およびその履行に関連するデータを互いに伝達しあうことをいう。

② オンライン取引システム

甲と乙のコンピュータ・システム、およびそれらに組み込まれたオンライン取引用のソフトウェア、ならびにこれらを結ぶ電気通信回線等からなるシステムをいう。

③ データの格納

一方の当事者が他方の当事者に伝達するためにオンライン取引システム内にデータを記憶させることをいう。

④ データの伝達

一方の当事者が格納したデータを他方の当事者が読み出したとき、データは伝達されたこととする。

⑤ 発注データ

甲が契約する意思をもってオンライン取引システムに格納する発注明細を含むデータをいう。

（発注の方法）

第3条 個別の委託加工の発注は、甲がオンライン取引システムを通じて発注データを乙に伝達することによってなされる。

（発注データの内容）

第4条 発注データの内容は、基本取引契約および本契約に定める事項以外の、品名（規格）、数量、引渡日、引渡場所、加工内容の指示、加工済反の品名（規格）、数量、引渡日、引渡場所、検査基準の指定、基準歩留、代金の額、単価、決済条件、不適格品の単価及び処理方法等個別の発注に必要な事項、およびオンライン取引システムの安全かつ確実な運営上必要な事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、発注データの内容の一部を甲乙協議の上、あらかじめ覚書等に定めることができるものとする。

（データの格納・読み出し時刻）

第5条 発注データを含むオンライン取引データの格納は毎営業日の〇時までに行うものとし、読み出しは毎営業日の〇時に行うこととする。

2 定時外にデータを伝達する必要があるときは、データの発信者は受信者に対し電話などの方法でその旨を連絡するものとする。

注：データの格納、読み出しの頻度は業界によって異なるため、必ずしも毎日と規定する必要はない。

（個別委託加工契約の成立）

第6条 個別委託加工契約は、甲の発注データを乙が読み出すべき時刻から○時間以内に乙が甲に対して異議を申し立てなければ、その時点で成立するものとみなす。

2 甲の発注に対して乙に異議がある場合は、発注データを読み出すべき時刻から○時間以内に甲に対して異議の申し立てを行うものとし、その結果甲が発注を取り消す場合には、甲は当該発注の取消データを乙に伝達するものとする。また甲が発注を変更する場合には、甲は当該発注の取消データおよび変更後の発注データを乙に伝達するものとする。

注：1. 異議申し立て期限は業界によって時間単位のことでも日単位のことでもあり得るので、必ずしも時間単位で規定する必要はない。

2. 発注に対して受注データを送ることで契約成立としている場合には、次のような条文が考えられる

第6条 個別委託加工契約は、甲の発注に対して乙が受注データをオンライン取引システムに格納した時点で成立するものとする。

(発注データの取消・変更・再送)

第7条 オンライン取引システムの事故により次のような事態が発生した場合には、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

① 発注データが伝送されなかった場合

② 発注データが二重に伝送された場合

③ 経験上ありえない発注データが伝送された場合

④ 発注データの読み出しに失敗した場合

⑤ その他オンライン取引システムに起因すると考えられる発注データの異常に気付いた場合

2 調査の結果事故であることが確認されれば、甲は改めて正しいデータを伝達するなどの措置をとるものとする。

(不整合データの処置)

第8条 個別取引の契約締結と履行にともなって交換される各種データの間に整合しないものが発見された場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

2 調査の結果間違いの内容が確定すれば、間違いを発生させた当事者は必要なデータ訂正の措置をとるものとする。

(データの保存)

第9条 本契約によるオンライン取引実施の結果として残る発注データその他のデータは、甲乙それぞれ磁気または光記録媒体にて保存するものとし、保存するデータの種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

2 前項により保存するデータは改ざんしてはならない。

3 保存にかかる費用は各自の負担とする。

(安全対策)

第10条 甲と乙とは、個別取引が安全かつ確実に進行するよう、オンライン取引システムに安全対策を施すものとする。

2 安全対策の内容には、甲乙がそれぞれ認定した担当者が操作にあたり、相手にもそのことが認識できる措置を含むものとし、詳細は別途甲乙間で協議決定する。

(障害対策)

第11条 オンライン取引システムに故障などによる運用の障害が発生した場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡し、対応をはかるものとする。

- 2 甲と乙とはこうした事態にあたって連絡を取り合うべき担当責任者の氏名および連絡方法等を互いに登録し、それぞれの社内に周知させるものとする。
- 3 障害期間中の個別取引は電話あるいはファクシミリ等を利用して行うこととし、第1項の連絡時に協議決定する。
- 4 障害期間中のオンライン取引システムによらずに受け渡したデータは、復旧後まとめて伝達するものとする。

(費用負担)

第12条 オンライン取引システムの導入、維持、変更に関する費用については、甲乙間で協議し、公正かつ合理的に負担を決定するものとする。

- 2 データの伝達にかかわる電気通信回線の使用料はデータ発信者の負担とする。

(システムの変更)

第13条 本契約の対象であるオンライン取引システムを変更する場合は、甲と乙とは我が国あるいは世界の同種システムの標準化の状況に注目し、合理化推進の観点からできるだけ標準的なシステムを採用するよう努力するものとする。

(損失負担)

第14条 甲乙にオンライン取引であることに起因する損失が発生した場合、甲と乙とはその原因、責任の所在、損失の額などを協力して調査し、その結果にもとづいて公正かつ合理的に損失負担を取り決めるものとする。

(秘密保持)

第15条 甲と乙とはオンライン取引の実施で得た互いの情報を、相手方の承諾を得ない限り第三者に漏洩してはならない。

- 2 秘密にすべき情報の種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

(規定外事項)

第16条 本契約に関する疑義および本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(有効期間)

第17条 本契約の有効期間は基本契約の有効期間と同一とし、更新の方法も同一とする。本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、各一通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲

印

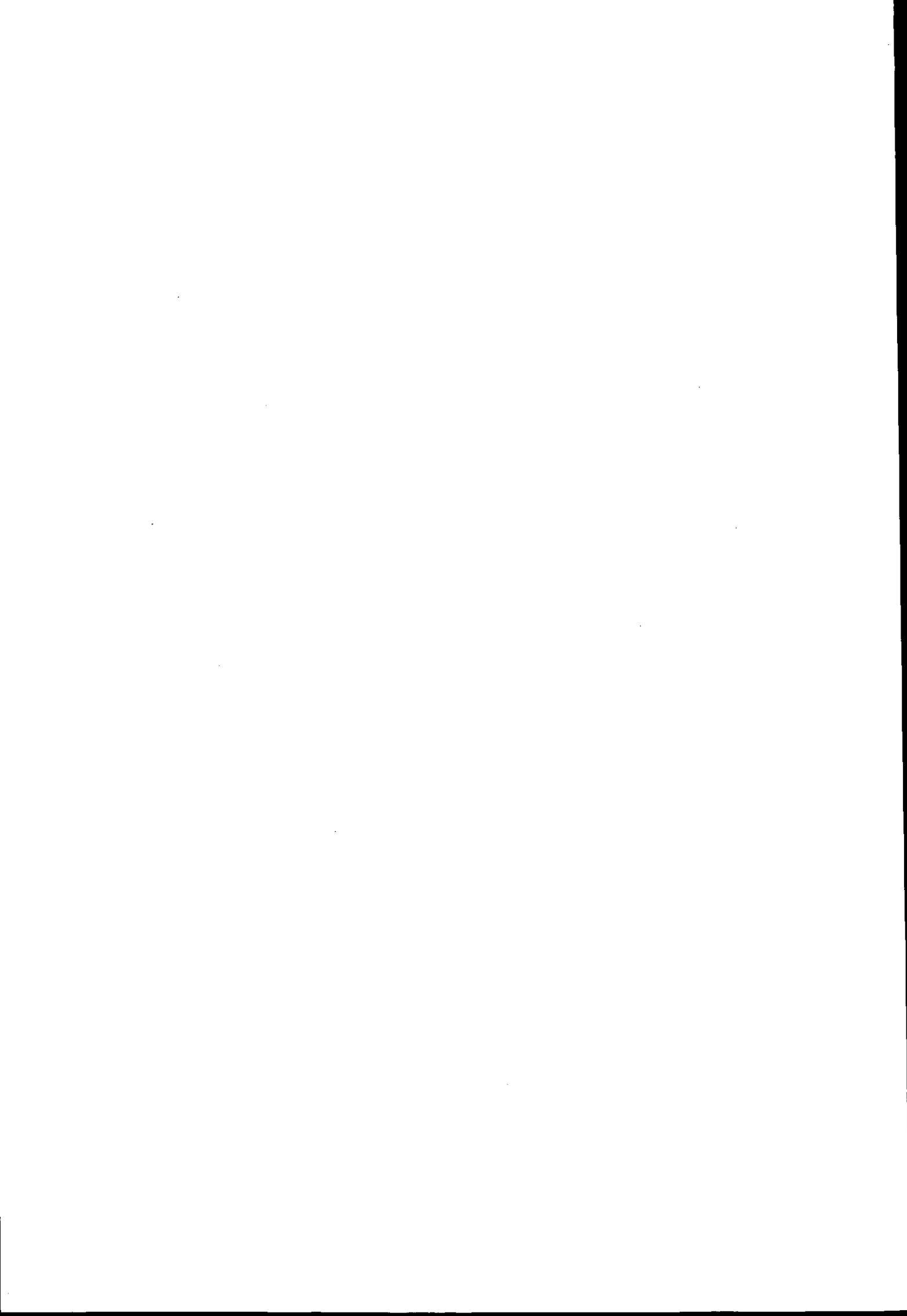
乙

印

3 海外における E D I 標準契約書の例

ECE/WP.4 電子データ交換に関する交換契約の取引使用(1995/3)

を本委員会作業部会委員 加藤 貞晴氏が翻訳



国際連合
欧州経済委員会
電子データ交換に関する交換契約の取引使用

勧告 26 号。貿易手続簡易化作業部会が採択。
ジュネーブ、1995 年 3 月

前文

1. 1991 年 3 月の第 33 会期において、貿易手続簡易化作業部会（WP.4）は、法律問題に関係する行動計画を採択した。6 件のプロジェクトの中で、この計画には、交換契約の合理的な調和及び随意使用のために国際的に認められた見解の発展を保証するための特別プロジェクトが含まれた。
2. 同作業部会は、いかなる通信手段も、それが効果を発揮するためには指針が必要であることを指摘した。そのような指針は通常、一般に受け入れられる行為準則を適用することによってえられる。EDI 関連では、そのような規定はいくつかのユーザ・グループ、国内団体、及び地域内部の交換契約として発展してきた。これらの契約は概してデータの交換のみに適用され、当事者間の基本取引契約には適用されない。多くの場合、それらは取り扱う問題について異なる解決を示し、その結果、契約の数とその条項の多様性により、取引行為に採用できる国際的に受け入れられる形式の契約の欠如によって国際貿易障壁が生じる可能性がある。
3. 1995 年 3 月の第 41 会期において作業部会は、データエレメントと自動データ交換（GE.1）に関する専門家会議及び貿易手続と書式（GE.2）に関する専門家会議の共同会議報告書に基づき、WP.4/法律ラポーターチームが提出した電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約を含む勧告案の承認に同意した。

勧告

貿易手続簡易化作業部会は、以下の勧告に同意した。

1. 国際商取引に関連して電子データ交換の使用を決定した取引当事者を含め、EDI ユーザの国際団体は、取引関係の法的安全性を強化するため、以下に明記する電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約を適用するものとする。
2. 国際連合加盟国は、法律並びに規則を改定する際、それらの改定がモデル交換契約の主旨である意図並びに商慣習と一致するよう、モデル交換契約の条項を考慮に入れるものとする。

作業部会の 41 会期への出席者 以下の代表が会期に出席した。

オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国。オーストラリア、ブラジル、ガボン、日本、韓国、セネガル、南アフリカの代表は、同委員会の参考条項第 11 条に従って出席した。この会期には、国連貿易開発会議事務局（UNCTAD）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、国際貿易センター UNCTAD/GATT（ITC）の代表、並びに以下の政府間組織、非政府組織の代表も出席した。欧州自由貿易連合（EFTA）、国際鉄道輸送中央事務局（OCTI）、世界税関機構（WCO）、国際空輸協会（IATA）、国際商品番号化協会（EAN）、国際商工会議所（ICC）、国際海運業会議所（ICS）、国際速配便業者会議（IECC）、国際標準化機構（ISO）、国際鉄道連合（UIC）。

1. この勧告は TRADE/WP.4/R.697 に明文化されたように、貿易手続簡易化作業部会によって採択された取引円滑化の取引並びに法的側面に関する行動計画のプロジェクト 4.1 に従って策定され、付則 A に明文化された電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約を含む。

1. 背景

2. 1987 年、同作業部会と協力し、国際商工会議所は遠距離伝送による取引データ交換に関する統一行為準則を策定並びに作成した (UNCID 規則。ICC 出版物 452 号)。UNCID 規則はそのような伝送に關与する当事者間で合意された行為準則の確立を通じ、遠距離伝送によってなされる取引データ交換の円滑化を狙いとしていた。
3. UNCID 規則の公表により、自動データ処理技術の使用に関して、取引当事者間に特定の協定を設けることが国際貿易にとって重要であることが確認された。
4. UNCID 規則では、その条項に信頼を置くなら、商取引当事者間の最終的契約にそれら条項を盛り込むべきであることが明記された。その結果、国内団体、協会、公共行政機関が、数々のモデル交換契約を作成してきた。
5. 文化的・法的に異なる環境内で作られたこれらの既存モデル契約は、しばしば異なる項目及び類似の項目に対する異なるアプローチを導入した。これら交換契約の多様性により、国内あるいは一部地域での取引の要求には対処できても、国境を越えたメッセージ交換を行う EDI ユーザが必要とする国際的問題には対処できない。
6. 欧州モデル EDI 契約の使用に関する最近の欧州委員会による勧告をはじめ、より標準化された交換契約を作成する努力が始まっている。真に国際的なモデル交換契約の作成は、前述の行動計画の主な目的の一つとされた。
7. 国連国際商取引法委員会が最近行い、1995 年 7 月に同委員会に提出されて検討が加えられる予定の国際取引における EDI の使用に関するモデル法律条項策定作業では、実際、取引当事者がそのような条項の効果を契約によって修正することを希望できるということが明白に表明されている。
8. また、国際貿易取引の定義と理解という面で作業部会の作業が進行するにつれ (TRADE/WP.4/R.971 及び関連文書に反映されているように)、EDI が採用される可能性がある取引関係の数と、交換契約が適切と思われる状況の数が、強調されてきた。

II. モデル契約の作成

9. この勧告は、国内組織及びその組織のために確立され、TRADE/WP.4/R.1071 中に明文化された運営手続きに従い、法律ラポーターチームからの情報提供と協力を得て作成された。モデル契約の草案が作成並びに回覧された会議には、ICC や UNCITRAL などの国際組織の代表が出席した。
10. モデル契約作成作業中、これまでに作成されている 20 種類以上の既存モデル交換契約が考慮の対象となり、UN/EDIFACT の作成に關与した技術専門家との緊密な協力が保証されている。
11. この勧告とそれまでの作業の一貫性を保証するため、作業部会によるこれまでの勧告並びに国際取引手続きの簡素化と調和に關する他の国際組織による勧告あるいは類似の活動を考慮に入れている。承認を受けるためにこの勧告を提出する上で、法的問題に關するラポーターは、それがこの分野の以前の勧告との間で矛盾が無く、それらの目的をさらに推進すると考える。

12. 国際取引に關与する取引当事者に、UN/EDIFACT 標準と關連する全世界的使用のための交換契約のモデルを提供することにより、作業部会は取引当事者間のコミュニケーションという国際取引において最も本質的な手続きに關する調和、簡素化、そして合理化という目標をさらに前進させる。ただし、モデル交換契約の条項は勧告であって、義務ではない。取引当事者はいかなる交換契約の条項も、相互に満足に行くよう自由に修正でき、もしくは交換契約をまったく結ばないことも可能である。

III. 範圍

13. この勧告は、国際商取引に關連して電子データ交換を使用する取引当事者間での交換契約の使用を推進するものである。

IV. 適用分野

14. この勧告は、国際商取引に關連して電子データ交換を使用する取引当事者を対象としている。また、たとえば統計局のような行政当局、あるいは電子的プロセス並びに手続きの合理化と調和に努める取引促進団体にも關係する可能性がある。
15. 取引当事者二者間の協定を意図したものではあるが、モデル交換契約は調整を加えることにより、取引共同体あるいは協会などの多者間の關係でも容易に実施できる。

V. 勧告

16. 前述の考慮事項に基づき、国連欧州經濟委員會は、以下のように勧告する。
1. 国際貿易商取引に關連する電子データ交換の使用を決定した取引關係者を含め、EDI ユーザの国際共同体は、取引關係と EDI 使用の法的安全性を強化するため、交換契約を用いるものとする。
 2. 交換契約の交渉並びに締結に際し、電子データ交換の国際取引使用に關するモデル交換契約の使用が推奨される。
 3. 電子データ交換の国際取引使用に關するモデル交換契約を、国連取引データ交換規則書（UN/TDID）の第 3 部に盛り込み、また、UN/EDIFACT に關連する勧告の一部とする。
 4. 国連加盟国は、法律並びに規則を改定する際、それらの改定がモデル交換契約の實質をなす意図並びに商慣習と付合するよう、モデル交換契約の条項を考慮に入れるものとする。
 5. 国連加盟国は、周知プログラム、教育資料、關連手段を通じ、モデル交換契約の利用可能性と有用性、並びに既述の勧告内容と付合する国際取引に關連する商慣習を推進することにより、EDI 使用の法的安全性の大幅な増大に貢獻できる。
 6. 行政機關と組織は、国際貿易商取引に關連する行政作用のために EDI の使用を立案並びに実施する際、考慮すべき特有の要件を有するものの、交換契約の取引使用の普及並びにモデル交換契約に含まれる条項と商慣習を評価し、それらを考慮すべきである。

付則

国連欧州経済委員会

電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約

目次

前文

交換契約の説明

モデル交換契約

注釈

技術付則チェックリスト

その他の国際連合発行文書

前文

電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約は、1991年に国連欧州経済委員会貿易手続簡易化作業部会（WP.4）によって採択された電子データ交換の法的並びに取引的側面に関する行動計画に従って実施されるプロジェクトの一部として作成された。同計画は国連文書 TRADE/WP.4/R.697 号中に明文化されている。この計画では、直ちに定義可能な法的問題に力点が置かれ、それら法律問題に関するガイダンスの策定、及び法律文書や法的手段という形での適切な解決策または商慣習の変更の勧告を狙いとしている。

モデル交換契約はこの計画の主要プロジェクトの一つの成果である。そのプロジェクトの目的は、国際取引で使われる交換契約の合理的な調和を保証することと、選択的使用のために国際的に認められた見解を策定することだった。WP.4の運営手続きに従い、国際取引で電子データ交換の使用を希望するすべての取引当事者が、モデル交換契約を考慮対象とするよう勧告されている。

モデル交換契約は、法律あるいはそれに関連する事柄に従事し、EDI並びに国際取引に関する知識と専門能力を持つ国際的実務家の集団によって作成される。世界各国の代表であるこれらの実務家は、WP.4のメンバーによって選出された2名の法的問題に関するラポーターが組織する法律ラポーターチームを通じ、WP.4の監督の下で定期的に召集される。EDIに関する他の専門家チームとの緊密な協力を通じて達成されるこの作業は、EDIの分野ではその関連性が不可欠な学際的アプローチを反映している。また、それは各種法律制度間の類似点と相違点も考慮に入れている。

[1995年3月]

交換契約の説明

交換契約とは何か

交換契約は、電子データ交換（EDI）使用のために採用する規則を設定する取引当事者間で締結される。電子データ交換とは、取引またはメッセージデータの構文化に予め合意された標準を用い、コンピュータ間で行われる取引または行政上の取引の電子移転である。この契約では、電子メッセージの伝送、受領、保存に関する取引当事者の個々の役割と法的責任についても、詳しく定められている。商業上のEDIの使用には相違点が存在するため、新たな電子取引環境が関係するたびにそれらの問題を取り上げることで、電子取引によって生じる可能性のある法律上の不確実性を引き下げ、技術を利用する上での信頼をふかめることができる。

交換契約を作成し、使用する理由

EDIは国際取引のための有効な業務手段として、急速な発展を遂げつつある。取引と行政目的での

EDIの使用は、欧州、北米、オーストラリア／ニュージーランド、アジアの主要産業国で、すでに十分確立している。

EDI使用の増加は、従来の書類による取引を電子的手段に置き換えることにより、国際取引実務を根本的に変えつつある。手書きの署名がなされた書類原本をやり取りする代わりに、取引当事者は構造化された取引データを、普及しつつある電子署名の使用を含む電子的手段により、あるコンピュータシステムから別のコンピュータシステムに移転させる。

だが、電子メッセージが書類と同じ機能を果たすことができると国内法及び国際法が認める度合いは大きく異なる。国際取引に関連する条約並びに協定の多くは、EDI使用の可能性を想定していない。これは単純に、これら国際的条約並びに協定が起草された時点では、まだEDIが存在しなかったことと、必要な修正がまだ加えられていないという事情による部分が多い。国内法の多くも、EDIに基づく取引の法的有効性に関して曖昧であったり、あるいは新しい技術の取扱いにおいて一貫性を欠いている。さらに、電子文書、メッセージ、署名の有効性に関して裁定を下す機会を与えられた裁判所もほとんど無い。

EDIが使われ始めた初期の頃から、さまざまな業界、経済体制または地域の企業により、さまざまな技術レベルに関し、これらのタイプの法的合意が採用されてきた。

なぜ企業は交換契約を使うべきなのか

それを律する明確な法的規則及び指針が無い現状で、交換契約は企業にとり、取引当事者とのEDI関係を正式に定めるための即座に利用できる解決策となる。

たとえばモデル契約は、適切に信頼された場合に各種国内法制度にまたがる法的拘束力を持つようなEDIメッセージの提供を狙いとする。この目標は、企業が国内または国際取引の相手方との通信にEDIを使う前に処理する必要がある基本的法律問題すべてと取り組むという方法で追求される。従って、EDIの使用を決定した企業は、少なくとも以下の項目に関し、取引当事者との間で合意に達する必要がある。項目間の優先順位は、各企業の特定のニーズによって変わる。

- a) EDIメッセージ、メッセージ標準、通信方法の選択
- b) 装置、ソフトウェア、サービスの運用と保守が有効に行われるよう保証する責任
- c) 取引当事者の通信能力を損なう可能性があるシステム変更を行う手順
- d) 安全保護手続並びにサービス
- e) EDIメッセージが法的効力を持つ時点
- f) 第三者サービス提供会社の役割と契約
- g) 技術的エラーの処理手順
- h) 機密保持の必要性（もしもあれば）
- i) 合意されたEDI通信要件を満たす上での遅滞あるいは不履行があった場合の責任
- j) EDIメッセージの交換と当事者の調整を司る法律
- k) 起こり得る係争を解決する方法

取引当事者間の交換契約は、完全に自由意志による契約である。だが、上掲のかなり広範なリストに従って、企業は取引当事者との通信にEDIを使い始める前に、いくつかのきわめて重要な問題を考える必要がある。交換契約はこれら基本的問題を考察し、正式なものとするための定型化された枠組みである。

企業のEDI通信を司る規則に関し、信頼性が高く拘束力のある契約を締結できない場合、取引当事者間の不必要で経費のかさむ係争につながる危険性があり、また、最悪の場合、訴訟という結果を引き起こす可能性さえある。

どのようなモデル交換契約が存在するか

国内と地域での使用を目的として、多数のモデル交換契約が作成されている。これらには、国内EDI団体、法律家協会、公共行政機関が公表した交換契約が含まれる。だが、本モデル交換契約発表時点では、本モデル交換契約以外には、世界的なモデルは存在しない。

国際商事貿易取引に関する既存モデルが存在しない状況で、既存の国内または地域モデル間の矛盾が、

国際取引における EDI の普及を阻んでいるとも言われていた。法律ラポーターチームが検討した各種モデルは、長さ、主旨、内容という点で多種多様だった。本モデル交換契約では、EDI の国際取引での使用を容易にするため、調整と共通点の発見に努めている。

このモデル交換契約と他のモデル契約との相違点

このモデル交換契約は特に国際取引に適している。これはさまざまな国内法制度を考慮に入れて作成され、それらが引き起こす可能性のある問題点を克服するための現実的解決策を提供する。また、国際取引に関与する商業部門すべての要求を満たすため、十分な柔軟性を持つよう意図して作られている。ユーザーにとっては、純粋に国内または地域内の EDI 取引に関係する交換契約の作成にも便利かもしれない。

取引相手との間の EDI の使用を司る規則を決めるベースとして、このモデル交換契約に明記された国際標準を使うことを企業が決めた場合、以下のような手段が選択されたと、考えてよい。

- 国際取引での EDI の取引使用によって生じる法的問題が認識された場合、それと取り組むもの。
- 事業上必要な決定について考察し、記録するための強力な法的並びに実務的枠組みを提供するもの。

電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約

このモデル交換契約文書は3つの部分で構成される。

モデル交換契約

解説と付加指針を提供する注釈

実際の契約に添付される技術的付属書の内容に関する要件をまとめた技術的付属書チェックリスト

このモデル交換契約は、商取引当事者間で使用するために作成された。行政または公的機関あるいは消費者との取引で使用するには、適宜修正が必要になる。

モデル交換契約

本交換契約（以下「契約」）は、19__年____月____日付けで、〔当事者の名称と住所を挿入〕（以下「当事者」と呼ぶ）の間で、締結される。当事者は法的に拘束されることを意図しつつ、本契約により、以下のように同意する。

第1条：適用範囲と構成

1.1 適用範囲

本契約は当事者間のメッセージの電子的転送すべてに適用される。明文ある場合を除き、メッセージが通信されたることに関連する契約上またはそれ以外のいかなる関係にも適用されない。メッセージとは、第2条に規定する UN/EDIFACT 標準に従って構文化されたデータを意味する。

1.2 技術的付属書

添付された技術的付属書は、一定の技術的及び手続的要件に関し、当事者が合意した仕様を明らかにするものである。本契約と技術的付属書の条項の間に抵触がある場合は、本契約の条項が優先するものとする。

第2条：通信と運用

当事者は以下に従ってメッセージを通信するものとする。

2.1 標準

「UN/EDIFACT 標準」は、国連取引データ交換規則書（UN/TDID）で承認され、公表された電子データ交換用に確立された標準（及び関連する勧告）である。当事者は技術的付属書で特定されたバージョンの UN/EDIFACT 標準を使用するものとする。

2.2 システム運用

各当事者はメッセージの送受信を有効かつ信頼の置ける方法で行うために必要な各自の装置、ソフトウェア及びサービスの点検と保守を行うものとする。

2.3 システム変更

当事者は行なおうとする変更について事前に通知することなく、本契約で想定されている当事者相互の通信能力を損なうようなシステム運用に対する変更をしてはならない。

2.4 通信

当事者は技術的付属書の中で、テレコミュニケーションの要件あるいは第三者提供者の利用を含む通信の方法を指定するものとする。

2.5 安全手順及びサービス

各当事者は、技術的付属書に規定されたものを含め、メッセージ及びその記録を不慮の事故または不適切なアクセス、改変または消失を含む誤使用から保護するため、安全手順とサービスを履行し、保守するものとする。

2.6 記録の保存

当事者は本契約に従って通信された記録及びメッセージを、技術的付属書で指定するように保存・保持するものとする。

第 3 条：メッセージの処理

3.1 受信

本契約に従って送信されたいかなるメッセージも、技術的付属書に指定された方法で受信者がアクセス可能となったときに、受信されたとみなされる。上記により受信されるまで、送信されたメッセージはいかなる法的効力も有しない。ただし、適用法により、受信されたか否かを問わず、送信によりメッセージに法的効力が与えられる場合を除く。

3.2 受信確認

3.2.1 技術的付属書に別段の定めがある場合を除き、メッセージの受信は受信者によって受信確認される必要はない。技術的付属書における受信確認に関する要件には、受信確認の方法と形態（メッセージまたは手順を含む）、また、もしあれば、受信確認が受信されなければならない期間を含むものとする。

3.2.2 受信確認は当該メッセージが受信されたことを示す一応の証拠である。受信確認を必要とするメッセージを受信する当事者は、受信確認が送信されるまで、そのメッセージにもとづいて行動してはならない。受信者が受信確認を送信できない場合、受信者はメッセージの送信者からさらに指示を受けるまでは、そのメッセージにもとづいて行動してはならない。受信者がメッセージの受信確認を怠った場合も、メッセージは法的効力を失わない。ただし、発信者が誰であるかをメッセージから識別できない場合はこの限りではない。

3.2.3 適切に伝送されたメッセージに対し、発信者が必要とされる受信確認を受信せず、さらに指示もなされなかった場合、発信者は受信者に通知することにより、メッセージを無効とすることができる。

3.3 技術的エラー。受信されたメッセージ中の技術的エラーを含め、メッセージをさらに処理することを阻害するような事態について、受信者は発信者に通知しなければならない。

第 4 条：有効性及び強制履行性

4.1 有効性

当事者は本契約に従ったメッセージの通信により、有効かつ強制履行可能な義務が生じることに同意する。当事者は、電子データ交換の使用によって当事者間の通信が行われたことのみを理由として取引の有効性を争う権利を明示的に放棄する。

4.2 証拠

書面及び署名の不存在にかかわらず、法が認める範囲内で、当事者が保存するメッセージの記録は、そこに含まれる情報の証拠として許容され、使用できる。

4.3 契約の成立

本契約下での電子データ交換の使用によって締結された契約は、申込の承諾として送信されたメッセー

ジが、第 3.1 条に従って受信されたときに、成立したものとみなされる。

第 5 条：データ内容の要件

5.1 秘密性

本契約下で通信されたいかなるメッセージに含まれる情報も、法の適用あるいは技術的付属書またはメッセージにおける指定による場合を除き、秘密とみなされない。

5.2 法の遵守

5.2.1 各当事者は、いかなるメッセージの内容も、その当事者に対するすべての法的要件に従って伝送、受信、または保存されるよう保証する。

5.2.2 メッセージのいずれかの要素の受信または保存が適用法に反する場合、受信者は不当な遅滞なく、かかる違反を通知しなければならない。

5.2.3 受信者がメッセージが法に適合しないことを知るまで、本契約下での受信者の権利と義務は影響を受けない。

5.2.4 送信者に違法である旨の通知を行った後においては、受信者は違法なメッセージにさらに応答する義務を負わない。その通知を受信した後においては、送信者は違法なメッセージをさらに伝送してはならない。

第 6 条：損害賠償責任

6.1 不可抗力

本契約における義務を履行するに際し、当事者の支配の及ばない以下のような事由によって生じた遅滞その他の不履行に関しては、当事者は損害賠償責任を負わないものとする。

- (a) 本契約が署名された時点では、予見することが合理的に期待できなかった事由。または
- (b) それを回避あるいは克服することが不可能な事由。

6.2 損害賠償の除外

本契約に対する違反から生じるいかなる特別損害、付随的損害、間接損害または懲罰的損害に対しても、当事者は賠償責任を負わないものとする。

6.3 プロバイダーの損害賠償責任

6.3.1 メッセージの通信または処理において第三者であるプロバイダーのサービスを利用する当事者は、本契約のもとにおいて、当該サービスの提供に際してのそのプロバイダーの行為、不履行または懈怠に対して賠償責任を負うものとする。

6.3.2 特定の第三者であるプロバイダーを利用するよう他の当事者に指示する当事者は、そのプロバイダーの行為、不履行または懈怠に対して賠償責任を負うものとする。

第 7 条：一般条項

7.1 準拠法

本契約には_____国法が適用される。取引を規律する法律と本契約を規律する法律の間に法的抵触があった場合、本契約を規律する法律が優先する。

7.2 可分性

本契約のいずれかの条項が何らかの理由で無効または強制不可能な場合においても、本契約の他の全条項は完全に有効で履行を強制しうる。

7.3 解約

いずれの当事者も、[30] 日前までに書面による解約通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。解約前に行われたいかなる通信またはいかなる関連取引の履行にも、解約は影響を及ぼさない。第 2.5、2.6、4、5.1、6、7.1、7.5 条の条項は、解約後も効力を失なうことなく、当事者に対して拘束力を維持する。

7.4 完全な合意

技術的付属書を含む本契約は、本契約の主題に関する当事者の完全な合意を構成し、当事者が署名した時に有効となる。技術的付属書は、当事者または当事者に代わって署名する権限を当事者から与えられた者によって、改訂することができる。各当事者は他方当事者に対し、合意されたあらゆる改訂についての署名のある書面による記録を交付するものとする。署名のある書面による記録の交換の時に、各改訂は有効となる。技術的付属書とその時点で効力を持つ各改訂は、当事者間の合意を構成する。

7.5 見出し及び小見出し

本契約の見出し及び小見出しは、それが現れる条項または個別条項の一部として扱うものとする。

7.6 通知

第 3 条による受信確認および通知を除き、本契約または技術的付属書に従って必要とされるあらゆる通知は、通知をする当事者の権限を有する者が署名した書面または記録を作成できる電子的等価物の形で他方の当事者に提供された場合、適切に提供されたとみなす。各通知は他方当事者の上記住所で受領された日の翌日から効力を発するものとする。

7.7 紛争の解決

選択案 1：仲裁条項

本契約の存在、有効性または解約に関する疑問点を含め、本契約から、またはそれに関連して発生するいかなる紛争も、当事者が合意した、あるいは合意に達しなかった場合は、_____ の手続規則に従って、_____ によって任命された 1 名（または 3 名）による仲裁に付し、それによって最終的に解決するものとする。

選択案 2：裁判管轄条項

本契約から、またはそれに関連して発生するいかなる紛争も、専属管轄を有する _____ の裁判所に付する。

当事者は冒頭に記した日付で本契約に署名した。

当事者名：

権限のある役員：

署名：

当事者名：

権限のある役員：

署名：

モデル交換契約に関する注釈

本注釈は電子データ交換の国際取引使用に関するモデル交換契約（「モデル契約」という）に関する国連勧告の第2部である。注釈は実際に取引契約を作成する際に、モデル契約と併せて使用するよう意図されている。注釈はモデル契約の特定の条文の解説と、実際の契約の作成についての指針を提供する。注釈で使われる大文字の用語は、モデル契約中のものと同じ意味を有する。

I. 一般的説明

交換契約は7条で構成される。

- 第1条 適用範囲と構成
- 第2条 通信と運用
- 第3条 メッセージの処理
- 第4条 有効性と執行力
- 第5条 データ内容の要件
- 第6条 損害賠償責任
- 第7条 一般条項

さらに契約は技術的付属書を加えることによって完全なものとなる。これは契約に添付され、その一部と見なされる。注釈の後に付けた技術的付属書チェックリストを使い、取引当事者間で技術的付属書を作成できる。

モデル契約は、契約に拘束されることが当事者の意図であるという明瞭な記述を含む。これは取引当事者が電子データ交換の使用に関し、法的枠組みを用いた運用を行い、その外では運用しないことを望むことを強調するものである。契約は EDI 通信が有効な国内法または規則に従いつつ法的拘束力を持つことを保証するための強力な法的枠組みを提供するよう意図されている（7.1 項を参照）。

モデル契約は商取引当事者二者間による使用を意図したものではあるが、三以上の商取引当事者による多者間の使用にも、あるいは取引団体または EDI ユーザー協会が同じ交換契約の使用を決定ないし奨励するという状況にも、容易に適合させることができる。モデル契約は、多数当事者を契約に拘束させる方法を確立するための適切な変更を加えることにより、そういった目的にも適合させることができる。

II. 具体的項目

第1条 適用範囲と構成

1.1 項 適用範囲

本契約は UN/EDIFACT の構成と標準に従う EDI メッセージ（「メッセージ」という）の当事者間の電子的通信を規律する一定の規則を定めたものである。2.1 項（及び注釈）では、契約のこの側面についてさらに詳しく論じている。本契約はファクシミリ送信などの他の電子通信形式や、構文化や標準化されないメッセージである電子テキスト送信（電子メールなど）には適用されない。

本契約は そのために EDI が採用されることがあるにしても、関連する商取引を規律する規則を定めるものではない。というのはそれらの取引はそれ自体適用可能な法規則を含む（たとえば、売買取引、船積み契約、保険契約、保管手配、その他類似の関係）からである。これは重要である。

1.2 項 技術的付属書

技術的付属書は取引当事者間の契約の一部である（7.4 項参照）。その条項は法的拘束力を有する。技術的付属書は当事者が EDI 通信で使用する技術手順の詳細を説明したものである。交換契約では、一定

の項目が技術的付属書で取り上げられることを想定している。それらの項目はこの注釈の最後に添付した技術的付属書チェックリストに掲げた。取引当事者の特有のニーズに従い、さらに別の項目が必要になることもある。取引当事者はそれらの項目に関し、適切な技術アドバイザーと協議するのが望ましい。

交換契約と技術的付属書で当事者間の契約として十分であるが、技術者及び法律顧問は、お互いの要求を認識するのが望ましい。本契約の 2.1 項では、契約と技術的付属書の間に抵触が生じた場合には契約の条項が優先するという規則が定められている。

第 2 条 通信と運用

本条は取引当事者間の通信を規律する規則と、各々がメッセージの送受信をするのに必要とする運用方法を定める。そうすることにより、当事者間で締結しなければならない契約に、法的拘束力が与えられる。他の参加者（第三者サービス提供者など、2.4 項を参照）との契約がさらに必要になることもあり、ユーザーはそれらの参加者と有効な契約を結ぶのが望ましい。

2.1 項 標準

国際的な適用範囲に合わせるため、モデル交換契約は国連欧州経済委員会内で策定され、国際標準化機構（ISO）によって国際的な使用が認められた UN/EDIFACT 標準に基づいて使用するよう作成されている。これらの標準はメッセージの書式、構文、コードのディレクトリ、データ要素、セグメントに関する推奨項目を含む。それらは本契約中で言及されている国連貿易データ交換規則書（UN/TDID）に含まれる。技術的付属書チェックリストは、その標準が存在する一定の保安サービスにも言及している。

モデル契約は UN/TDID 中の推奨項目の 1 つであり、ユーザーはモデル契約の使用に関し、UN/TDID 及び国連の関連発行文書を参考にすることが強く望まれる。発行文書のリスト（及びそれらの入手方法に関する情報）は、本注釈の最後に掲げてある。

2.2 項 システム運用

一般的な商慣習に沿うべく、2.2 項では、各取引当事者が各々のシステムの点検と保守及び関連コストに対して個別に責任を負うことを求めている。合意があれば、当事者は各々のコストの割り当てにつき別段の扱いができる。本契約は、当事者は有効かつ信頼の置ける通信ができるように保証しなければならないとしている。

2.3 項 システム変更

システム運用に何度も変更を加えると、EDI のプログラムやファイルに直接関係ないときでも、当事者間で望まれる端末間通信能力が損なわれることがある。当事者は実行可能な場合は常に取引当事者と協力して、通信の中断が起らないよう保証することが望まれる。この項は、選択した標準のバージョン・リリースを変更する提案を通知することを取引当事者に義務づけることを意図している。

契約の 7.6 項は、取引当事者がこの 2.3 項に従って変更の提案の通知を行う方法を指定している。提案された変更に先立って通知を行わなければならない期間については指定されていない。取引当事者は、項目の変更を実施する前に、技術専門家の間で適切な対話、試験、認証を行う必要性が生じると予期しておくよう望まれる。

2.4 項 通信

EDI に関する取引慣習においては、当事者がメッセージを通信する方法を決定し、合意することが必要とされる。方法はさまざまで、メッセージはテレコミュニケーションにより、磁気テープまたはディスクの送付を通じ、あるいはハードコピー媒体の使用により、通信する（送信と受信の両方）ことができる。2.4 項はこれらの要件を指定する必要があることを規定することにより、取引当事者の個別の運用の調和を保証している。指定される可能性がある技術的側面は、この注釈の最後の技術的付属書チェックリストに掲げられている。

取引当事者は、技術的付属書に単に端末間通信の要件を指定するだけでなく、EDI 活動が実施される他の契約関係にも注目するよう望まれる。6.3 項はそれらの関係も考慮している。

2.5 項 安全

EDI 使用のため、有効で安全な環境を確立し、維持することは、重要な業務目標である。また、保守手順とサービスの管理は、メッセージの記録の法的取扱いとそれらの法的有効性を定める上で決定的な要素となり得る。

取引当事者はメッセージの性質、相対的洗練度、コスト、利用可能な資源、技術の変化を考慮に入れ、最も受け入れやすい端末間セキュリティの達成に努めるべきである。送受信されるメッセージの真正性を確認し、通信の完全性に関して当事者が維持できる継続的コントロールを改善する手順とサービスを利用することができる。技術的付属書は要約した形で、取引当事者間の保安サービスに関して利用可能な代替案と、内部保安手順を確立する際に考慮すべきファクターを特定している。

2.6 項 記録の保管

EDI の使用によって完成する取引の有効性と執行力を保証するため、2.6 項は取引当事者に対し、(a) 通信される（送受信）メッセージ、及び (b) それらのメッセージに係る記録を保管・保持することを義務づけている。それら記録には、通信のヒストリーまたはログ、及びメッセージの一定部分から抽出したデータを格納したデータベースが含まれる。

技術的付属書で指定することができる記録保管の要件は、各当事者が業務を行う際に従う取引または法的要件を基礎として策定すべきである。その目的は、必要な記録とあるのが望ましい記録の双方が必要な時に存在することを、各取引当事者に最も確実に保証できるような要件を提供することである。電子記録の読み取り可能性、耐久性または完全性に関し、各国の法律、規則の間に大きな相違が存在することがある。

特に時間的な要件や特定の保管書式は示されていない。だが、取引当事者は、将来何らかの意見の不一致や紛争が起きた場合、適切な記録を検討のために回復できるよう、それらに関する詳細を定めておくのが望ましい。それ以外には、当事者が 2.6 項の要件に準拠するために使用する内部手順に関し、本契約はいかなる制約も加えない。

第 3 条 メッセージの処理

3.1 項 受信

国内及び国際的な各種法的文書及び書類のもとで、通信の法的効力は、それが伝送された時、受信された時、あるいは当然受信されているはずの時のいずれかの時点に生じる。本契約では通信されたメッセージが受信されたと見なされる時点及び法的効力が生じる時点特定するための枠組を提供する。この枠組は、特定の通信の結果を理解する上で重要である。

具体的には、本契約の 3.1 項によれば、メッセージは技術的付属書に示されたように受信者からアクセス可能となるまで法的効力を生じない。これにより、当事者は通信プロセスのどの段階でメッセージが受信されるか、すなわち電子メールのボックス、トランザクション・ログ、特定マシンに入ったときか、あるいは特定の個人または会社の役員による受信時か、について指定することができる。メッセージが実際にアクセスまたは検討される必要は無い。アクセス可能性のみが必要とされる。

本契約は、重要な例外を想定している。一定の国内商事法規または行政法規の下では、通信の送信について、それが電子形式か否かを問わず、意図した受信者によって実際に受信されるか否かを問わず、一定の法的効力を与えられることがある。たとえば、欠陥商品である旨の通知を送った買主は、売主がその通信を受信しなかった場合でも、その権利を保持する。

3.2 項 受信確認

UN/EDIFACT 構造では、制御と保安双方の目的で、メッセージの受領が受信者によって確認されることを取引当事者が望むと予想している。その目的のために特定のメッセージが利用できる。それらのメッセージは受信の事実と、メッセージの構文にエラーがなかったことの両方を確認できる。ある特別なタイプのメッセージが受信確認に適切かどうかは、純粹に取引当事者による決定に委ねられる。取引当事者は、伝送された各メッセージの受信確認は必要ないと決めることもできる。これらの決定を下す際、

受信確認をなすコストがしばしば考慮される。

3.2.1 項は、当事者にメッセージの受信確認を行う時点を技術的付属書で指定するよう義務づけている。伝送者にメッセージが有効に受信されたかどうかを判断する機会を与えるべきであることから、技術的付属書は 2 種類の状況を想定して作成しなければならない。

それは (a) 通常の場合受信確認が必要とされる時、そして、(b) 伝送されるメッセージ中で特に受信確認が要求される時である。3.2.1 項に示されているように、取り上げる事柄には、受信確認の方法とタイプ、及び必要に応じ、受信確認が受信されなければならない時間的範囲が含まれる。

3.2.2 項では、受信確認を関連するメッセージが受信されたことを示す一応の証拠とみなすことを認めている。この規則の下では、反対証拠が提出されることもある。証拠に関する国内規則の中には、訴訟手続きにおける証拠能力を当事者が左右することを認めないものがあるので、取引当事者は注意が必要である。

受信確認が必要とされる場合、3.2.2 項はさらに負わされる義務を規定している。まず、受信者は受信確認を送信するまでは、メッセージにもとづいて行動を起こしてはならない。受信確認を伝送できない場合は、受信者は発信者に当該メッセージについてそのように通知するか、またはさらに指示を要求する。発信者からさらに指示を受信するまで、受信者は 3.2.2 項に従ってメッセージにもとづいて行動を起こしてはならない。従って、ほとんどの状況では、当事者は通信する機会を得るまで、中間的な地位にとどまる。指示は電話、ファクシミリ、または送付文書で与えることができる。

次に、必要とされる受信確認を発信者が待っていたにもかかわらず、受信確認が無く、さらに指示もなかった場合、発信者は通知することにより、メッセージを無効と宣言することができる。その通知は 7.6 項の要件に従わなければならない。この権利は最初の回に「正しく伝送された」メッセージに関してのみ発生する。

メッセージの中には、受信者にとって不利な法的効力を持つものがあるため（たとえば、売主に送信される欠陥商品である旨の通知）、3.2.2 項は、受信者がメッセージを受信した際、義務づけられた受信確認の送信を怠ることにより、メッセージの法的効力を奪うことを許容しない。

3.2.3 項によると、意図された受信者の身元が元のメッセージから判断できない場合にのみ、受信者は義務づけられた受信確認の送信を免除される。その身元を判断するために、メッセージの構成要素の全てを調べるべきであるが、それ以上は求められない。

3.3 項 技術的エラー

メッセージのさらなる処理を阻害する状況が存在する場合、3.3 項は受信者に対し、発信者に通知することを義務づけている。このような状況としては、システムの誤動作が含まれるが、受信された伝送における技術的エラーも含まれる。それらの状況下で、発信者に通知するという義務は、受信確認が必要とされないメッセージについても存在する。

第 4 条 有効性と執行力

第 4 条では、本契約に署名する取引当事者は、EDI 通信の結果として、有効かつ執行力のある義務が発生することを意図するとされている。ここでは EDI を国際取引に使用することの重大な法的側面を挙げている。

4.1 項 有効性

国内法の中には、書面または署名のある書面が別に必要であることを根拠に、取引当事者が一定の通信の有効性を争うことを認めるものもある。本契約の 4.1 項は、いずれの当事者も、その本質が EDI であることを理由に、取引の有効性を争うことはできないことを明らかにしている。この条項は、法律制度によっては常に執行力を持つとは限らない。7.1 項に基づく適用国内法の選択は、この点によって影響を受ける可能性がある。

EDI の使用により肉筆署名はなくなることを考慮し、当事者は取引当事者間で選択・使用される保安手順とサービスを評価するのが望ましい。電子署名は当事者間では受け入れられ、技術的付属書に指定することができるが、電子署名の全てのサービスが、類似の状況で使われる従来の署名と全く同じ機能

(法的機能を含む)を果たすとは保証できない。

4.2 項 証拠

4.2 項は、当事者が維持するメッセージの記録は証拠能力があり、証拠として使うことができるとする当事者の意図について定めている。だが、当事者が一定の証拠の訴訟手続きでの証拠能力を左右しうる範囲が、国内法により異なる可能性があることを、本契約は認めている。

4.3 項 契約の成立

4.3 項は EDI の使用により締結される契約が、どの時点で成立したとみなされるかを定めている。成立時点を決めることは、法律上しばしば重要である。郵便または電話で締結される契約に関しては、一般的に規則が定められているが、EDI の使用によって締結される契約に関しては、不確実な部分が存在する。本契約で確立された規則は、取引当事者に予測可能性と期待を保証する。

4.3 項により、また、3.1 項と調和すべく、申込に対する承諾として送信されたメッセージが受信された時、契約が成立する。この「受信ルール」は現在使われているさまざまな国及び地域のモデル契約の条項並びに一般的な EDI 商慣習と一致する。

第 5 条 データ内容の要件

5.1 項 秘密性

商取引における情報交換では、しばしば取引当事者の事業に関する秘密データの通信が必要となる。その基礎となる契約では、通常、データの取扱いに関する当事者の義務が明定される。適用可能な国内法も、情報の秘密性に関する一定の責任を定めている場合がある。当事者は電子形式の情報の秘密性が、同じ情報が他の媒体によって通信される際に匹敵すると保証するのが望ましい。

この項の下で、メッセージの内容は、別段の定めがなければ、秘密とは見なされない。取引当事者は技術的付属書を、あるいは特別なメッセージにより、メッセージに含まれる情報が秘密であると指定することができる。

5.2 項 法の遵守

この項は、メッセージの内容を定義または制約する可能性がある国内法の遵守を保証するため、当事者がどのように業務を行なうべきかに関し、当事者に指針を提供するものである。また、一定の法律（データ保護法など）は、一定の情報の国境を越えた通信を規制している。

5.2.1 項では、各当事者に対し、メッセージ内容がその当事者に関係する全ての法的要求をみたすよう保証することを義務づけている。「保存」という用語はメッセージに含まれるデータの保存を意味し、メッセージが保存される方法とは無関係である。

本項では、取引当事者に対し、メッセージが他当事者を規律する法律に従うことを保証することは義務づけていない。しかしながら、残りの副項は、ある取引当事者からのメッセージが受信または保存された時、他当事者に適用法の侵害をひきおこすという場合、当事者がどのように行動すべきかについて概要を示している。

通知が義務づけられ（7.6 項参照）、さらに、発信者は違法になるような行為を繰り返してはならない。実例としては、データ保護法のない国から、データ保護法が発効している国へ個人データを含むメッセージを送信することが考えられる。

第 6 条 損害賠償責任

6.1 項 不可抗力

この項は電子通信実施中に発生するかもしれない予期しない損害賠償責任の危険性を取り除くことにより、電子通信を実効的なものにしようとする当事者双方の意図を強調している。6.1 項には、通信の遅延または不履行が、各当事者のコントロールの及ばない事由によって生じた場合には、当事者の損害賠償責任を免除するという多くの商事契約で見られる文言を含む。

当然、当事者の支配の及ばない「不可抗力」とみなされる事由について、当事者はもっと詳細に定めることができる。天災などの予測できる一定の事由が生じたとしても、そのようなコントロールできない事由の結果が回避または克服不可能な場合、損害賠償責任は負わされない。

6.2 項 損害賠償の制限

本項は、本契約に従う EDI の使用により、当事者が指定された種類の損害に対する賠償責任を負わされる可能性が生じることにはならない、という当事者双方の意図を明らかにしている。国内法上、契約上の義務違反の場合、取引当事者に損害賠償（これには、適用可能性に応じ、特別、間接、付随または懲罰的損害賠償が含まれる）を受け取る権利を与えている場合もある。これらの種類の損害賠償はしばしば、逸失利益を補償するため、あるいは著しく不適切な行為に制裁を加えるために認められる。

本項は、指定された種類の損害賠償が、当事者間の他の契約上の義務についての条件に従って課されるか否かは定めていない。ある種の国内法は、本項の執行力を制限できる。

6.3 項 提供者の損害賠償責任

EDI を使用する多くの企業が、必要な通信または関連する機能（たとえば、メッセージを送信できる電子メールボックスやメッセージに関係する記録の社外保管場所の維持など）を遂行する助けとして、第三者提供者（しばしば付加価値網と呼ばれる）のサービスを受けている。

どの第三者提供者と契約するかについての選択、及び取引当事者と第三者提供者との契約条件には、他の取引当事者のコントロールは及ばない。従って、6.3.1 項は、取引当事者がその提供者の行為、不履行、懈怠に対して責任を負うことを義務づけている。（6.3.1 項は取引当事者が異なる第三者提供者と契約した場合、及び自発的に同じ提供者の使用を選択した場合の双方に適用される。）

ある取引当事者の一方が他方当事者に対し、特定の第三者提供者を使うよう求める場合もある。6.3.2 項は、そのような場合には、提供者の行為に対する責任は指示した取引当事者にあるとする。

第 7 条 一般条項

第 7 条は多くの取引契約でしばしば見られる条項を含む。これらの条項は一般条項の唯一のリストではなく、特定業界または地域における慣行及び慣習により、他の類似の一般条項が含まれることがある。

7.1 項 準拠法

本契約は、EDI の使用を規律する適用可能な法令または規則がない場合、当事者に EDI 通信の有効性と執行力をできる限り保証するために作成されている。多種多様な法制度の下でかかる結果がえられるよう意図されている。取引当事者は、本契約を規律する国内法を指定するのが望ましい。その選択は、コンピュータ・プライバシー、データ保護、越境データ移動、または類似の事項に関する国内法における相違によって影響を受けることがある。だが、大部分の法制度の下で、選択は当事者と何らかの関係を持たなければならない。

本契約の下での EDI の使用に基づく取引に関して生じる紛争の解決を求める上で、法律規則が矛盾することがあるため、本契約ではそれらの紛争を解決する方法を定めている。

国内法を参照しても、当事者が本契約に適用したいと望む地域的な取決または規則が十分明かにならないことがある。その場合、当事者は適切な文言を追加するのが望ましい。

7.2 項 可分性

7.2 項は、義務を十全たらしめんとする取引当事者の意図を強調している。特定の法的理由により、本契約のある部分が無効または執行不能となることがあるため、本項では、その場合でも、契約全体が保留になることはないことを保証している。

7.3 項 解約

本契約は、いつメッセージが当事者間で通信される場合を規律するにすぎない。あらゆる業務通信に常に EDI を使用することを義務づけてはいない。7.3 項は取引当事者に対し、契約の自由を保証し、ど

の時点でも契約の適用可能性を終了させることを取引当事者に認めている。解約しなかった当事者には、通信のための代替手順を確立するのに十分な期間が保証される。30日という期間は一般的な商慣習を反映しているが、当事者間の合意に基づき、調整することができる。必要とされる通知は、7.6項の文言にかかわらず、書面でなされなければならない。

特定の項については、解約により取引当事者がその拘束力を回避することは許されない。(特に 2.5項(保安手順とサービス)、2.6(記録の保管)、4(有効性と執行力)、5.1(秘密製)、6(損害賠償責任)、7.1(準拠法))

7.4 項 すべての合意

本項は、技術的付属書が明白に契約の一部に含まれることを定めている。紛争が起きた場合、本契約を解釈する際に当事者間の関係の他の側面を考慮することを認めている国内法も当然存在する。

さらに、7.4項は改訂は書面で行い、署名が必要であることを強調している。電子メッセージでは不十分である。技術的付属書の改訂は、技術的専門家によって考察される可能性が高いため、当事者は自己に代わって改訂に署名する資格をその技術的専門家に与えることができる。

7.5 項 見出しと小見出し

本項では、契約の解釈方法に関係する慣行的な解釈規則を定め、契約の全内容を考慮できるとしている。また、当事者は適宜、見出しを契約の一部として解釈しないよう排除することもできる。

7.6 項 通知

7.6項では、必要とされる署名された書面に相当する記録を作成できることを条件に、取引当事者は必要とされる通知のための書面についての電子相当物を採用することもできるとしている。この結果を可能にする技術的解決手段が存在する。

しかしながら、多くの国内法制度では、電子通信を明白に「書面」として認めてはいない。取引当事者は電子通知の採用を慎重に行うべきであり、また、関連法規の新しい展開をフォローするのが望ましい。

7.6項の規定は、3.2項「受信確認」の下での通信に関係しない。

7.7 項 紛争の解決

電子通信の使用を望む人々は、この技術が提供するスピードと効率という利点に魅力を感じているはずであり、従って、彼らは紛争の解決にも同じような方法すなわち調停(選択案1)を選びたいと考えるだろう。この選択案では、手続を行なう場所、調停人のパネル、彼らを選択する方法、適用可能な規律法など、採用する手続に関し、当事者による決定がさらに必要である。

より従来型の裁判を希望する人々のために、選択案2では、おこりうるいかなる紛争に対しても管轄を有する裁判所を、当事者が指定することを認めている。この点について確実性が強く望まれるため、本契約では専属管轄を定めている。

さらに、取引当事者は、各種市場または業界で出現しつつある代替的紛争解決手段の利用を指定することを希望することもできる。

技術付属書チェックリスト

以下のチェックリストは、交換契約当事者による詳細と仕様の策定が推奨される項目をリストアップするため、モデル交換契約の一部として提供されるものである。

このリストは、技術的付属書中で取り上げられる可能性のある全ての項目の完全なリストを意図したものではない。含まれる項目は、モデル交換契約中で技術的付属書と参照することとしているものから直接生じる。それらの項目は必要に応じ、取引当事者が必要と判断したレベルの詳細さで、取引当事者が完成させることができる。

使用者は、EDIの実施に関する技術的、手続的要件について、取引当事者間に十分な理解が存在することを保証することにかかわると思われる他の項目も考慮し、取り上げるのが望ましい。モデル交換契約の1条2項に示された通り、

「添付された技術的付属書は、一定の技術的及び手続的要件に関し、当事者が合意した仕様を明らかにするものである。」

使用上の便宜から、以下のチェックリストでは、モデル交換契約の関連条項の条文を示した。

第2条 通信と運用

2.1 標準

「当事者は技術的付属書で特定されたバージョンの UN/EDIFACT 標準を使用するものとする。」

当事者は使用しようとする UN/EDIFACT 標準のバージョン・リリースに関して合意すべきである。また、当事者は UN/EDIFACT 標準の新バージョン・リリースの使用を検討する方法を定めてもよい。

当事者は必要な関連技術の仕様並びに詳細についても、実用的な詳細まで指定すべきである。考慮すべき項目としては、ディレクトリの識別、コード・リスト、メッセージ提供ガイドライン、指定された標準および関連バージョンと直接結びつくその他の項目等である。

2.2 システム運用

「各当事者はメッセージの送受信を有効かつ信頼の置ける方法で行うために必要な各自の装置、ソフトウェア、及びサービスの点検と保守を行うものとする。」

当事者は、システム運用メッセージ交換プロセスの有効性と信頼性を点検する方法と手順、そのような試験が行われる時点、いかなる結果が得られれば満足されるのかを記載すべきである。当事者は、メッセージ送受信のための EDI システムの使用可能性を明瞭に示すような方法を採用すべきである。

2.4 通信

「当事者は技術的付属書の中で、テレコミュニケーションの要件あるいは第三者提供者の利用を含む通信の方法を指定するものとする。」

通信の方法に関する詳細と仕様については、以下の点を記載すべきである。

- － 選択した通信方法；
- － UN/EDIFACT 標準 (X.25 や X.400 など) のほか、当事者が使用する使用可能な通信プロトコル；
- － 必要に応じ、適切な住所と連絡についての情報およびこれに関連する他の詳細を含む第三者提供者に関する詳細な情報。

当事者は消失や故障などの場合にメッセージを取り戻すため、または選択した通信方法が故障した場合に別の経路と手順を提供するため、回復手順の指定を考慮することもできる。

2.5 保安上の手順とサービス

「各当事者は不適切なアクセス、改変または消失を含む事故または誤使用からメッセージとその記録を守るため、技術的付属書に指定されたものを含め、安全手順とサービスを履行し、保守するものとする。」

当事者は EDI の使用に関連して提供する必要がある保安上の手順とサービスを詳細に指定することも

採用できる。取引当事者間の EDI 交換の信頼性改善のため、各種の手段が存在する。その共通の目的は、コストを不当に高くせず、できる限り多くのメッセージを有効かつ正確に伝送、処理することである。

安全/保安手段の選択、使用は通常、脅威の評価に基づいて行われ法律とは全くかわりあいが無い。これは各種安全対策の提供をもたらすのが、それらは全て UN/EDIFACT メッセージ構造とは独立している。ただ、記録から生じる法律上の信用に寄与することもある。

UN/EDIFACT を利用する取引当事者は、多種多様な保安上の手順およびサービスの中から選択できる。その一部は UN/EDIFACT 内で利用可能で、他は一般に利用可能である。

UN/EDIFACT 中の保安サービス。取引当事者は、法的要件を満たすため、あるいは特定された脅威を解消するため、以下にあげた UN/EDIFACT 内で利用可能な保安サービスのいくつかから成る保安サービスを選択することができる。これら保安サービスの各々は、暗号化技術の利用を必要とする。すなわち、あるコンピュータから別のコンピュータに転送されるメッセージ（これは数字を並べたものにすぎない）は、伝送の前と後にメッセージについてデジタル数学関数を実行する（暗号化技術と呼ばれる）という方法で保護できる。これは伝送中だけでなく、いずれかの端末での保管中にも、意図しない変更を検出する手段となり、これにより、望ましい保安サービスが実現する。

この技術的付属書チェックリストに続くリストに掲げた UN/EDIFACT 文書には、以下に詳しく紹介する保安サービスと鍵の管理技術を説明する特別資料が含まれる。使用者が情報を探す際には、これらを参考にすべきである。

メッセージ内容の完全性は、いかなる種類のメッセージ中のデータも、変更を受けることから保護する。これはさらにメッセージ順序の完全性に拡張され、メッセージが現れる順序が確立される。メッセージ完全性自体は通常、メッセージ真正性確認コード（MAC）と呼ばれるものを生成するための鍵が組み込まれない限り達成できない。これはメッセージの暗号指紋で、秘密の鍵を用いて作られる。特別に保護されたハードウェアが使われない限り、その秘密鍵の所有者は誰でも MAC 値を生成できるのが通常である。

さらに、メッセージの送信者と受信者を識別する必要がある場合（たとえば法律上の目的で）になされるべき正しい保安サービスは、発出の非否認である。これには適時性のための時刻スタンプを添え、それに続き、公開された鍵のアルゴリズムに基づくデジタル署名の計算を行う必要がある。

従って、発出の非否認はメッセージの真正性確認を意味し、それがさらにメッセージの完全性を意味する。

発出の非否認への応答として、受信者はデジタル署名で保護され、受領の非否認を提供するメッセージを返すことができる。サービス守秘は性質が異なり、ネットワークを介した伝送中のメッセージ内容が公開されることから保護するものである。

UN/EDIFACT セキュリティは EDIFACT メッセージの保護のみに関するもので、メッセージが作成または処理されるエンドユーザー・アプリケーションに関する内部セキュリティとは無関係である。

結論として、UN/EDIFACT における保安対策の利用には、暗号化技術の使用が必要であり、それには暗号鍵の使用が必要である。従って、UN/EDIFACT における保安対策の使用は、鍵の管理が必要であることを意味する。

全ての保安上の目的のために、鍵（実際には大きな数値である）を慎重に扱わなければならない。通常、アルゴリズムは公開された知識であり、鍵と組み合わせることで初めて希望する保安対策を実行できる。ユーザーは暗号化目的に使われる共通鍵を持つか、または各々が一對の組み合わせキー（1つは私用鍵、1つは公開鍵）を持つ。どのシステムにも共通するのは、鍵を安全な方法で配布しなければならないという点である。これは両当事者間で行なわれるか、または第三者が関与して行われる。第三者は、鍵の登録、認証、配布に関する一定の手続きを行なう資格を与えられる。かかる第三者はしばしば認可第三者（TTPS）と呼ばれる。あらゆる状況において、関係当事者間で、鍵管理に関する合意された規則と手続きが必要である。

付加的保安手続き及びサービス。電子データ交換に伴うさまざまなリスクに十分対処するため、当事者は以下のリスクの一部に関し、UN/EDIFACT 構造とは独立した以下の手続き及びサービスの一部を提供することも検討してもよい。

- 追加 ID コード、一意なシーケンスコード、または類似の非暗号化追跡及びラベル化方式の利用
- メッセージ交換ログを記録するため、または同様に交換活動を実施または確認する

- ための付加価値第三者サービス提供者の採用
- 企業のコンピュータ・ネットワーク内のローカル・ワークステーションにおける保護された自動保管の利用
- 通信設備の利用可能性と完全性のモニタリング

2.6 記録の保管

「当事者は本契約に従って通信された記録及びメッセージを、技術的付属書で指定するように保存・保持するものとする。」

記録とメッセージの保管と保持に関する詳細と仕様には、以下の項目が含まれる。

- 保存する記録の範囲
- 保管がなされるフォーマット
- 記録を保持する期間
- 保管と保持に使用する媒体
- 保存される記録にアクセスする権利
- 保管しておく方法（点検、環境条件等を含む）
- 記録の完全性と不可逆性のための要件
- 記録の利用可能性に関する規則

当事者はこの項目に関し、2.5項に対応して指定される詳細事項を考慮するのが望ましい。

第3条 メッセージ処理

3.1 受領

「本契約に従って送信されたいかなるメッセージも、技術的付属書に指定された方法で受信者がアクセス可能となったときに、受信されたとみなされる。」

アクセス可能になる方法の指定には、以下のものが含まれる。

- 受信者に代わって行動するサービス提供者を介したアクセス可能性
- サービス提供者が保管するメッセージに対する受信者のアクセス可能性（電子メールボックスなど）
- 受信者の内部コンピュータ・システムを介したアクセス可能性

3.2.1 受領確認

「技術的付属書に別段の定めがある場合を除き、メッセージの受信は受信者によって受信確認される必要はない。技術的付属書における受信確認に関する要件には、受信確認の方法と形態（メッセージまたは手順を含む）、また、もしあれば、受信確認が受信されなければならない期間を含むものとする。」

当事者は、複数の方法で受信確認が必要な場合を指定できる。受信確認されるメッセージの指定は、メッセージのタイプによるか（UN/EDIFACT メッセージ名を使うなど）、または伝送されたメッセージが受信確認を必要とする状況を指定することによって行われる。当事者は、伝送されたメッセージ中で要求された場合に受信確認が必要であると指定することができる。

受信確認が義務づけられる場合、当事者は受信確認が提供される方法に関し、以下のような詳細も指定すべきである。

- 受信確認の方法（受信したメッセージの再送信、CONTRL メッセージのような別のメッセージの送信、ファクシミリ伝送のような他の媒体の使用）
- 受信確認を受信しなければならない期間
- 使用すべき関連保安手順並びにサービス（AUTACK メッセージなど）

第5条 データ内容の要件

5.1 秘密製

「本契約下で通信されたいかなるメッセージに含まれる情報も、法の適用あるいは技術的付属書またはメッセージにおける指定による場合を除き、秘密とみなされない。」

当事者は技術的付属書中に、特定タイプのメッセージ（乗客リストの通信に使われる PAXLST など）またはメッセージに含まれる特定情報（価格リストや個人データなど）を秘密とみなすよう指定できる。

さらに当事者は、伝送する側がメッセージ内部でメッセージまたはそのメッセージに含まれる特定情報の秘密性を要求する方法の詳細を指定することができる。

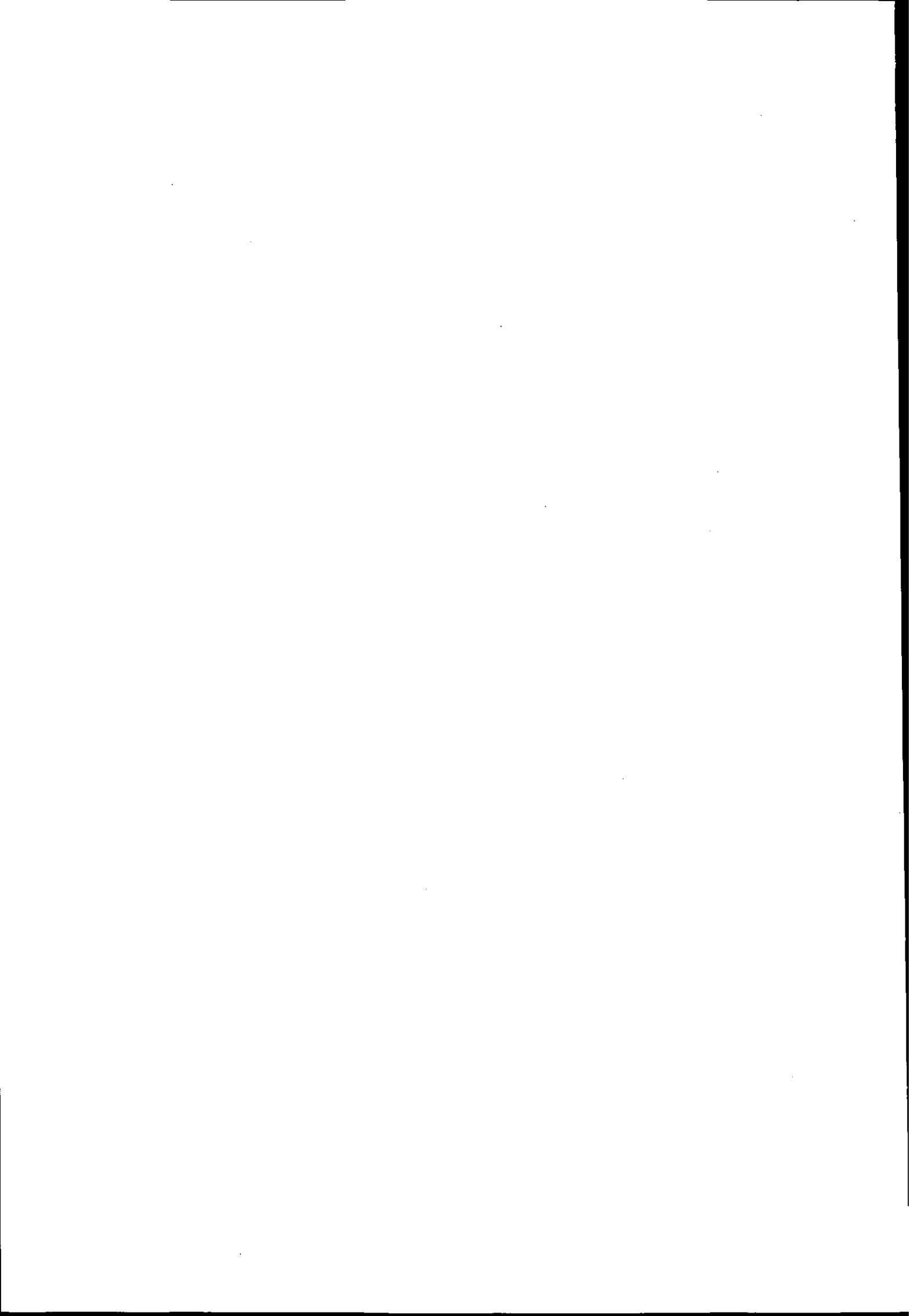
秘密性が必要とされるどのような場合でも、当事者は、技術的付属書または関連する商事契約で、秘密性を保持する方法に関する各自の義務を指定することを保証するのが望ましい。

第 7 条 一般条項

7.6 通知

「第 3 条に従う受信確認および通知を除き、本契約または技術的付属書に従って必要とされるあらゆる通知は、通知を出す当事者の代表として正式に認められた人物の署名が入った書面または記録を作成できるような電子的相当物の形で他方の当事者に提供された場合、適切に提供されたとみなす。各通知は他方当事者の上記住所で受領された日の翌日から効力を発するものとする。」

技術的付属書の前記条文のもとで適切とされる通知に加え、当事者は電子データ交換の使用に関係して通知がなされるべき他の状況を指定することができる。たとえば、2.3 項はシステム運用における変更の通知を義務づけている。当事者は技術的付属書に、そのような通知に関する特別な要件を指定することができる。

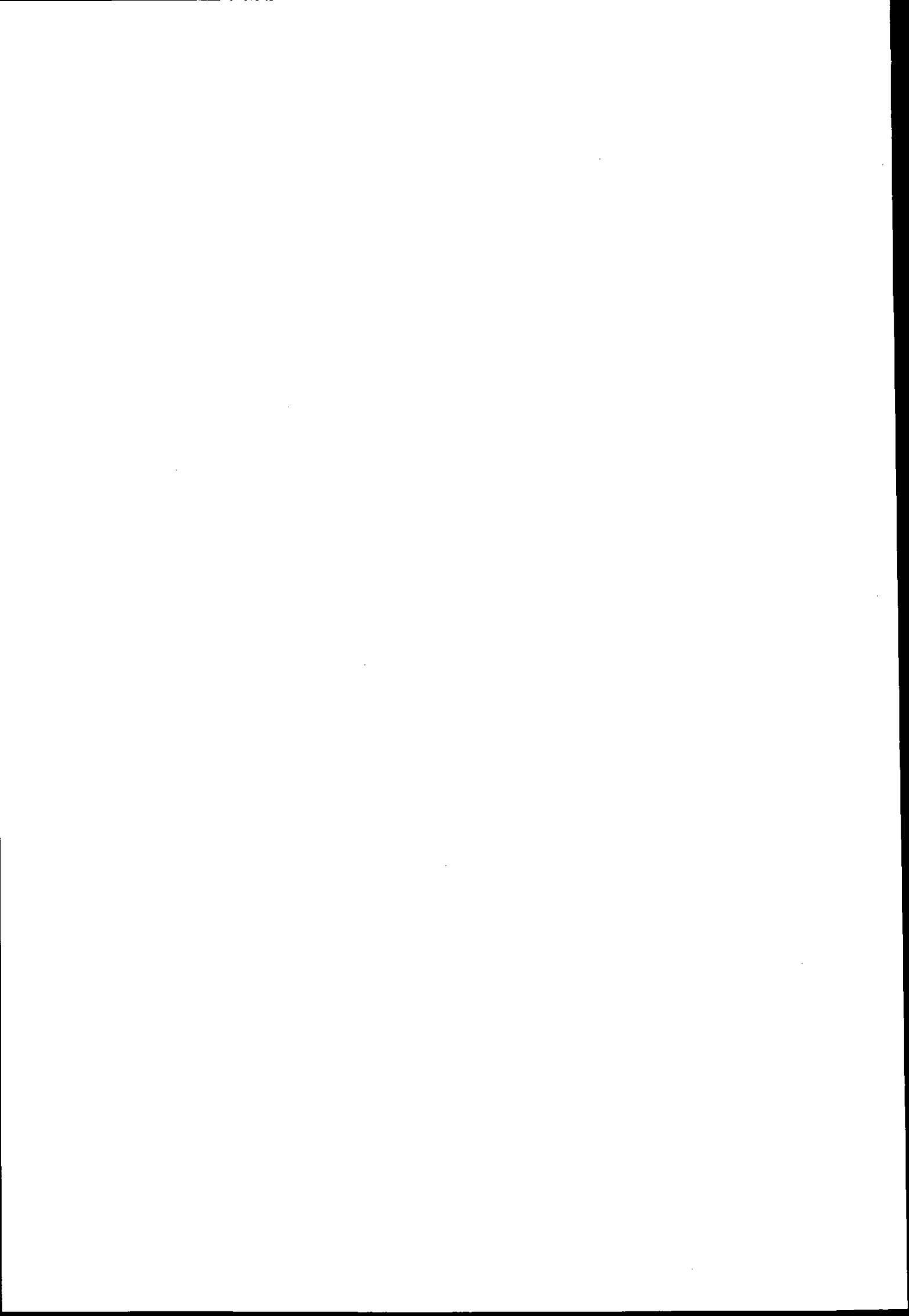


4 海外における E D I 立法例

4.1 韓国 貿易業務自動化促進に関する法律

(制定 1991. 12. 31 法律第4479号)

[韓日 : 仮訳]



貿易業務自動化促進に関する法律

制定 1991. 12. 31 法律 第4479号

第1章 総則

第1条（目的）

この法は、貿易業務の自動化（以下「貿易自動化」と呼ぶ）を促進し、貿易手続の簡素化と貿易情報の迅速な流通を実現し、貿易業務の処理時間と費用を削減し産業の国際競争力を高めることによって、国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この法で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「貿易自動化」とは、貿易業者および貿易に関連する機関が、対外貿易法令および対外貿易法第18条第2項の規定による統合公告に関連する法令・輸出保険法令・外国為替管理法令等、大統領が定める法令、および当事者間の契約（以下「貿易関連法令等」と呼ぶ）によって定めた貿易業務を、電子文書交換方式によって行うことをいう。
- (2) 「貿易業者」とは、貿易に関連する機関において、貿易関連法令等の定める申請・申告・報告等（以下「申請等」と呼ぶ）を行う者で、大統領令で定める者をいう。
- (3) 「貿易に関連する機関」とは、貿易業者に対して、貿易関連法令等の定める承認・免許・認証等（以下「承認等」と呼ぶ）を行う機関で、大統領令で定める機関をいう。
- (4) 「貿易自動化事業」とは、貿易業者と貿易に関連する機関等を連結する通信網（以下「貿易自動化網」と呼ぶ）を利用して、貿易業者と貿易に関連する機関に貿易自動化の役務を提供する事業をいう。
- (5) 「貿易自動化事業者」とは、貿易自動化事業を営む者（以下「事業者」と呼ぶ）をいい、「指定事業者」とは、第5条第1項の規定によって商工部長官の指定を受けた事業者をいう。
- (6) 「電子文書交換方式」とは、貿易業務をコンピュータ等情報処理能力を持つ装置（以下「コンピュータ」と呼ぶ）間で電気通信設備を利用して電子文書を電送・処理、または保管（以下「電送等」と呼ぶ）する方式をいう。
- (7) 「電子文書」とは、コンピュータ間で電送等が行われた、または出力された、電子署名を含む電子データをいう。
- (8) 「電子署名」とは、電子文書の名義人を表示する文字の作成者を識別することのできる記号または符号をいう。

第3条（適用範囲）

この法は、貿易関連法令等で定める貿易業務のうち、大統領令の定めにより電子文書交換方式を用いて行われるものに適用される。

第2章 貿易自動化事業者

第4条（事業者の資格）

事業者は、電気通信事業法第2条第1項第1号の規定による電気通信事業者でなければならない。

第5条（事業者の指定等）

- ① 事業者のうち、第10条第2項の規定による貿易業務に関する貿易自動化事業を営もうとする者は、公正な競争を阻害しないよう、大統領令の定める基準と手続に従って商工部長官の指定を受けなけれ

ばならない。

② 第1項の規定によって指定を受けた指定事業者は、次の各号の事業を行う。

- (1) 第10条第2項の規定による貿易業務に関する貿易自動化事業
- (2) 電子文書または貿易貨物流通情報等、貿易関連情報（以下「貿易情報」と呼ぶ）の電送等の事業
- (3) 電子文書および貿易情報を体系的に処理・保管し、検索等に活用することのできる集合体（以下「データベース」と呼ぶ）の製作および普及事業
- (4) 貿易業者および貿易に関連する機関に対する、電子文書交換方式に関連する技術の普及、および普及した技術に対する事後管理事業
- (5) 貿易自動化網に加入していない貿易業者のために、貿易自動化網を利用し貿易業者を代行して処理する事業（以下「代行処理事業」と呼ぶ）、および代行処理事業を行う者（事業者を除き、以下「代行処理事業者」と呼ぶ）に対する管理
- (6) その他、貿易自動化のための教育・広報等、大統領令で定める事業

第6条（指定の欠格事由）

① 次の各号のいずれかに該当する者は、第5条第1項の規定による指定を受けることができない。法人の場合、その役員のうち次の各号のいずれかに該当する者がいるときにもまた同様とする。

- (1) 禁治産者または準禁治産者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者
- (3) この法に違反して懲役以上の刑の宣告を受け、その刑の執行が終了し、もしくは執行を受けないことが確定した日から1年を経過していない者、または刑の執行猶予を受けその執行猶予期間中にある者
- (4) 第7条第1項の規定によって指定が取り消された日から2年を経過していない者

② 指定事業者が第1項の事由に該当するようになったときには、その指定はその時から効力を失う。ただし、法人の役員のうちその事由に該当する者がいる場合、3月以内にその役員を解任したときにはこの限りではない。

第7条（指定の取消等）

① 商工部長官は、指定事業者が次の各号の1に該当するときにはその指定を取り消し、1年以内の期間を定めて第5条第2項各号の規定による事業の全部もしくは一部の停止を命じ、または1億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。ただし、第1号に該当するときはその指定を取り消さなければならない。

- (1) 詐欺その他の不正な方法で第5条第1項の規定による指定を受けたとき
- (2) 第5条第1項の規定による基準に達しなくなったとき
- (3) この法またはこの法による命令もしくは処分に違反したとき

② 第1項の規定によって課徴金を賦課する違反行為の種別および程度に従った課徴金の金額その他必要な事項は、大統領令で定める。

③ 第1項の規定による課徴金を納付期限までに納付しなかったときは、商工部長官が国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

第3章 貿易自動化網の構成および利用

第8条（事業計画の承認等）

① 第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、貿易自動化網の構成等について必要な事業計画を樹立し商工部長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときにもまた同様とする。

② 商工部長官は、第1項の規定によって承認または変更承認した事業計画が効率的に推進されるよう支援するために、必要と認める場合は関係中央行政機関の長または貿易に関連する機関の長に協力を

求めることができる。

第9条（約定の締結等）

- ① 第8条第1項の規定によって事業計画の承認を受けた者または指定事業者は、貿易自動化網に加入しようとする貿易業者・貿易に関連する機関・事業者および第5条第2項第5号の規定による代行処理事業をしようとする者と、貿易自動化網への加入および利用等について約定を締結することができる。
- ② 第8条第1項の規定によって事業計画の承認を受けた者または指定事業者は、第1項の規定による約定を締結したときには、当該約定の内容を遅滞なく商工部長官に報告しなければならない。報告した約定を変更したときもまた同様とする。

第10条（貿易自動化網の利用等）

- ① 貿易業者と貿易に関連する機関は、第3条の規定による貿易業務を、貿易自動化網を利用して行なおうとする場合には、第11条の規定によって標準化された電子文書によらなければならない。
- ② 貿易業者および貿易に関連する機関は、第3条の規定による貿易業務のうち、大統領令で定める貿易業務を貿易自動化網を利用して行なおうとする場合には、指定事業者を通して行わなければならない。

第4章 電子文書の標準化および効力

第11条（電子文書の標準化計画）

- ① 商工部長官は、貿易自動化の効率的推進のために、大統領令の定めるところに従って貿易業務に関する電子文書の標準化計画を樹立し、これを告示しなければならない。告示した事項を変更したときもまた同様とする。
- ② 第1項の規定による電子文書の標準化計画に含まれるべき標準化の内容・対象等主要な事項は大統領令で定める。

第12条（申請等または承認等の効力）

貿易業者または貿易に関連する機関が貿易自動化網を利用して申請等または承認等を電子文書交換方式で処理した場合は、貿易関連法令等で定めた各種手続によって処理されたものとみなす。

第13条（電子文書の形式の効力）

貿易業者または貿易に関連する機関が貿易自動化網を利用して申請等または承認等をした電子文書は、貿易関連法令等で定めた文書とみなす。

第14条（電子署名の効力等）

- ① 貿易業者または貿易に関連する機関が貿易自動化網を利用して申請等または承認等をした電子文書上の電子署名は、貿易関連法令等で定めた文書上の署名捺印とみなす。
- ② 第1項の規定による電子文書上に電子署名を行なった名義人は、貿易関連法令等の規定により文書上に署名捺印した者とみなす。

第15条（電子文書の到達時間）

- ① 貿易業者または貿易に関連する機関が貿易自動化網を利用して申請等または承認等をした電子文書は、事業者または指定事業者のコンピュータファイルに記録された後、相手方のコンピュータファイルに記録された時に、その相手方に到達したものとみなす。
- ② 第1項の規定による申請等および承認等は、事業者または指定事業者のコンピュータファイルに記録された後、通常電送に所要される時間が経過した時に、相手方のコンピュータファイルに記録され

たものと推定する。

- ③ 電子文書の到達時期に関して他の法律、または第9条の規定による約定において第1項および第2項の規定とは別の定めがある場合には、その法律または約定の定めるところによる。

第16条（電子文書の内容の効力）

貿易業者または貿易に関連する機関が貿易自動化網を利用して申請等または承認等をした当該電子文書の内容について、当事者または利害関係者の間に争いがある場合には、当事者または指定事業者のコンピュータファイルに記録された電子文書の内容のとおり作成されたものと推定する。

第17条（申請等関連提出書類に関する特例）

商工部長官が貿易関連法令等において定めた申請等のための書類のうち、電子文書として電送等を行うことが技術上困難であると認めて告示する書類に関しては、関係中央行政機関の長と協議して定めるところに従って、貿易関連法令等において定めた申請等の書類のうち一部の提出を免除し、または商工部長官が告示する文書もしくは電子文書以外の方式によって提出させることができる。

第5章 電子文書および貿易情報の保安管理

第18条（電子文書および貿易情報に関する保安）

- ① 何人も、指定事業者・貿易業者・貿易に関連する機関および代行処理事業者のコンピュータファイルに記録された電子文書またはデータベースに入力された貿易情報を偽造もしくは変造し、またはこれを行使してはならない。
- ② 何人も、指定事業者・貿易業者・貿易に関連する機関および代行処理事業者のコンピュータファイルに記録された電子文書またはデータベースに入力された貿易情報を毀損し、またはその秘密を侵害してはならない。
- ③ 指定事業者の役員もしくは職員、あるいは役員または職員であった者は、業務上知り得た電子文書上の秘密および貿易情報に関する秘密を漏洩または盗用してはならない。
- ④ 指定事業者は、電子文書およびデータベースを大統領令の定める期間中、保管しなければならない。
- ⑤ 指定事業者は、第1項ないし第4項の規定による電子文書および貿易情報に関する保安のために、必要な保護措置を講じ商工部長官の承認を得て、これを施行しなければならない。

第19条（電子文書および貿易情報の公開）

- ① 指定事業者は、コンピュータファイルに記録された電子文書およびデータベースに入力された貿易情報のうち、大統領令に定めた場合に該当するものを除いて、これを公開してはならない。
- ② 指定事業者が第1項に規定する電子文書および貿易情報を公開しようとするときは、利害関係者の意見を聞いた後、大統領令の定めるところによって商工部長官の承認を受けなければならない。
- ③ 第2項の規定によって商工部長官が承認を行なおうとするときには、関係中央行政機関の長または地方自治団体の長と協議しなければならない。
- ④ 第2項の規定によって公開された電子文書および貿易情報を利用しようとする者は、指定事業者に対してその利用を申請しなければならない。

第6章 補則

第20条（聴聞）

商工部長官は、第7条第1項の規定によって指定事業者の指定を取り消し、事業の全部もしくは一部の停止を命じ、または課徴金処分を行なおうとするときには、大統領令の定めるところに従って、事前に当該指定事業者またはその代理人に意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、指定事業者またはその代理人が正当な事由なくこれに応じないときには、この限りではない。

第21条（電気通信事業法との関係）

事業者に対しては、この法に規定されたものを除いて電気通信事業法を適用する。

第22条（権限の委任）

商工部長官は、この法による権限の一部を、大統領令の定めるところに従って所属機関の長、ソウル特別市長、直轄市長、または道知事に委任することができる。

第23条（報告・検査）

- ① 商工部長官は、この法の施行のために必要と認められるときには、指定事業者はその業務に関する報告をさせ、または所属公務員をして指定事業者の事務所・営業所等において帳簿・書類その他の物件を検査させることができる。
- ② 第1項の規定による検査を行う公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者に提示しなければならない。

第24条（指導・監督）

商工部長官は、第5条第2項の規定による指定事業者の事業について指定事業者を指導・監督し、これに必要な命令をすることができる。

第7章 罰則

第25条（罰則）

- ① 第18条第1項の規定に違反して指定事業者・貿易業者・貿易に関連する機関および代行処理事業者のコンピュータファイルに記録された電子文書またはデータベースに入力された貿易情報を偽造もしくは変造し、またはこれを行使した者は、1年以上10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処す。
- ② 第1項の未遂犯は処罰する。

第26条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処す。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して、商工部長官の指定を受けずに第10条第2項の規定による貿易業務に関する貿易自動化事業を行なった者
- (2) 第10条第2項の規定に違反して、指定事業者を通さず、第10条第2項の規定で定める貿易業務を、貿易自動化網を利用して行なった者
- (3) 第18条第2項の規定に違反して、指定事業者・貿易業者・貿易に関連する機関および代行処理事業者のコンピュータファイルに記録された電子文書またはデータベースに入力された貿易情報を毀損し、またはその秘密を侵害した者
- (4) 第18条第3項の規定に違反して、業務上知り得た電子文書上の秘密および貿易情報に関する秘密を漏洩もしくは盗用した指定事業者の役員もしくは職員、または役員もしくは職員であった者
- (5) 第18条第4項の規定に違反して、電子文書およびデータベースを大統領令の定める期間中保管しなかった、指定事業者の役員または職員

第27条（両罰規定）

法人の代表者、法人または個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第25条または第26条の違反行為を行なったときには、行為者を罰するほか、その法人または個人に対しても当該各条の罰金刑を科す。

第28条（過怠料）

① 次の各号に該当する指定事業者は、1億ウォン以下の過怠料に処す。

(1) 第18条第5項の規定による保護措置を施行せず、または商工部長官の承認を得ないで保護措置を施行した指定事業者

(2) 第19条第1項および第2項の規定に違反して電子文書および貿易情報を公開した指定事業者

② 次の各号の1.に該当する指定事業者は、5千万ウォン以下の過怠料に処す。

(1) 第23条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をした指定事業者、または検査を拒否・妨害もしくは忌避した指定事業者

(2) 第24条の規定による命令に違反した指定事業者

③ 第9条第2項の規定による報告をしない者は、1千万ウォン以下の過怠料に処す。第1項ないし第3項の規定による過怠料は、大統領令の定めるところに従って商工部長官が賦課・徴収する。ただし、第7条第1項の規定によって課徴金を賦課した行為に対しては、過怠料を賦課することができない。

④ 第4項の規定による過怠料処分に不服のある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に商工部長官に異議を申し立てすることができる。第4項の規定によって過怠料処分を受けた者が第5項の規定により異議を申し立てたときには、商工部長官は遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた管轄法院は非訴訟事件手続法による過怠料の裁判を行うものとする。

⑤ 第5項の規定による期間内に異議を申し立てせず過怠料を納付しないときには、国税滞納処分の例によってこれを徴収する。

第29条（罰則適用における公務員擬制）

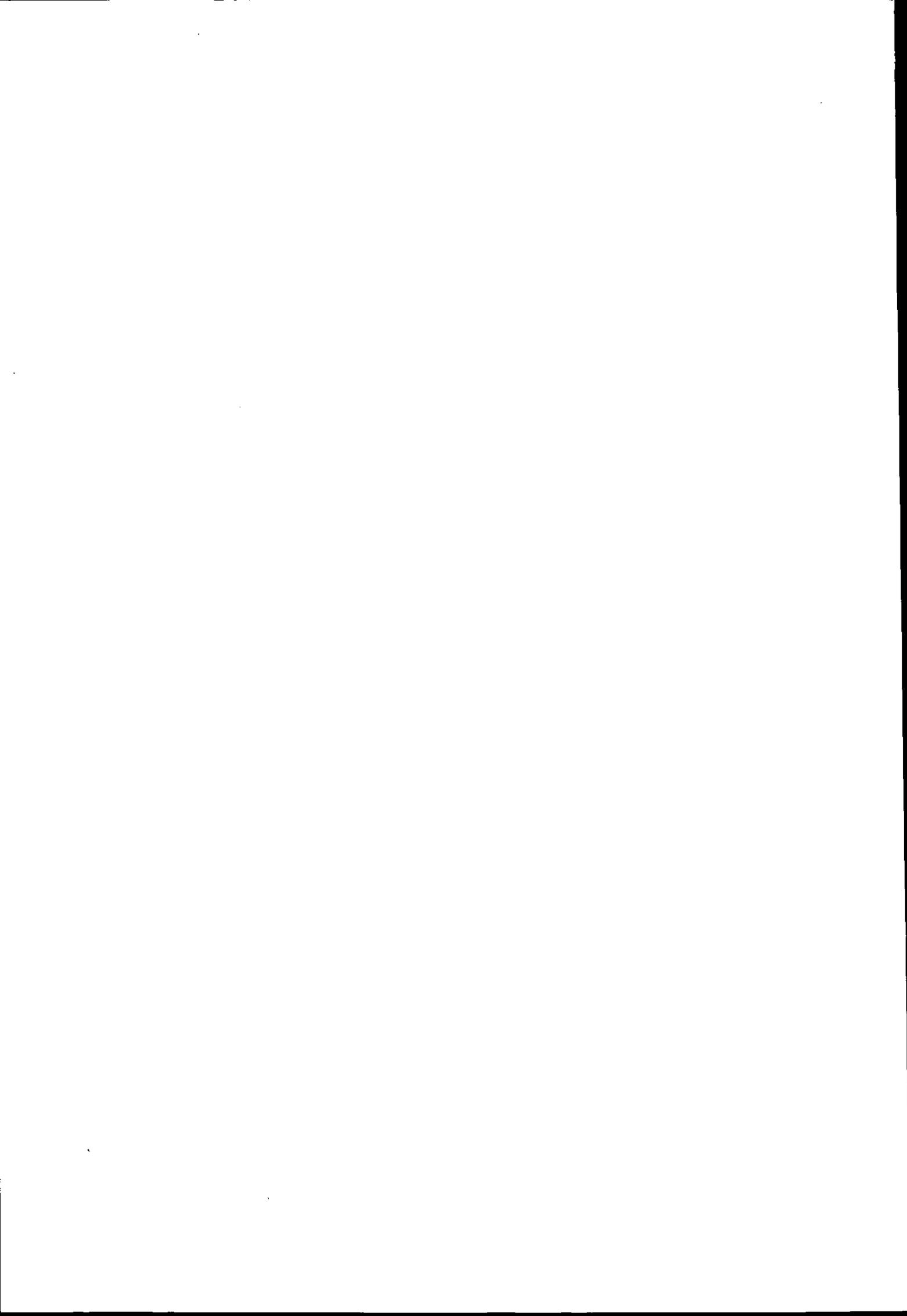
指定事業者の役員または職員は、刑法その他の法律による罰則の適用においては、これを公務員とみなす。

附則

この法は公布後6ヶ月を経過した日から施行する。

4.2 Draft UNCITRAL Model Law on Legal Aspects of Electronic Data Interchange (EDI) and Related Means of Communication

Excerpt (Annex II) from Report of the 28th session of
the UNCITRAL General Assembly



ANNEX II

Draft UNCITRAL Model Law on Legal Aspects of Electronic Data Interchange (EDI) and Related Means of Communication

Part I. Text of articles 1 and 3 to 11 as they result from the
work of the Commission at its twenty-eighth session

CHAPTER I. GENERAL PROVISIONS *

Article 1. Sphere of application **

This Law Applies to any kind of information in the form of data message used in the context of commercial *** activities. ****

* This Law does not override any rule of law intended for the protection of consumers.

** The Commission suggests the following text for States that might wish to limit the applicability of this Law to international data message:

This Law applies to a data message as defined in paragraph (1) of article 2 where the data message relates to international commerce.

*** The term "commercial" should be given a wide interpretation so as to cover matters arising from all relationships of a commercial nature, whether contractual or not. Relationships of a commercial nature include, but are not limited to, the following transactions: any trade transaction for the supply or exchange of goods or services; distribution agreement; commercial representation or agency; factoring; leasing; construction of works; consulting; engineering; licensing; investment; financing; banking; insurance; exploitation agreement or concession; joint venture and other forms of industrial or business cooperation; carriage of goods or passengers by air, sea, rail or road.

**** The Commission suggests the following text for States that might wish to extend the applicability of this Law:

This Law applies to any kind of information in the form of data message [used in the context of ...][, except in the following situations:...].

Article 3. Interpretation

(1) In the interpretation of this Law, regard is to be had to its international origin and to the need to promote uniformity in its application and the observance of good faith.

- (2) Questions concerning matters governed by this Law which are not expressly settled in it are to be settled in conformity with the general principles on which this Law is based.

CHAPTER II. APPLICATION OF LEGAL REQUIREMENTS TO DATA MESSAGES

Article 4. Legal recognition of data messages

Information shall not be denied legal effectiveness, validity or enforceability solely on the grounds that it is in the form of a data message.

Article 5. Writing

(1) Where a rule of law requires information to be in writing or to be presented in writing, or provides for certain consequences if it is not, a data message satisfies that rule if the information contained therein is accessible so as to be usable for subsequent reference.

(2) The provisions of this article do not apply to the following: [...].

Article 6. Signature

(1) Where a rule of law requires a signature, or provides for certain consequences in the absence of a signature, that rule shall be satisfied in relation to a data message if:

(a) a method is used to identify the originator of the data message and to indicate the originator's approval of the information contained therein; and

(b) that method is as reliable as was appropriate for the purpose for which the data message was generated or communicated, in the light of all the circumstances, including any agreement between the originator and the addressee of the data message.

(2) The provisions of this article do not apply to the following: [...].

Article 7. Original

(1) Where a rule of law requires information to be presented or retained in its original form, or provides for certain consequences if it is not, a data message satisfies that rule if:

(a) there exists a reliable assurance as to the integrity of the information from the time when it was first generated in its final form, as a data message or otherwise; and

(b) where it is required that information be presented, that information is capable of being displayed to the person to whom it is to be presented.

(2) Where any question is raised as to whether subparagraph (a) of paragraph (1) of this article is satisfied;

(a) the criteria for assessing integrity shall be whether the information has remained complete and unaltered, apart from the addition of any endorsement and any change which arises in the normal course of communication, storage and display; and

(b) the standard of reliability required shall be assessed in the light of the purpose for which the information was generated and in the light of all the relevant circumstances.

(3) The provisions of this article do not apply to the following: [...].

Article 8. Admissibility and evidential value of data messages

(1) In any legal proceedings, nothing in the application of the rules of evidence shall apply so as to deny the admission of a data message in evidence:

(a) on the sole grounds that it is a data message; or,

(b) if it is the best evidence that the person adducing it could reasonably be expected to obtain, on the grounds that it is not in its original form.

(2) Information in the form of data message shall be given due evidential weight. In assessing the evidential weight of data message, regard shall be had to the reliability of the manner in which the data message was generated, stored or communicated, to the reliability of the manner in which the integrity of the information was maintained, to the manner in which its originator was identified, and to any other relevant factor.

Article 9. Retention of data messages

(1) Where a rule of law that certain documents, records or information be retained, that rule is satisfied by retaining data messages, provided that the following conditions are met:

(a) the information contained therein is accessible so as to be usable for subsequent reference;

and

(b) the data message is retained in the format in which it was generated, transmitted or received, or in a format which can be demonstrated to represent accurately the information generated, transmitted or received; and

(c) such information, if any, is retained as enables the identification of the origin and destination of data message and the data and time of its transmission or reception.

(2) An obligation to retain documents, records or information in accordance with paragraph (1) does not extend to any information the sole purpose of which is to enable the message to be transmitted or received.

(3) A person may satisfy the requirements referred to in paragraph (1) by using the services of any other person, provided that the conditions set forth in subparagraphs (a), (b) and (c) of paragraph (1) are met.

CHAPTER III. COMMUNICATION OF DATA MESSAGES

Article 10. Variation by agreement

(1) As between parties involved in generating, storing, communicating, receiving or otherwise processing data messages, and except as otherwise provided, the provisions of this chapter may be varied by agreement.

(2) Paragraph (1) does not affect any right that may exist to modify by agreement any rule of law referred to in chapter II.

Article 11. Attribution of data messages

(1) A data message is that of the originator if it was communicated by the originator itself.

(2) As between the originator and the addressee, a data message is deemed to be that of the originator if it was communicated by person who had authority to act on behalf of originator in respect of that data message.

(3) As between the originator and the addressee, an addressee is entitled to regard a data message as being that of the originator, and to act on that assumption, if:

(a) in order to ascertain whether the data message was that of the originator, the addressee properly applied a procedure for that purpose which was:

(i) previously agreed by the originator; or

(ii) reasonable in the circumstances; or

(b) the data message as received by the addressee resulted from the actions of person whose relationship with the originator or with any agent of the originator enabled that person to gain access to a method used by the originator to identify data messages as its own.

(4) Paragraph (3) shall not apply:

(a) after the addressee has received notice within a reasonable time from the originator that the data message is not that of the originator; or

(b) in a case within paragraph (3)(a)(ii) or (3)(b), at any time when the addressee knew or should have known, had it exercised reasonable care or used any agreed procedure, that the data message was not that of the originator.

(5) Where a data message is that of the originator or is deemed to be that of the originator, or the addressee is entitled to act on that assumption, then, as between the originator and the addressee, the addressee is entitled to regard the content of data message as received as being what the originator intended to transmit, and to act on that assumption. The addressee is not so entitled when it knew or should have known, had it exercised reasonable care or used any agreed procedure, that the transmission resulted in any error in the content of data message as received.

[6] The addressee is entitled to regard each data message received as a separate data message and to act on that assumption unless it repeats the content of another data message, and the addressee knew or should have known, had it exercised reasonable care or used any agreed procedure, that the repetition was a duplication and not the transmission of a separate data message.]

Part II. Text of articles 2 and 12 to 14 as they resulted
from the work of the Working Group on
Electronic Data Interchange at its twenty-eighth session

(The text of those articles was not considered by the
Commission at its twenty-eighth session.)

Article 2. Definitions

For the purposes of this Law:

- (a) "Data message" means information generated, stored or communicated by electronic, optical or analogous means including, but not limited to, electronic data interchange(EDI), electronic mail, telegram, telex or telecopy;
- (b) "Electronic data interchange(EDI)" means the electronic transfer from computer to computer of information using an agreed standard to structure the information;
- (c) "Originator" of a data message means a person by whom, or on whose behalf, the data message purports to have been generated, stored or communicated, but it does not include a person acting as an intermediary with respect to that data message;
- (d) "Addressee" of a data message means a person who is intended by the originator to receive the data message, but does not include a person acting as an intermediary with respect to that data message;
- (e) "Intermediary", with respect to a particular data message, means a person who, on behalf of another person, receives, transmits or stores that data message or provides other services with respect to that data message;
- (f) "Information system" means a system for generating, transmitting, receiving or storing information in a data message.

Article 12. Acknowledgment of receipt

- (1) This article applies where, on or before sending a data message, or by means of that data message, the originator has requested an acknowledgment of receipt.
- (2) Where the originator has not requested that the acknowledgment be in a particular form, the

request for an acknowledgment may be satisfied by any communication or conduct of the addressee sufficient to indicate to the originator that the data message has been received.

(3) Where the originator has stated that the data message is conditional on receipt of that acknowledgment, the data message has no legal effect until the acknowledgment is received.

(4) Where the originator has not stated that the data message is conditional on receipt of the acknowledgment and the acknowledgment has not been received by the originator within the time specified or agreed or, if no time has been specified or agreed, within a reasonable time:

(a) the originator may give notice to the addressee stating that no acknowledgment has been received and specifying a time, which must be reasonable, by which the acknowledgment must be received; and

(b) if the acknowledgment is not received within the time specified in subparagraph (a), the originator may, upon notice to the addressee, treat the data message as though it had never been transmitted, or exercise any other rights it may have.

(5) Where the originator receives an acknowledgment of receipt, it is presumed that the related data message was received by the addressee. Where the received acknowledgment states that the related data message met technical requirements, either agreed upon or set forth in applicable standards, it is presumed that those requirements have been met.

Article 13. Formation and validity of contracts

(1) In the context of contract formation, unless otherwise agreed by the parties, an offer and the acceptance of an offer may be expressed by means of data messages. Where a data message is used in the formation of a contract, that contract shall not be denied validity or enforceability on the sole ground that a data message was used for that purpose.

(2) The provisions of this article do not apply to the following: [...].

Article 14. Time and place of dispatch and receipt of data messages

(1) Unless otherwise agreed between the originator and the addressee of a data message, the dispatch of a data message occurs when it enters an information system outside the control of the originator.

(2) Unless otherwise agreed between the originator and the addressee of a data message, the time of receipt of a data message is determined as follows:

(a) if the addressee has designated an information system for the purpose of receiving such data messages, receipt occurs at the time when the data message enters the designated information system, but if the data message is sent to an information system of the addressee that is not the designated information system, receipt occurs when the data message is retrieved by the addressee;

(b) if the addressee has not designated an information system, receipt occurs when the data message enters an information system of the addressee.

(3) Paragraph (2) applies notwithstanding that the place where the information system is located may be different from the place where the data message is received under paragraph (4).

(4) Unless otherwise agreed between the originator and the addressee of a computerized transmission of a data message, a data message is deemed to be received at the place where the addressee has its place of business, and is deemed to be dispatched at the place where the originator has its place of business. For the purposes of this paragraph:

(a) if the addressee or the originator has more than one place of business, the place of business is that which has the closest relationship to the underlying transaction or, where there is no underlying transaction, the principal place of business;

(b) if the addressee or the originator does not have a place of business, reference is to be made to its habitual residence.

(5) Paragraph (4) shall not apply to the determination of place of receipt or dispatch for the purpose of any administrative, criminal or data-protection law.

————— 禁無断転載 —————

平成8年3月発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会
産業情報化推進センター

東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内
TEL (3432) 9386

印刷所 山陽株式会社
東京都港区虎ノ門1-9-5
TEL (3591) 0240

